



昭和三十八年七月四日 来議院会議録第四十八号(その一)懲罰委員長の選挙

## 国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案

卷之三

政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廢

止する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三章 (内閣提出)  
戦傷病者特別援護法案 (社会労働)

（委員長提出）  
ばい煙の排出の規制等に関する法

律の一部を改正する法律案（内閣提出、參議院議案）

閣提出 参議院送付

(参議院提出)  
高圧ガス取締法の一部を改正する

法律案(内閣提出、参議院送付)

簡易生命保険及び郵便年金の積立  
金の運用に関する法律の一部を

改正する法律案（内閣提出、參議院送付）

卷之三

午後二時三十八分開議　○議長(清瀬一郎君)　これより会議を開きます。

懲罰委員長の選舉　○議長(清瀬一郎君)　懲罰委員長の選舉を行ないます。

○草野一郎平君　懲罰委員長の選舉は、その手続を省略して、議長において指名せんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君)　草野一郎平君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君)　御異議なしと認めます。よつて、動議のとく決しました。

議長は、懲罰委員長に濱地文平君を指名いたします。(拍手)

日程第一　国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案  
(内閣提出)　(前会の続)

○議長(清瀬一郎君)　日程第一、国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案を議題とし、前会の議事を継続いたします。

山中吾郎君の質疑を許します。山中吾郎君。

【山中吾郎君登壇】  
○山中吾郎君　私は、日本社会党を代表いたしまして、去る一日より議題になつております国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案につき、御質問いたしたいと存じます。

去る二月二十二日、この法案が本会議において趣旨説明された際にも、私は、池田総理大臣並びに荒木文部大臣

に質疑を行なつたのであります。しかし、文部省の後文教常任委員会に付託され、審議を行なつてしまひたのでございません。したがつて、議長において指名せんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君)　草野一郎平君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君)　御異議なしと認めます。よつて、動議のとく決しました。

議長は、懲罰委員長に濱地文平君を指名いたします。(拍手)

私は、この問題に対する御質問へお答えします。池田総理大臣に御質問をおこなつたことには、荒木文部大臣がんこな答弁と、模範審議の対象であつた法案が模範法案ではなく悪法であつたことなどございまして、この委員へおける法解釈のままで、総長認証官としての立場でござります。(拍手)

私は、まず池田総理大臣に御質問をおこなつたと存じます。

去る二月二十二日の本会議における御質問に対し、首相は、七つの日本製大学の学長だけを認証官總長にするのは、七つの大学の学長の職責が非常に重いからであるとの御答弁がございました。首相の言ふごとく、認証官總長と他の大学の学長の職責を異にするところになるならば、現行大学制度をなくすかずしに上級大学と下級大学の二本立てにする思想が前提であるようになります。長と他の大学の学長の職責を異にするのとお考へになるならば、現行大学制度をなくすかずしに上級大学と下級大学の二本立てにする思想が前提であるようになります。文教委員会の政府委員の答弁では、認証官總長もその他の大学の学長も、職責には変わりはないと答えておられます。しかしながら、大学院が付設されているので仕事の量が多いからだとの趣旨の説明があり、明確ではございません。ただ現行一本立ての大学制度を堅持する答弁があつたのであり、首相の本会議における答弁と食い違いがあります。

内閣に於ける法律案  
審査委員会で教官に対する質問  
（第二回）

議において、私の質問に対し、この法案をよそがとして、大学の学長、また教授、助教授の地位の向上、待遇改善を行なうことを明言されたのであります。が、文教常任委員会での質疑応答においては、人事院総裁は白紙であると答へ、荒木文部大臣は人事院の処置に期待すると、他人ごとのように答えられておるのであって、大学人の待遇改善についての具体的計画を裏づけとしたのであります。また、かりに大学人の待遇改善が実現しても、認証官総長の給与を手がかりとするときは、十八万円の東大、京大総長の給与を頂点として、絶対多くある。富士のすそ野型の格差拡大給与体系にならざるを得ないのであり、このような給与改善は、学間の振興のためには百害あって一利ないと考えるのでござります。若き教授、助教授、助手こそ学問研究の第一線に躍進し、その職責においては、研究能力を失つた古参教授と差別をつけることのできないのが学問の府の特殊性であり、その他の行政機関の給与とは本質的に相異なるものであると思うのでございますが、池田総理大臣の御所見をお聞きいたしたいと存じます。

第三に、政府提出の法案がおのおのその該当常任委員会に付託になり、審議を進める中で、どうしても池田総理大臣その他の閣僚大臣の答弁を得なければ疑点が解明しない場合がしばしばあるのでござります。この法案も例外ではなかつたのでございますが、幸か

不幸か、今回はしなべるこの数日、本会議においていろいろの法案につき質疑応答、討論の機会を得て、文教委員会における疑問点を整理大臣並びに各大臣に聞くことができるようになったことは、私は不幸中の幸いであると思うのでござります。われわれ法案を審議する議員一般の立場からいたしましても、他の委員会に付託されている法案に対してもはつんぱさじきに置かれていて、その長短を知る由もないのが通常でありますたが、たとえば、数日前の本会議の質疑、討論を通じて、金鷲勲章関係の法案が遺憲の疑いがある悪法であることも初めて知った次第でござります。このように考えてまいりますと、この数日の本会議の運営こそ模範的審議とも言うことができるのです。あつて、わが社会黨の国会正常化の努力によって追い詰められた清瀬議長のけがの功名とも言えべく、与野党とともに御同慶の至りでございます。(拍手)

この際、毎国会幾多の法案を提案してわれわれ議員に迷惑をかけている政府の責任者としての池田総理大臣にお聞きいたしたいござります。この数日の本会議における法案審議のあり方については、賛否両論の批判はあるにいたしましても、政府の法案提出の方にも大きな責任があると信ずるのをございます。今後憲法に背を向ける法案の提出を自薦するとか、一たん提出した法案にしてもすなおに修正に応ずるとか、この総長認証官法案に関連して、今後の法案提出の態度につき御所信をお聞きいたしたいでござります。

次に、文教委員会において見解を明らかにされた荒木文部大臣を除いて、

その他の出席の全閣僚にお聞きいたしました。御承知のように、学長任免についての現行制度は、教育公務員特例法によって、大学の学長は大学管理機関の申し出により、文部大臣が形式的に任免することになります。しかるに、常任委員会の審議の過程において、私の質問に答えて荒木文部大臣は、現行法の解釈としても文部大臣は学長の任命に拒否権があると答え、人事権に関する大学の自治を軽視する態度を公然と明らかにされております。

さらにこの法律の施行によつて、認証官総長の任命が内閣に移行すれば、当然拒否権は内閣にあると答えられ、さらに関議決定は、全員一致によるこ

ともつけ加えておるのであります。したがつて、一人の閣僚が反対しても総長の任命が不可能になり、実質的には

すべての國務大臣に大学総長任命の拒否権があることが明らかにされたのであります。したがつて、国立大学を所管し教育基本法を守ることを職責とする文部大臣を前提としてこそ、学長の

任免につき最小限度の実質的権限があるとの学説も、今まで関係者の間で

いたしたいと存じます。

さらに川島行政管理局長官にお聞きいたしたいのでございますが、あなた

の責任において設置されておる臨時行政調査会第一専門部第一班中間報告の

中、教育の関係について「教育の中立性維持、教育行政方針の安定、教育

行政の民主的統制確保のため、中央教育委員会（委員長は國務大臣とする）

の管理の下に文部省をおくことが考え

られる。」こういう報告が出ておるのであります。この趣旨は、現在の文部省は政治権力に直結することをおそれ

て、國家公務員会のごとく中立性を保持せんとする意図にあると思うので

ござりますが、こういう考え方方に御賛同になる限り、最も政治権力から独立すべき大学の総長が、政党政治の中心である内閣の任命に移った場合、拒否権ありとお考えになることはできない

と思つてあります。つけ加えてお答えを願いたいと思うのでござります。

このゆえに、この問題については、前例をおそれで出席を済つたとのうわさがありますが、私は、このような同

一事例の質問をせねばならぬ議題は、きわめてまれであると思うのであります。また、内閣は、他の合議機関と

違つて、総理大臣より罷免にならない限り、すべての國務大臣は、おののの独立の発言権と責任を有する地位にありますので、全閣僚の皆さんの御意見をただすことのほかに解決の道がない

のであります。したがつて、何らかの理由によつて本日御欠席の大臣におかれでは、他日何らかの形で、七大学総長の任命されるまでに所信を表明されねばなりません。また、池田総理大臣は、この法案の成立以前に閣議で統一解釈を決定し、天下に表明さるべきであると思つたが、池田総理大臣の御所信を承りたいと思うのであります。

最後に、少數意見の報告をされた三木喜夫君にお聞きいたします。

この法案の成立によつて、大学の助手、助教授、中堅教授の諸君に対する合理的な給与の改善が保障されているのかいかにについて、常任委員会における審議の過程と照合しつつ、御所見を承つておきたいと存じます。

以上、日本社会党を代表いたしまして、御質疑を申し上げる次第でござります。（拍手）

〔三木喜夫君登壇〕

## ○三木喜夫君 山中音郎君の質問の要旨

旨は、この法律にうたつてあります北

海道大学以下七国立大学の学長の職務

と職責の特に重要であることにかんが

み、その地位と待遇の改善をはかり、

ひいては大学教官、さらには教育者全

体の地位の向上に資する、このように

なっておりますので、したがいまし

て、この法律が通りますれば、大学の

教授、助教授、助手の待遇がよくなり、

また教育者全体の待遇がよくなる、そ

ういうよすがになるといふ、こういう提

案がなされておるわけございますけ

れども、私も、なお審議に参加した者

も、全般的に非常に心配しております

ことは、そのようなよすがになるところの要素がないということございま

す。

それはまず第一に考えられますこと

は、東京大学、京都大学が十八万円、

他の大学が十六万円の給与になられる

ということは、私たちはもとより反対

するものでなくして、むしろおそきに

失し、また少なきに失しておるといふ

ことは基本的に考えておる問題でござ

いまして、この点待遇が改善されます

ことは非常にけつこうなのでございま

すけれども、この待遇の改善のしかた

が、俸給は他の認証官の例による、い

わゆる一般職の給与の例で申します

と、検事等がこの例でござります。ま

た暫定手当は特別職の例にならない、期

末手当は一般職の例にならうといふよ

うな、大学総長を認証官にすることに

よつて、その給与はまちまちな形でよ

くなる、こういち例が一般職の中に

持つてきて当てはまるかどうかといふ

ことが非常に疑問なのです。

その点につきましては、給与の問題を研

究しておる学者にいたしましたが、非常に

疑問視しております。こういふと

ころに、政府が言いのがれしておる

ことと、非常なインチキ性があるとい

うこととござります。

それから第二点として私たちが考え

ますことは、この審議の過程で、いま

このゆえに、この問題については、

ある内閣の任命に移つた場合、拒否

権ありとお考えになることはできない

と思つてあります。

このゆえに、この問題については、

山中音郎君の申されましたように、人事

院総裁にこの問題について、大学総長

の給与が改定になつて改善され、よく

なつておりますので、したがいまし

て、この法律が通りますれば、大学の

教授、助教授、助手の待遇がよくなり、

また教育者全体の待遇がよくなる、そ

ういうよすがになるといふ、こういう提

案がなされておるわけございますけ

れども、私も、なお審議に参加した者

も、全般的に非常に心配しております

ことは、そのようなよすがになるところの要素がないということございま

す。

それはまず第一に考えられますこと

は、東京大学、京都大学が十八万円、

他の大学が十六万円の給与になられる

ということは、私たちはもとより反対

するものでなくして、むしろおそきに

失し、また少なきに失しておるといふ

ことは基本的に考えておる問題でござ

いまして、この点待遇が改善されます

ことは非常にけつこうなのでございま

すけれども、この待遇の改善のしかた

が、俸給は他の認証官の例による、い

わゆる一般職の給与の例で申します

と、検事等がこの例でござります。ま

た暫定手当は特別職の例にならない、期

末手当は一般職の例にならうといふよ

うな、大学総長を認証官にすることに

よつて、その給与はまちまちな形でよ

くなる、こういち例が一般職の中に

持つてきて当てはまるかどうかといふ

ことが非常に疑問なのです。

その点につきましては、給与の問題を研

いい給与の中でも、日本の学問の向上と教育をしっかりと進めてまいりましたこの労苦に報いるためには、どういたしましても、研究費とかその研究施設を充実することこそ要緊の問題ではないかと思うわけであります。したがいまして、ただいま山中議員が言われましたこのことをよそがにして、大学の教員の給与をよくし、それがひいて教員全体に及んでくるということは、望むべくしてこの法律からは望み得られない要素があることを申し上げまして、

【國務大臣池田勇人君】お答え申上する次第でござります。(拍手)

○國務大臣(池田勇人君)お答え申上

審議の過程においてどのような意見が出、あるいはどんな考え方があるのかといふ問題点につきまして、お答え申し上げます。

官賃問題の第一点は、今回大学に認証官制度を置いたので、大学の学長の職責が二本立てになるのではないかといふ御質問でござりますが、決してそうではありません。今回置きました大學におきましては、その構成、規模等が非常に膨大でございまして、質に変化はございませんけれども、規模が違いますからこういうふうにいたしたのをございます。

しそうして、第二の御質問の今回の措置は、他の大学の学長あるいは教授、あるいは教職員にも及ぶかといふ御質問でございますが、御承知のとおりでござります。

○國務大臣(中垣國男君)お答えいたしました。

拒否権の問題につきましては、ただいま内閣総理大臣のお答えのとおりでござります。

次に、国立大学総長の認証官の場合と他の認証官との性格は同じかどうかというお尋ねであります。私は、この意味

がござましても、その任命を庄重に行なうためのものでありますので、国立大学

総長の任免につきましての認証官の性格は全く同じであります。(拍手)

【國務大臣大平正芳君登壇】

お答え申上

おおきましても、まず、規模の非常に膨

大な大学から認証官制度を置き、そ

して各大學は規模が大きくなるにつれ

この制度を拡充し、学長のみならず、教授、職員に対しましても待遇改

善をはかっていきたいと考えております。

なお、学長の任免権につきましての拒否権の問題でございますが、現行教

育公務員特例法によりますが、現行教

育公務員特例法によりますと、法律

が尊重され、大学の管理機関の申し出

によつて、今まで任免しておるのであ

ります。のことにつきましては、従来

と何ら変わりがないであります。し

こうして、文部大臣の任免権が内閣に

移りましたからといって、決して教育

の中立性を阻害するものではございま

せん。われわれは、内閣がこれを任命

するのでございまして、内閣全体とし

て慎重に考えていきたい、個々の閣僚

の意見によって左右されるべきもので

はございません。内閣全体としてきめ

るのでござります。

また、各國務大臣に所見をお聞きになつたようございますが、内閣を代

表して、私は以上のようにお答えいた

します。(拍手)

【國務大臣中垣國男君登壇】

お答えいたしました。

○國務大臣(中垣國男君)お答えいたしました。

拒否権の問題につきましては、ただ

いま内閣総理大臣のお答えのとおりでござります。

次に、國務大臣大平正芳君登壇

お答え申上

おおきましても、まず、規模の非常に膨

大な大学から認証官制度を置き、そ

して各大學は規模が大きくなるにつれ

この制度を拡充し、学長のみならず、教授、職員に対しましても待遇改

善をはかっていきたいと考えております。

なお、学長の任免権につきましての拒否権の問題でございますが、現行教

育公務員特例法によりますが、現行教

育公務員特例法によりますと、法律

が尊重され、大学の管理機関の申し出

によつて、今まで任免しておるのであ

ります。のことにつきましては、従来

と何ら変わりがないであります。し

こうして、文部大臣の任免権が内閣に

移りましたからといって、決して教育

の中立性を阻害するものではございま

せん。われわれは、内閣がこれを任命

するのでございまして、内閣全体とし

て慎重に考えていきたい、個々の閣僚

の意見によって左右されるべきもので

はございません。内閣全体としてきめ

るのでござります。

また、各國務大臣に所見をお聞きになつたようございますが、内閣を代

表して、私は以上のようにお答えいた

します。(拍手)

【國務大臣中垣國男君登壇】

お答えいたしました。

○國務大臣(中垣國男君)お答えいたしました。

拒否権の問題につきましては、ただ

いま内閣総理大臣のお答えのとおりでござります。

次に、國務大臣大平正芳君登壇

お答え申上

おおきましても、まず、規模の非常に膨

大な大学から認証官制度を置き、そ

して各大學は規模が大きくなるにつれ

この制度を拡充し、学長のみならず、教授、職員に対しましても待遇改

善をはかっていきたいと考えております。

なお、総理の御答弁申し上げました

ことに関連しましてちょっとと申し添え

させていただきますならば、この大学

総長の認証官扱いといふものの、その

当該学長以外の学長以下教授、助教授

等あるいは一般教職員に対する待遇の

問題についての関連は、三木さんから

お話しになりましたが、人事院から

もお話しになりましたが、天皇の認

証は、すべてその職責的重要性にかん

ど内閣総理大臣からお答えしたとおり

でござります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君)他の大臣の答弁

がゆえに、すでに文部大臣名及び文部

次官名で人事院あてに、それに関連し

ます。その意味で期待しておると申し

上げたことを申し添えさせていただきます。(拍手)

【國務大臣大平正芳君登壇】

お答え申上

おおきましても、まず、規模の非常に膨

大な大学から認証官制度を置き、そ

して各大學は規模が大きくなるにつれ

この制度を拡充し、学長のみならず、教授、職員に対しましても待遇改

善をはかっていきたいと考えております。

したがいまして、まだいま山中議員が言われま

たことによそがにして、大学の教員

の給与をよくし、それがひいて教員

全体に及んでくるということは、望む

い要素があることを申し上げまして、

【國務大臣池田勇人君】お答え申上

第二の欠点は、この法案を見るに、それ七つの旧帝大部内の実情から申しましても、教授以下の一般職員と総長の間の現に見られる格差が不适当に拡大されますし、その上総長の権限強化を伴つている点であります。われわれは、学問を通じて眞偽を明らかにし、国民のために奉仕し、日本民族の将来に対し学問の成果を与える学者、研究者に敬意を表するのみでなく、給与改善を行なうことを緊急の課題であると考えております。特に大学における学問研究の推進者である助教授、講師、助手など若手学者に対する待遇改善を急ぎ事態を招くことは間違いないと見通しておられます。(拍手)すでに優秀なる人材が、大学から民間の会社に引き抜かれ、また、わが国の若き頭脳がアメリカからの引き抜きにかかるとしております。(拍手)そこでその状態を憂いながら、どうにもならない憂うべり、手など若手学者に対する待遇改善を急ぎ事態を招くことは間違いないと見通しておられます。

第三の欠点は、旧帝大の七人の学長——この法律により、今後の呼称は総長となります。その総長の任命権を内閣が握ることになる点であります。私は、この点はひどくおそろしいことだと思います。三木喜夫君、山中晋郎君によつてその点は詳しく述べられました。御承知のことく、大学の自

治なるものは、真理を探求する学問、研究の自由、教授の自由を保障するため、先人が官憲の彈圧に抗して、多くのとうとい犠牲を払いいつつ、歴史的に確立してきた大学の慣習であります。

第四の欠点は、この法案は、いわゆる有名校の試験地獄にさらに拍車をかけるという強烈な副作用をも持つてあります。(拍手)理由は省略いたしましよう。

第五、第六、第七と、欠点は幾つでも数えられますが、それらも、惜しいけれども省略いたします。しかし、本

法案は、池田内閣の、したがつて荒木文相の文教行政から出てきており、あ

まりにも逆コース、あまりにも高姿勢でありますので、前に指摘した四つの欠点の総括的補足説明ということで、

荒木文相は、ついにこの法案において、大学の自治、人事権は大學に認められなければならないと明快に示しております。しかし、池田内閣と荒木文相とは、大学の持つ任命権を内閣に移すこの法案によって、興亡とく、一般職の給与に関する法律の特例措置を講ずべきであります。

なぜこの常道を踏もうとしないのであります。文部大臣、人事院総裁等の説明では、このように七人の学長の待遇を改善すれば、これが突破口となり、他の学長、一般教官等には、その均衡効果として待遇改善の利益

が及ぶことになると言つたのですが、突

れ口、均衡的効果などの単語は、下を

そのままにして、さきに上を上げるこ

との不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第六の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第七の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第八の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第九の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第十の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第十一の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第十二の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第十三の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第十四の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第十五の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第十六の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第十七の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第十八の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第十九の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第二十の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第二十一の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第二十二の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第二十三の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第二十四の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第二十五の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第二十六の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第二十七の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第二十八の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第二十九の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第三十の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第三十一の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第三十二の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第三十三の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第三十四の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第三十五の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第三十六の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第三十七の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第三十八の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第三十九の欠点は、旧帝大の七人の学

長——この法律により、今後の呼称は

総長となります。その不公平と不合理を包み隠そるとす

るもので、医者が苦い薬を飲ませると

きに使うオブラーのよう私には感

じられました。(拍手)

第四十の欠点は、旧帝大の七人の



○郵便便約定の締結について承認を求めるの件、日本国と南アフリカ共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件を追加して六件を一括認議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(浦瀬一郎君) 草野一郎平君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浦瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第一、日本国とビルマ連邦との間の經濟及び技術協力に関する協定及び一千九百五十四年十一月五日にラングーンで署名された日本国とビルマ連邦との間の平和条約第五条1(a)(iii)の規定に基づづくビルマ連邦の要求に関する議定書の締結について承認を求めるの件、日程第三、通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ・経済同盟との間の協定を改正する議定書及び一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ・経済同盟との間の貿易関係に関する議定書の締結について承認を求めるの件、日程第四、通商に関する日本国とラント政府との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件、日本国と南アフリカ共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件、日本国政府とニュー・ジーランド政府との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件、日本国と

○日本国とビルマ連邦との間の経済及び技術協力に関する協定及び千九百五十四年十一月五日にラングーンで署名された日本国とビルマ連邦との間の平和条約第五条1(a)項の規定に基づくビルマ連邦の要求に関する議定書の締結について承認を求めるの件  
通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ經濟同盟との間の協定を改正する譲渡書及び一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ經濟同盟との間の貿易関係に関する議定書の締結について承認を求めるの件  
通商に関する日本国とフランス共和国との間の協定及び開港議定書の締結について承認を求めるの件  
日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件  
日本国と南アフリカ共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件  
〔本号(その二)に掲載〕  
○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員長野田武夫君。  
〔野田武夫君登壇〕  
〔報告書は本号(その一)末尾に掲載〕

協力協定について申し上げます。  
わが国は昭和二十九年に署名された  
ビルマ連邦との間の平和条約、及び賠  
償及び経済協力に関する協定によりま  
して、賠償支払いを実施してきました  
が、ビルマは平和条約第五条の規定  
に基づき、賠償の再検討を要求してま  
りましたので、両国間で交渉を行な  
い、本年三月、ラングーンにおいて、士  
協定及び本議定書が署名されました。  
本協定により、わが国は現行の賠償計  
算と並んで、経済協力を含む総合的  
な協定が終了する四十年四月から  
四十年四月まで十二年間に、一億四  
千万ドルにひとしい日本國の生産物  
及び日本人の役務からなる無償の経済  
援助を供与することになります。  
また議定書によりまして、今後ビル  
マは前掲の平和条約第五条に基づく賠償  
再検討の要求を提起しないことを約束  
しております。

三十五年に締結した通商協定に所要改正を加えたものであります。フランスとの通商協定は、両国の関税及び課徴金、内国税その他の國課徴金等について、相互に最恵待遇を与えて、輸出入の禁止、制限について、相互に無差別待遇を与えることと規定しております。

ペネルフクス及びフランスとの間貿易関係に関する各議定書は、貿易に関する最恵待遇の例外措置を規定しております。また、フランス議定書ペネルフクスは交換公文により、それが我が国に対し、ガット第三十五の援用を撤回することになつております。

次に、小包郵便約定の三案件について申し上げます。

わが国とフィリピン、ニギニア・ジランド、南アフリカとの間の小包郵便業務は、右三国が万国郵便連合の小包郵便物に關する約定に參加してしまつたため、政府はこれら三国政府とそれぞれ交渉を行なつておりますが、これが妥結を見ましたので、本約定の署名を行ないました。

本三約定は、いずれもわが国とこれらの三国との間で交換する小包の種類、料金等、小包について行なう業者の種類及び処理方法等の小包の交換を行なうために必要な基本的事項を規定しております。

ビルマ連邦との協定は五月一日、本商に關する二案件は五月三十日、本員会に付託され、郵便約定の二案件は参議院において承認された後、フィリピンとの約定は三月二十日、ニギニア

ジーランド及び南アフリカとの二綱定は六月七日、それぞれ本委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録によつて御了承願います。

かくて、質疑を終了し、ビルマ連邦との協定及び通商に関する二案件は六月二十六日、郵便約定の二案件は七月四日、討論を省略して採決を行ないましたところ、いずれも全会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これより採決に入ります。

まず、六件中、日程第三及び第四の両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、両件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

次に、日程第二及び日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件外二件を一括して採決いたします。

四件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、四件は委員長報告のとおり承認するに決しました。







理の「元化」という一番大きな柱がくずれ去っているということになります。知事や自治省の攻勢の前に、管理の水系別一元化の線がくずれて知事管理区間が設けられ、治水管理が従来どおりまします。さらに大蔵省の抵抗にあります。財政面における国責任体制が大きく後退し、最初の案のうち残されておりますのは利水の一元化のみであります。かくては利水権の一元化・中央集権化のみが改正案の柱となりまして、治水、利水の総合的一元的管理といふことは全く骨抜きにされているといふよりほかありません。これこそまさに政府の思ひつかなかったとも考へることができます。本改正案策定の最終段階で総理の裁断がこの案決定のかぎとなつたと聞いておりますが、本案は足して二で割るというよりも、足して五で割つたともいふべき全く無原則な妥協案であります。河川法改正の必要が叫ばれるに至りました改正本来の目的を見失つたところの利水一元化案であります。これが反対の第一の理由であります。

第二にわれわれが本改正案に反対するゆえんのものは、本案におきましては、国が治水の責任を明らかにしておらないといふところにあります。

もとより、河川法の改正は水利用の合理化をその目的の一つとしておりますが、あくまでもそれは治水を第一義的な目的としていることは言ひません。治水の完ぺきを期すとともに、無効放流される水をたくわえて水利用の効率を高めるという考え方立った河川管理が行なわれなくてはなりません。ただいたすらに

水不足に悩む農業界の要望にこたえては利水をはかることにのみ急であつてはならないのです。したがつて、大河川の管理権を国の手に一元化せよという声は、治水について國があくまで責任を負うとともに、総合的な利水計画を國の手で立てるということです。しかるに、本案におきましては、國は利水権をその手に一本化しておきながら、治水については國が最後まで責任をとることを國に義務づけようとしたのであります。

川は生きているといふことはのとおり、われわれが利水のために河川にいろいろな施設を行ないますと、川はそれにさまざまなる形で反応してまいります。ことに、最近の膨大な利水施設は、河道に著しい変化を起こさせまして、上流には土砂の堆積による水害を、下流には河道の掘さくによる干害をもたらしてまいりました。また、河川の改修による疎通の改善は狭窄部における洪水となつてあらわれてまいりました。こうしてわれわれの生活の河川への接近は、一部に第二次的な水害常襲地帯をつくり、こうして人工的につくられた洪水常襲地帯は、毎年毎年大雨ごとにどっぶり水につかりまして非常な犠牲を払わされ、その悲運に住民は泣いておるのであります。いまやその地方の住民の嘆きは政府の無策に対する怒りの声と変わってきておるのあります。したがいまして、これら

の洪水常襲地帯を水禍から解放するための治水施設は、他の治水、利水施設に優先すべきであるにかかわらず、利水を目的とする施設が常にこれに優先しているのであります。

そこで私どもは、このような地域を洪水常襲地帯として指定いたしまして、この地域に対する治水施設を他の地域に優先して行なうことを政府に義務づけようとしたのであります。このわれわれの修正は水禍に悩む住民の声であります。また、政治の当然あらねばならない姿であります。本法案の取り扱いをめぐるところの自社両党の話し合いの中で、罹災住民の立場に立て私はこの修正をねばりにねばつたのであります。しかるに、政府並びに与党の理事諸君は頑強にこれを拒否したのであります。そして委員会におきましては、われわれの修正案は否決されたのであります。それでは、利水権は国の手に、水は自由におれたちに使わせる、ただし、そのためにどこにどんな水害が起ころともおれたちの知つたことではない、こういうことになりまして、今度の河川法改正は利水オンリーの改正であるといわれてもしかたがないのであります。これでは地域住民の犠牲において、水を求める産業資本に奉仕するための改正であるとのそりを免れることはできません。(拍手)これが本改正に反対する第一の理由であります。

第三には、本改正案におきましては、災害防止のための緊急措置に対しましてきわめて憚病であるということとあります。

旧河川法におきましては、流水は私権の対象となすことを得ずと規定され

れが著しくばやかされております。河川は公共のものである。公共の安全を保持し、公共の福祉を増進するよう管理すべきであると規定いたしておるにすぎません。従来発電ダムは、洪水に際しましてしばしば予備放流を怠り、あるいは急激な放流を行ないまして、下流住民の生命を奪うような事故を起こしてまいりました。かかる経緯にござりまして、今回の改正ではダム操作に關する詳しい規定を設け、ダムの安全性のために特段の配慮を払わんといたしております。ところが、流水に対する私権の排除の規定がなくなり、法案の底を流れる基本的な考え方の中に、利水権を物権とみなし、私権の対象と見るという考え方がありますので、災害防除に対するダム操作の統一的管理にきわめて憶病になつております。政府原案では、災害を防止するため緊急の場合には河川管理者はダム設置者に対して必要な措置をとるべきことを「勧告」することができるとうあります。が、委員会におきましてその不徹底なことが追及され、「指示」できると修正されております。

ダム群を科学的に統一的に管理し、指揮し、災害の防止につとめるべきであります。そのためには、河川管理者は、緊急の際にダム設置者に對して命令権を持たなければならぬのであります。これが損失に対しても國の補償義務ありやに見られる本案は、灾害防止についての緊急措置に對しきわめて消極的であります。レーダーや電子計算機の発達した今日では、ダム群の科学的操作によりまして完全な洪水管理ができるはずであります。河川管理者は、刀を持たずして敵を切れと言われておるにひとしいのであります。魂なき洪水管理では灾害を防ぐことはできません。これ、私が本案に対する第三の理由であります。

さらに、最近、河川の遊水地帯が、土地の効率的利用の名のもとにどんどんど取りくずされ、それが干拓されて農場となり、地にばをされて宅地となつております。そのため河川はそう堤防を高くしなければなりませんが、それとともに洪水の破壊力は一そろ大きなものとなつてまいります。それは自然の力にさからうてはならないといふ治水の原則に反するものであります。まさに愚かな人間の自然への反抗であります。

一昨年、私は、北海道の災害調査に際しまして、石狩川流域で非常に広大な地域にわたつて遊水地帯の中に農地が造成されつつあるのを見ました。また最近、利根川の遊水地帯である印旛沼または霞ヶ浦を埋め立てまして、ここに国際空港をつくろうという計画が立てられております。これらの湖沼

は、利根の遊水地帯とし、利根の遊水調節に非常に大きな役割を果たしてありますので、その埋め立てについては当然これに見かわる調節施設を設置しなければなりません。社会党の修正案では、これららの治水上必要ある地域を遊水地帯として指定し、この遊水地帯には、これにかかるべき洪水調節機能を有する施設をつくるまでは、遊水の状態に影響を及ぼすような行為を禁じようとしたものであります。

狭い国土は、あるいは台風に、あるいは集中豪雨に、至るところ河川のはんらんに苦しめられております。したがつて、既存の遊水地帯の取りこぼしには嚴重な規制を行なわなければなりませんが、原案はこれに対しきわめてあいまいな態度をとつておるのであります。これが私の政府原案に反対する第四の理由であります。

明治二十九年に制定されました河川法は、いま、時代の進歩に伴つて画期的な改正が行なわれようとしております。それだけに、われわれは、その改正にあたつては本来の目的を見失つてはなりません。政府部内のなわり争いでゆがめられたところは、国会の手でそれを正しい姿に戻さなければなりません。それに、政府原案はその重大なる使命を忘れてはいるのであります。いわば魂を財産を守るための治水を何よりも重要なものとしなくてはなりません。しかるに、政府原案はその重大なる使命を置き忘れた河川法とも言ひ得ます。これに魂を入れようとしたのが社会党の修正案であります。(拍手) 委員会におきましてそれが否決されましたがことはまさに残念というほかありません。ただし、本案は、本日衆議院

を通過いたしましたが、参議院ではおもそらく継続審査になると思うのであります。(拍手)その場合には、政府並びに与党の諸君は、次期国会において、この点を十分に考慮されまして、われわれの修正に応じられることを切望いたしまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

日程第十二 明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法案(内閣提出)

日程第十三 関税暫定措置法及び砂糖消費税法の一部を改正する

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

(利子に対する源泉徴収に係る所  
得税の税率の特例)

**第三条 所得税法第一条第六項の規  
定に該当する法人で条約第二条第  
一項(f)に規定するタイの法人であ  
るもののが支払を受ける条約第七条  
第四項の規定に該当する利子で同  
法の施行地にその源泉があるもの  
(その者の同法の施行地にある恒  
久的施設に帰せられるものを除**

○副議長(原健三郎君) 起立多數。  
す。本案を委員長報告のとおり決する  
よつて、本案は委員長報告のとおり決  
しました。

〔賛成者起立〕

本案の委員長の報告は修正であります  
ます。日程第九につき採決いたしま  
す。

採決いたします。

〔賛成者起立〕  
○副議長(原健三郎君) 起立多數。  
よつて、本案は委員長報告のとおり可  
決いたしました。

日程第十 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案（内閣

## 提出) 日程第十一 所得に対する租税に 關する二重課税の回避及び脱税

○副議長(原健三郎君)　日程第十、所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に関する特例等に関する法律案(内閣提出)  
日程第十三　関税暫定措置法及び砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
日程第十二　明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法案(内閣提出)  
右  
国会に提出する。  
昭和三十八年三月十一日  
内閣總理大臣　油田　勇人

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び  
課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約  
の実施に伴う所得税法の特例等  
に関する法律

(利子に対する源泉徴収に係る所  
得税の税率の特例)

**第三条 所得税法第一条第六項の規定**

に該当する法人で条約第二条第一項に規定するタインの法人であるものが支払を受ける条約第七条第一項の規定に該当する利子で同法の施行地にその源泉があるもの(その者の同法の施行地にある恒久的施設に帰せられるものを除く)に対する同法第十八条第三項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これららの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。ただし、当該利子に対し所得税を課さず、又は当該利子に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(使用料等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例)

**第四条 所得税法第一条第二項の規定**

に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人で条約第二条第一項に規定するタインの居住者であるもの(以下「タインの居住者」という。)が支払を受ける条約第八条第一項又は第四項に規定する使用料又は所得で同法の施行地にその源泉があるもの(その者の同法の施行地にある恒久的施設に帰せられるものを除く。)に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。た



昭和三十一年七月四日 衆議院会議

右  
国会に提出する。

实施规定

**第四条** 前二条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に関する必要な事項は、大蔵省令で定める。

附录

**2** 日から施行する。  
第二条中所得稅法第十七条第一項及び第十八条第二項の規定に係る部分は、この法律の施行日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条第一項に規定する配当について、同条中所得稅法第四十一条第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき当該配当でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。

**第三条** 第三条の規定は、この法律の施行の日の属する年の一月一日（同条第一項に規定する者が法人である場合には、当該法人の同日以後に最初に開始する事業年度の開始の日）以後に支払を受けるべき同項に規定する所得について適用する。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約を実施するため、マラヤ連邦の居住者が支払を受けた配当に対する所得税の税率の特例その他所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法  
明治三十二年発行の英貨公債を償還し、又は整理するため発行する連合王国通貨をもつて表示する公債については、外貨公債の発行に関する法律(昭和三十八年法律第六十三号)第一条第二項(外貨公債を失つた者に対する外貨公債の再交付)、第二条(利子等の非課税)及び第三条(省令への委任等)の規定を準用する。  
附 則  
この法律は、公布の日から施行する。  
  
理由  
明治三十一年発行の英貨公債を償還する等のため発行する連合王国通貨をもつて表示する公債については、その利子等を非課税とする等外貨公債の発行に関する法律に基づく外貨公債と同様に取り扱う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法  
明治三十二年発行の英貨公債を償還し、又は整理するため発行する連合王国通貨をもつて表示する公債については、外貨公債の発行に関する法律(昭和三十八年法律第六十三号)第一条第二項(外貨公債を失つた者に対する外貨公債の再交付)、第二条(利子等の非課税)及び第三条(省令への委任等)の規定を準用する。  
附 則

明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する連合王国通貨をもつて表示する公債については、その利子等を非課税とする等外貨公債の発行に関する法律に基づく外貨公債と同様に取り扱う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律は、公布の日から施行する。

右  
関税暫定措置法及び砂糖消費税法  
の一部を改正する法律案

昭和三十八年六月二十五日  
内閣總理大臣 池田 勇人  
(關稅暫定措置法の一部改正)  
關稅暫定措置法及び砂糖消費稅  
法の一部を改正する法律  
(關稅暫定措置法の一部改正)  
第一条 關稅暫定措置法(昭和三十  
五年法律第三十六号)の一部を次  
のように改正する。

第七条の七の次に次の二条を加える。

ひ(2)に掲げる砂糖については、当分の間」を加える。

別表第一五一六号の次に次の二号を加える。

第七条の八 關稅定率法別表第一  
七〇一号の二の〔〕に掲げる砂糖  
(以下この条において「粗糖」と  
いう。)の國際價格の上昇に伴  
い、輸入される粗糖と原斗ニ

金毛のを除く

その他のも

精て砂糖を加えた砂糖及びこれらに類する砂糖を除く。) (1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準として、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(内のもの

(2) その他のもの

（砂糖消費税法の一部改正

**第二条 砂糖消費稅法（昭和三十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。**

## 附 則

一キログ  
ラムにつけ  
五キ四一円  
五〇錢  
一キロ  
ム一円  
五五五  
錢一円  
につグ

は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内に政令で定める日から施行する。

この法律の施行前に課した、又は課すべきであった砂糖消費税については、なお前項の例による。

この法律の施行前に、砂糖消費税法第五条第二項ただし書の承認を受けて砂糖類を原料として製造した物品について、この法律の施行後に砂糖消費税法第二十三条第二項の規定が適用されることとなつた場合において、当該物品に係る沙糖費につき、こ度又はより少額



合における配当所得等に見合う所得税または法人税について、一定の基準のもとに所要の軽減措置を講ずることといたしております。

次に、明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法案について申し上げます。

本年十二月三十一日に満期の到来する明治三十二年発行の英貨公債の借りかえにつきまして、このほど英國当局との間で合意に達したのであります。が、この法律案は、この借りかえに伴い発行する外貨公債について、その利子等を非課税とする等、所要の措置を講ずるため、さきに成立した外貨公債の発行に關する法律の一部を準用しようとすることとあります。

すなわち、まず第一に、政府は、外貨公債を失った者に対して交付するため必要があるときは、外貨公債を発行することができること、第二に、外貨公債の利子及び償還益に對しては、原則として租税その他の公課を課さないこと、第三に、発行地の法令または慣習が國債に關する法律の規定と異なるため、同法の規定によりがたい場合には、大蔵省令の定めるところによること、及び、その他外貨公債に關して必要な事項は、大蔵大臣が定めることとするものであります。

以上三法律案は大蔵委員会に付託せられて以來、慎重に審議の後、去る六月二十七日、採決いたしましたところ、全会一致をもつていずれも原案のとおり可決となりました。

最後に、関税暫定措置法及び砂糖消費税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、この法律案の内容の概要是、第一に、暫定措置としての粗糖關稅の減免措置についてであります。すなわち、粗糖の國際価格の上昇により、輸入粗糖から製造される精製糖の卸充り価格が著しく上昇し、その卸充り価格が國產てん菜糖の適當と認められる卸充り価格をこえ、かつ、そのこえる期間が相當継続することを要件といたしまして、粗糖に対する關稅を、期間を指定して、政府限りで減免することができる」といたしております。また、この減免措置をとつた後におきまして、輸入粗糖から製造される精製糖の卸充り価格が、國產てん菜糖の適當と認められる卸充り価格を相当期間継続して下回るときは、すみやかに減免措置を修正または廢止することをいたしております。なお、以上の措置をとつたときは、遲滞なくその内容を國会に報告することをいたしております。

なお、本案に対しましては、全会一致をもつて附帯決議を付することに決しました。

附帯決議の内容は次のとおりであります。すなわち、政府は次の諸点につき遺憾なきを期すべきである。

一 今回の粗糖関税並びに砂糖消費税の引下げ額が砂糖の卸売価格の引下げはもちろん、末端小売價格の引下げに有効かつ速やかに反映するよう、特段の措置を講ずること。

二 粗糖関税の減免税にあたつて基準となる国内産糖の適当と認められる卸売価格については、国内甘味資源の保護育成の方針に沿つて、関係者の納得を得られるよう、これを決定すること。

三 國税割当制度の運用については、糖價安定及び国内甘味資源の保護育成に資するよう十分に配慮すること。

四 砂糖消費税体系の整備によつて大幅な減税が可能となるよう十分検討すること。

五 国内産糖の自給度の向上をはかるための対策を一段と強化すること。

といふものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

て、私は、日本社会党を代表して、一対の討論を行なわんとするものであります。(拍手) 改正法案は、当面、関税及び砂糖消費税についてキロ当たりそれぞれ五百円を軽減することをもつて趣旨をいたしております。昨年十月以来、キロ当たり引き下げを実現をめざしておきましたところの砂糖相場は急上昇に転じまして、昨今、卸売り百十円、なれば、それまでは卸売り百八円、小売り百四十五円程度で、おおむね定着いたしておりましたところの砂糖相場は急上昇に転じまして、昨今、卸売り百六十五円、小売り百六十五円をつけた状況となつたので、六月の初め池田首相の叱咤激励によりまして、政府は廃相問題と関連いたし、基本方針といしまして砂糖の自由化と関税の引き下げをきめたのであります。その後、国内産甘味資源との競合を考えまして、関税の引き下げよりは、むしろ国内消費税を引き下げるべしとの議論が台頭し、結局足して二で割る政府・自民党のお家芸で、関税及び砂糖消費税で、キロ当たりおのの五円相当、計十四キロを消費者に対し軽減する趣旨で本法の提案となつたのであります。

しかしながら、絶余曲折を経てきめられたこの十円引き下げ案は、現今世界の砂糖相場の急上昇の中で、物価対策としてどれほどの意味を持ち得るでありますようか。委員長報告にもありましたように、私どもは附帯決議の一つとして、粗糖関税並びに砂糖消費税の引き下げはもちろん、末端小売り価格の引き下げはもちろん、砂糖の卸売価格の引き下げに有効かつすみやかに反映するより特段の措置を講ずべしとの

注文をつけましたが、実情を検討する  
と、現在の砂糖相場、卸百三十五円が百  
二十五円に、小売り百六十五円が百五  
十五円に下がり得るよんなまやさ  
い状態にはないであります。高いと  
されておりますところの現在の卸相  
場百三十五円は、実はキューバ船側渡  
し五・〇四セント・パー・ポンドの粗  
糖相場に見合つてゐるものであります  
が、今日現在は、キューバ相場は  
九・七〇セントと約七割高になつてお  
りますため、もしこの高い相場が当分  
値下がりしないことになりますと、こ  
れに見合う精製糖卸相場は百七十四円  
と計算されますので、小売りで三百円  
以上となる可能性濃厚ですから、まこと  
にたいへんなことであります。十四円  
下げの政府案など、まさに焼け石に水  
のたぐいであります。われわれがこの  
際砂糖關稅に大斧鐵を加え、抜本塞源  
的な問題解決を政府に迫る理由がここ  
に存します。

そもそも政府は、今日まで、砂糖に  
おいて大衆収奪の限りを尽くしてまい  
りました。現在の小売り百六十五円の  
うち、四〇%が政府のピンはね額であ  
ります。精糖ペースに換算いたしまし  
て、まず關稅が四十三円六十八錢、消  
費稅が二十一円、供出金が一円三十二  
錢、合計六十六円が政府のピンはね分  
であります。キューバ事變以來世界相  
場が上がつてゐることも事實ですが、  
わが國では一応それと關係はなく、つ  
とに世界一高い砂糖を國民になめさせ  
てきたという事実をこそ、ますもつて  
ここに指摘しないわけにはまいりませ  
ん。(拍手)いま政府は、これを改むべき  
時期に際会しているというべきであり  
ます。酒にたばこに、また砂糖に、政

17

政府はことごとく重税を課し、国民の消費生活に脅威を与えてまいりました。政府の大衆収奪シリーズは完ぺきであります。税金は一がいに拡張とは言えませんが、わが国の砂糖を見るがこととき度が過ぎると、拡張といつても過言でございません。ここで六十六円という世界一の高率をわずか十円くずすこと、有効な物価対策となり得るはずがないのであります。よろしく砂糖関税及び消費税に大斧鉄を加えるべきであります。政府提案の当法案の示す微々たる引き下げのときは、次元が違うというのが反対の最大の理由であります。(拍手)

次に、自由化対処法案としての関税割り当て制度について、反対の理由を申し述べます。六月の初頭、閣議で、砂糖の自由化と關稅の引き下げの方針をきめたものの、与党政調会などで議論すればするほど、池田首相御叱咤の趣旨が後退し、当然のことですが、砂糖の自由化は難航し、まず關稅割り当て制の採用により、百三十万トンをこえる部分の輸入粗糖は第一次高税率で、チニックされるに至り、關稅の引き下げ率も、国内消費税に半分をしょわせるということで、徹底を欠いてまいりました。この両面のブレーキは、もちろん主としてビート、甘蔗、精製など、糖等の国内甘味資源との競合度合いの論議から招来されたものであります。動機が消費者物価の引き下げにありながら、政策として論議をしていくうちに、選択的拡大対象であるビートの保護育成論と激突して、政府は自縛のものとなり終わったのであります。

顧みるに、わがビート丸がたくちります。農民を乗せまして、政府のかじとりで自給自足の島を目指して大海に乗り出しますから、すでに年久しいものがあります。いまさら途中で引き返すべくもないところに来ておられます。途中でビートづくりの農民をとほうにくれさせることのできない責任が政府にあります。国際事情変更を理由に、自由化半島に針路変更、これに向かつて豪邁前進を指令するわけにいかない、これが政府の置かれた立場であります。(拍手)一体、国内産糖の生産を振興し、一つ自給度を高めることと自由化とは、相反するものであります。消費者を考え、自由化に忠ならんとすれば、ビート農民に恵たり得ず、ビート農民に誠実を尽くして恵を全うせんと欲すれば、高園税となり、自由化の本旨にともり、消費者に恵たり得ず、政府の進退きわまで、ここに一時を削除する無定見法案の登場となつたのであります。(拍手)国内甘味資源に対する長期の展望と確固とした具体化政策に專づけされざるごまかし法案に、はじめに関心を持てといつても、無理というものであります。

初めて国内産糖の自給度を、国際価格に近づけつつ、これを高めることもできると同時に、世界一高い砂糖を押しつけられている消費者にも、安い価格でこれを購入せしめることができるものと信じます。以上申し述べました理由で、物価対策としても、自由化対策としても、不徹底にして無性格な政府提案の本法案に断固反対をいたすものであります。

以上で、私の反対討論を終わります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、日程第十ないし第十二の三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決しております。三案を委員長の報告のとおり決するに御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、三案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

次に、日程第十三につき採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多數。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

日程第十四 開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

開拓者資金金融通法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年六月五日

衆議院議長清瀬一郎殿

参議院議長重宗雄三

(小字及び  
は修正)  
開拓者資金金融通法の一部を改正する法律

開拓者資金金融通法(昭和二十二年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「九年」を「二十二年」に、「五分五厘」を「<sup>四</sup>五分」に改め、同条第五項中「前条第一項第一号の資金を、第一項に規定する償還条件で貸し付ける場合は四年以内、同条第一項第二号の資金を貸し付ける場合は六年以内、同条第一項第三号」を「前条第一項第一号又は第二号の資金を貸し付ける場合は六年以内、同項第三号」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に締結した第一条の規定による貸付の契約に係る貸付金の償還については、なお従前の例による。

〔報告書は本号（その一）末尾に掲載〕

○長谷川四郎君登壇

○長谷川四郎君　ただいま議題となりました内閣提出、参議院送付、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

政府案は、開拓営農振興審議会の答申に基づき、いまなお営農の基礎が確立していない開拓者に対し、その振興に資するため、昭和三十八年度から新たに利率年五分、償還期間、据え置き期間六年以内を含む二十一年以内の資金を開拓者資金融通特別会計から融通しようとして提出せられたものであります。が、参議院において、利率は年四分とするに修正を加え、六月五日、本院に送付してまいつたものであります。

農林水産委員会におきましては、政府から二月五日、提案理由の説明を聴取し、六月二十七日、審査を終了したところ、日本社会党から修正案が提出され、国会法に基づき内閣の意見を聴取した後、修正案は少數をもって否決し、多数をもつて参議院交付案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党及び民主社会党共同提案により、政府は、既入植者の資農振興をはかるため、抜本的な対策を確立すべきである等の附帯決議が付されました。

以上、御報告を終わります。（拍手）

開拓者資金融通法の一部を改正する法律

〔報告書は本号（その二）末尾に掲載〕

○長谷川四郎君　ただいま議題となり  
〔長谷川四郎君登壇〕

昭和三十八年六月五日  
よつて国会法第八十三条により送付  
する。  
議決した。

參議院議長 重宗 雄三  
衆議院議長清瀬 一郎殿

(小字及び一は修正)

開拓者資金融通法の一部を改正する法律

開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）の一部を次のように改

止する。

年」に、「五分五厘」を「五分」に改め、同條第五項中「前條第一項第一

号の資金を、第一項に規定する償還条件で貸し付ける場合は六年以内、

第二項に規定する償還条件で貸し付ける場合は四年以内、同条第一項第

「号の資金を貸し付ける場合は六年以内、同条第一項第三号」を「前条

第一項第一号又は第二号の資金を貸し付ける場合は六年以内、同項第三

附則第二項及び第三項を削る。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前に締結した第  
一条の規定による賃料の契約に係

る貸付金の償還については、なお従前の例による。

副議長(原健三郎君) 委員長の報告

君。水産委員長長谷川四

昭和三十八年七月四日 衆議院会議録第四十八号(その二)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得稅法の特例等に関する法律案外三案 開拓者資金融通法の一部を改正する法律案





第五十九条第二項第一号中「國の旧法第四十一条」を「國の旧法等」に、「國の旧法の規定」を「國の旧法等の規定」に、「期間に限る」を「期間に限るものとし、同号に掲げる期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号に掲げる期間に加算するものとする」に改め、「同項第一号の期間」の下に「(控除期間)〔國の施行法第二条第一項第十六号に規定する控除期間をいり、以下この号において同じ〕については、第十一条第一項第一号及び第二号の期間」を、「百分の〇・七五」の下に「(控除期間については、百二十分の〇・五)」を加え、「百分の〇・五に相当する金額」を「百分の〇・五(控除期間については、百八十分の〇・五)に相当する金額(その額が同項第二号又は第三号の規定の例により算定した金額をこえるときは、当該金額)」に改める。

第六十三条第八項中「國の施行法」を「この法律による改正前の國の施行法」に改める。

第六十六条第三項中「給料(十一万円をこえる場合は、十一万円)とする」を「給料」に改める。

第九十五条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

昭和三十三年十月一日前に給付事由の生じた普通恩給につき第五条第二項本文の規定の適用を受けた更新組合員について第十七条第三項又は前項の規定を適用する場合には、同条第三項中「恩給法」とあるのは「恩給法の一部を改正する」とある。

第二条 昭和三十八年九月三十日ににおいて現に恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第号。以下「法律第号」という。)による改正前の恩給法第六十五条第五項本文の規定に相当する恩給組合条例(施行法第三条)にかかる規定による退職給付事由の生じた恩給組合条例の規定による退職料又は退職年金条例の遺族年金の同月分までの年額の算定については、改正後の施行法第三条の三第一項第一号の規定にかかるべきこととなる者に適用して算定して得た年額に改定する。

3 昭和三十三年十月一日前に給付事由の生じた普通恩給につき第五条第二項本文の規定の適用を受けた更新組合員について第十七条第三項又は前項の規定を適用する場合には、同条第三項中「恩給法」とあるのは「恩給法の一部を改正する」とある。

第二条 昭和三十八年九月三十日ににおいて現に恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十七年十一月一日から適用する。)による改正後の施行法第六十六条第三項の規定による退職給付事由の生じた恩給組合条例の規定による退職料又は退職年金条例の遺族年金の同月分までの年額の算定については、昭和三十八年十月分以後、その年額を改正後の施行法第三条の三第一項第二号の規定を適用して算定して得た年額に改定する。

4 昭和三十八年九月三十日前に給付事由の生じた恩給組合条例の規定による退職料又は退職年金条例の遺族年金の同月分までの年額の算定については、改正前の施行法第三条の三第一項第二号の規定により支給される退職料又は退職年金条例の遺族年金に相当する年金は、地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第五十二条。以下「法」という。)及び施行法の規定については、恩給組合条例による退職料又は退職年金条例の遺族年金とみならず、従前の例による。

5 法律第二号による改正前の昭和三十三年六月三十日以前に給付された加給をされた増加退職料を受けている者については、同年十月分以後、法律第二号による改正前の恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定に相当する恩給組合条例の規定による加給の年額を改定後施行法第三条の三第一項第一号の規定を適用して算定して得た年額に改定する。

6 恩給組合条例がなお効力を有するものとしたならば改正後の施行法第三条の三第二項の規定によりその者の外國特殊法人職員として勤務していた期間がその者の年金条例職員期間に加えられることにより退職料又は退職年金条例の遺族年金を支給すべきこととなる者は、市町村職員共済組合に於ける年金を支給する。

7 前項の規定により算定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、改正後の施行法の規定により、昭和三十八年十月分以後、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給する。

8 第一項及び第三項の規定による恩給組合条例による退職料等の年額の改定は、市町村職員共済組合の理事長が受給者の請求を待たずに行なう。

(外國特殊法人職員期間の組合員第一項第十号に規定する者をいう。以下同じ。)及び再就職者(施行法第三条第五十五条第一項各号に掲げる者をいう。以下同じ。)が昭和三十八年九月三十日以前に退職し、又は死亡した場合において、組合員期間(法第四十条第一項に規定する組合員期間をいり。以下同じ。)の算入に伴う経過措置)。

第三条 更新組合員(施行法第二条第一項第十号に規定する者をいう。以下同じ。)が昭和三十八年九月三十日以前に退職し、又は死亡した場合において、組合員期間(法第四十条第一項に規定する組合員期間をいり。以下同じ。)の算入に伴う経過措置)。

年金又は遺族年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該退職給与金又はこれらの一時金の額（法第八十三条第一項の規定の適用を受けた者について、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額（以下この項において「支給額等」という。）の一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

昭和三十八年九月三十日において現に更新組合員又は再就職者であつた者につき法又は改正前の施行法の規定により支給されている退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で組合員期間の計算につき改正後の施行法第七条第一項の規定を適用するとしたならばこれらの年金の額が増加することとなるものについては、同年十月分以後、これらの規定を適用してその額を改定する。

り、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定による退職年金又は遺族年金を一定に支給する。この場合において、当該退職年金又は遺族年金は、施行法第三条第一項に規定する國の新法の規定による長期給付とみなす。

改正後の施行法第三条の五の規定は、前項の規定による給付の支給により増加する費用の負担について適用する。

（公務による喪葬年金の額の改定に關する経過措置）

第五条 昭和三十八年九月三十日に於て現に改正前の施行法別表第ニの備考第六号の規定による金額

の措置を講じようとするものでありナシとして、その要旨は、第一に、旧南滿州鐵道株式会社等の外國特殊職員期間について、外國政府職員期間と同様に、地主公務員共済組合の組合員期間に通算七円から四千八百円に引き上げること、第三に、地方職員共済組合等が支給する國の新法の規定による長期給付等について、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律による國の措置と同様の措置を講ずるものとすること、第四に、旧恩給組合条例の規定による退職料等の受給者及び旧恩給組合条例にかかる年金条例職員であった者について、恩給法の改正に準じ同様の措置を講ずること等であります。

本案は、參議院先議のため、当委員会に予備付託され、三月二十七日本付託となり、五月七日篠田自治大臣より提案理由の説明を聞き、審査を進めてまいつたのであります。その詳細は会議録によつて御承知いただきたいと存じます。

七月四日、質疑を終了し、討論の通告もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 御異議なし認めます。よつて、本案は委員長報のとおり可決いたしました。

商業登記法案（内閣提出、参議院提出、参議院送付）

商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案（内閣提出、参議院送付）

○草野一郎平君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、内閣提出、参議院送付、商業登記法案、商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案、左両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(原健三郎君) 草野一郎平中の動議に御異議はないませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せらるました。

商業登記法案、商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報生を求めます。法務委員会理事上村千一郎君。

〔報告書は本号(その一)末尾に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕





「もうとする者」に改め、同項第二号中「(冷凍設備を使用してする暖房を含む。以下同じ。)」を削り、同条第三項中「冷凍」を「一日の冷凍能力が三トン以上の設備を使用して冷凍」に改め、同条第四項中「第一項第二号」の下に「及び前項」を加える。

第六条第二号中「圧縮酸素」の下に「その他の政令で定める高圧ガス」を、「常時」の下に「容積」を加える。

第八条中「左の各号」を「第一号、第二号及び第五号」に改め、「第三号」の下に「から第五号まで」を加え、同条第一号中「製造」の下に「(製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下この条、第九条、第十一号、第十四条第一項、第二十条、第二十一条第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一号及び第二号、第六十条、第八十条第三号及び第四号並びに第八十一条第二号及び第五号において同じ。)」を加え、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 販売(販売に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下同じ。)のための施設の位置、構造及び設備が通商産業省令で定めること。

四 販売の方法が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

第五条第一項中「但し、」を「た

器に充てん」を「の製造を」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十三条の二 前三条に定めるもののはか、高圧ガスの製造は、通商産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

第十四条の次に次の二条を加える。

(販売のための施設及び販売の方

第十四条の二 販売業者は、販売のための施設を、その位置、構造及び設備が第八条第三号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 販売業者は、第八条第四号の技術上の基準に従つて高圧ガスの販売をしなければならない。

3 都道府県知事は、販売業者の販売のための施設又は販売の方法が第八条第三号又は第四号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するよう販売のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従つて高圧ガスの販売をすべきことを命ずることができる。

(販売のための施設等の変更)

第十四条の三 販売業者は、販売の及び設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

四 販売の方法が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

第五条第一項中「第八条第二号の」を「通商産業省令で定める」に、「を容

用する。」

### 第十五条第一項中「但し、」を「た

だし、第一種製造者若しくは販売業者が第五条第一項若しくは第六条の

第一項に規定する者は、前二項

の検査において第八条第一号の技

術上の基準に適合していると認められた特定設備に係る製造のため

の施設につき、通商産業省令で定

める期間内に前条の完成検査を受

けるときは、当該特定設備につい

ては、同条の完成検査を受けるこ

とを要しない。

第二十一条第三項中「販売の事業

を」の下に「開始し、又は」を加える。

第二十二条中「第五条第一項」の下に

「第六条を、第十四条第一項の下に、第十四条の三第一項」を、「製造」の下に「若しくは販売」を、「第八条第一号」の下に「若しくは第

三号」を加え、同条の次に次の二条

を加える。

第二十三条第二項に次のただし書

を加える。

第二十四条第三項中「販売の事業

を」の下に「開始し、又は」を加える。

第二十五条第二項に次のただし書

を加える。

第二十六条第二項に次の二条を加える。

2 特定設備の製造の事業を行なう者は、その製造をした特定設備につ

いて前項の検査を受けることがで

きる。

3 第二種製造者、販売業者、高圧ガス貯蔵所の所有者若しくは占有者又は液化酸素消費者は、その從

業者に保安教育を施さなければな

らない。

4 高圧ガス保安協会(以下「協会」という。)は、高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの

構造若しくは設備の変更の工事を、通

商産業省令で定めるところにより、

高圧ガス取扱主任者(以下「取扱主任者」という。)を「通商産業省令で定める区分に従い、高圧ガス販売主任者及び取扱主任者(以下「販売主任者免状」という。)」に、「又は事業所」を削り、「通商産業省令で定めるところにより、高圧ガス販売主任者免状(以下「販売主任者免状」という。)」に、「取扱又は液化酸素消費者」という。)に、「取扱又は液化酸素消费者的交付を受けている者のうちから、高圧ガス販売主任者免状(以下「販売主任者免状」という。)」に、「取扱又は液化酸素消费者的消費」を「販売」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「第二項」を、「作業主任者」の下に「販売主任者」を加え、同項を同条第四項とし、同

条第二項の次に次の二項を加える。

3 液化酸素消費者は、事業所ごとに、通商産業省令で定めるところにより、液化酸素取扱主任者(以下「取扱主任者」という。)を選任し、液化酸素の消費に係る保安に

ついて監督を行なわせなければならない。

2 第八条の規定は、前項の許可に

2 特定設備の製造の事業を行なう者は、その製造をした特定設備につ

いて前項の検査を受けることができる。

2 第二十七条第一種製造者は、高圧ガスの製造を開始したときは、遅滞なく、その從業者に対する保安教育計画を定め、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときは、同様とする。

第一種製造者は、前項の規定により届け出た保安教育計画を忠実に実行しなければならない。

第二十九条の前の見出しが「(作業主任者免状及び販売主任者免状)」に改め、同条第一項中「乙種化学主任者免状」の下に「丙種化学主任者免状」を、「第三種冷凍機械主任者免状」の下に「とし、販売主任者免状の種類は、第一種販売主任者免状及び第二種販売主任者免状」を加え、同条第二項中「作業主任者免状」の下に「又は販売主任者免状」を加え、「その保安について監督を行なうことができる高压ガスの製造の作業の」を「高压ガスの製造の作業又は販売に係る保安について監督を行なうことができる」に改め、同条第三項中「作業主任者免状」の下に「又は販売主任者試験」と「状況」を、「(以下「作業主任者試験」といふ。)」の下に「又は高压ガス販売主任者試験」(以下「販売主任者試験」といふ。)」を、「製造の作業」の下に「又は販売主任者免状」を加え、同条第四項中「左の各号」を「通商産業大臣又は都道府県知事は、次の各号」に改め、「作業主任者免状」の下に「又は販売主任者免状」を加え、同条第五項中「作業主任者免状」の下に「又は販売主任者免状」を加える。

任者免状」の下に「又は販売主任者免状」を、「通商産業大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、同条第三項を次のよう改める。

3 協会が通商産業省令で定めるところにより行なう講習の課程を修了した者については、通商産業省令で定めるところにより、作業主任者試験又は販売主任者試験の一部を免除する。

4 第三十一条に次の二項を加える。

第三十一条に次の一項を加える。

第三項に定めるものほか、作業主任者試験又は販売主任者試験の試験科目、受験手続その他の細目は、通商産業省令で定める。

第三十二条(見出しを除く。)中「作業主任者」の下に「販売主任者」を加える。

第三十四条中「代理者」の下に「販売主任者」を加える。

第三十五条第一項中「であつて、通商産業省令で定めるものを」「(通商産業省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。)に、「都道府県知事が毎年定期に行り」を「通商産業省令で定めるところにより、定期的に、都道府県知事が行なう」に改め、同項ただし書きを次のように改める。

ただし、特定施設のうち通商産業省令で定めるものについて、通商産業省令で定めるところにより協会が行なう保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

第三十五条第二項中「その施設」を「特定施設」に改め、同条に次の二項を加える。

3 協会は、第一項ただし書の保安検査を行なつたときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。  
第三十五条の次に次の二条を加える。  
**(定期自主検査)**  
第三十五条の二 第一種製造者は、  
製造のための施設であつて通商産業省令で定めるものについて、通商産業省令で定めるところにより、定期に、保安のための自主検査を行ない、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。  
第三十六条第一項中「製造」の下に  
「若しくは販売」を加える。  
第三十七条第一項中「第三項の事業所」の下に「第六条の販売所(同条第二号の販売所を除く。)」を加え、「若しくは第二種製造者」を、「第一種製造者、販売業者」に改め、同条第二項中「若しくは第二種製造者」を「第二種製造者、販売業者」に改める。  
第三十八条第一項第一号中「第十一条第三項」の下に「、第十四条の二第三項」を加え、同項第二号中「第十四条第一項」の下に「、第十四条の三第一項」を加え、同項第四号を削り、同項第三号中「第十六条第一項又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。  
三 第二十条の完成検査を受けないで、高圧ガスの製造若しくは販売のための施設又は高圧ガス貯蔵所を使用したとき。

第三十九条第一号中「第二種製造者」の下に「販売業者」を、「製造」の下に「若しくは販売」を加え、同条第二号中「詰替」を削る。  
第四十四条第一項中「通商産業大臣が行う」を「通商産業大臣又は協会が行なう」に改める。  
第四十五条第一項中「通商産業大臣」の下に「又は協会」を、「合格したときは」の下に「すみやかに」を加え、同条第三項中「失つたときは」を「失つた場合において、その容器証明書が通商産業大臣の交付に係るものであるときは」に「申請し」を、「その容器証明書が協会の交付に係るものであるときは協会に申請し」に改める。  
第四十九条第一項中「又は」を「若しくは協会又は」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは協会又は」に改め、「合格したときは」の下に「すみやかに」を加える。  
第五十四条第一項中「通商産業大臣」の下に「又は協会」を加え、同条第二項中「通商産業大臣」の下に「又は協会」を、「認めるときは」の下に「すみやかに」を加える。  
第五十五条第一項中「通商産業大臣」の下に又は協会を加える。  
第五十六条第一項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。  
2 協会は、その行なう容器検査に合格しなかつた容器がこれに充てんする高圧ガスの種類又は圧力を

変更しても第四十四条第三項の規定に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に報告しなければならない。

第四章の次に次の二章を加える。

第四章の二 高圧ガス保安協会

昭和三十八年七月四日 衆議院会議録第四十八号(その一) 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

九 公告に関する事項  
2 協会の定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第五十九条の六 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

(名称の使用制限)

第五十九条の七 協会でない者は、高压ガス保安協会といふ名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第五十九条の八 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、協会に準用する。

## 第二節 会員

第五十九条の十二 協会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事五人以内及び監事一人を置く。(役員の職務及び権限)

第五十九条の十三 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

第五十九条の九 次に掲げる者は、協会の会員となることができる。

一 高圧ガスの製造の事業を行なう者

二 高圧ガスの販売の事業を行なう者

五 高圧ガスの製造のための設備の製造の事業を行なう者

六 前各号に掲げる者の団体的な事項について専門的な知識

を有する者その他定款で定める者

(加入及び脱退)

第五十九条の十 協会は、会員たる資格を有する者が協会に加入しようとするとときは、正当な事由がないのに、その加入を拒んではならない。

2 会員は、いつでも、協会を脱退することができます。

3 役員の任期は、三年とする。

4 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第五十九条の十五 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 國務大臣、国会議員、地方公共団体の議員又は地方公

二 政府又は地方公共団体の職員

(非常勤の者を除く。)

(役員の解任)

第五十九条の十六 通商産業大臣は、会長、副会長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

3 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

4 会長は、副会長若しくは監事が会長、副会長若しくは監事が会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその業務を行なう。

5 理事は、定款で定めるところにより、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその業務を行なう。

6 副会長は、定款で定めるところにより、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその業務を行なう。

7 監事は、協会の業務を監査す

(役員の任命及び任期)

第五十九条の十四 会長、副会長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

3 役員の任期は、三年とする。

4 役員は、再任されることができる。

(評議員会の権限)

第五十九条の二十三 次の事項は、評議員会の議決を経なければならぬ。

2 評議員会の議決を経なければならぬ。

3 会費の額及び徴収の方法

4 その他の定款で定める事項

5 評議員会は、前項に規定するものほか、会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要な事項を調査審議する。

6 評議員会は、評議員会の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることをできない。

7 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、議長が決する。

8 評議員会は、会長及び二十人以上三十人以内において定款で定める数の評議員をもつて組織する。

9 評議員会に議長を置き、会長をもつてこれにあてる。

10 評議員会は、評議員会の会務を総理する。

11 評議員会は、あらかじめ、評議員のうちから、議長に事故がある場合に議長の職務を執行することができる。

12 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

13 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

14 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

15 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

16 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

17 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

18 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

19 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

20 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

と認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

(役員の兼職禁止)

第五十九条の二十二 評議員は、定款で定めるところにより、会員が員(会員が法人である場合にあっては、その代表者又は代理人)のうちから選舉する。

2 評議員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

3 評議員会の権限

第五十九条の二十三 次の事項は、評議員会の議決を経なければならぬ。

2 評議員会の議決を経なければならぬ。

3 会費の額及び徴収の方法

4 その他の定款で定める事項

5 評議員会は、前項に規定するものほか、会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要な事項を調査審議する。

6 評議員会は、評議員会の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることをできない。

7 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、議長が決する。

8 評議員会は、会長及び二十人以上三十人以内において定款で定める数の評議員をもつて組織する。

9 評議員会に議長を置き、会長をもつてこれにあてる。

10 評議員会は、評議員会の会務を総理する。

11 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

12 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

13 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

14 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

15 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

16 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

17 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

18 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

19 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

20 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

場合に議長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

(評議員)

第五十九条の二十二 評議員は、定款で定めるところにより、会員が員(会員が法人である場合にあっては、その代表者又は代理人)のうちから選舉する。

2 評議員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

3 会費の額及び徴収の方法

4 その他の定款で定める事項

5 評議員会は、前項に規定するものほか、会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要な事項を調査審議する。

6 評議員会は、評議員会の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることをできない。

7 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、議長が決する。

8 評議員会は、会長及び二十人以上三十人以内において定款で定める数の評議員をもつて組織する。

9 評議員会に議長を置き、会長をもつてこれにあてる。

10 評議員会は、評議員会の会務を総理する。

11 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

12 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

13 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

14 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

15 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

16 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

17 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

18 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

19 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。

20 評議員会は、会長若しくは監事たる者は、会長が任命する。



昭和三十八年七月四日 衆議院会議録第四十八号(その一) 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

中「容器検査所の登録を受けた者が  
第四十九条第一項の規定によつてし  
た容器再検査の結果」を「この法律又  
はこの法律に基づく命令の規定によ  
る協会又は容器検査所の登録を受け  
た者の処分」に改める。

第八十条の次に次の二条を加え  
る。

第八十条の二 第五十九条の二十六  
の規定に違反して、その職務に関  
して知得した秘密を漏らし、又は  
盗用した者は、一年以下の懲役又  
は三万円以下の罰金に処する。

第八十一条第二号の次に次の二号  
を加える。

二の二 第十四条の三第一項の許  
可を受けないで販売のための施  
設の位置、構造若しくは設備の  
変更の工事をし、又は販売をする  
る高圧ガスの種類若しくは販売  
の方法を変更した者

第八十二条第三号中「第二十八条  
第一項」の下に「若しくは第二項」を  
加え、「又は第五十二条第一項」を  
「第五十二条第一項又は第五十九  
条の三十第一項若しくは第二項」に  
改め、同条第七号中「高圧ガス貯蔵  
所」を「販売のための施設、高圧ガス  
貯蔵所」に改め、「詰替」を削る。

第八十二条第一号中「第十五条第  
一項」を「第十四条の二第一項若しく  
は第二項、第十五条第一項に、「第  
二十八条第二項」を「第二十八条第  
三項」に改め、同条に次の二号を加  
える。

四 第五十九条の三十五第一項の  
規定による報告をせず、若しく  
は虚偽の報告をし、又は同項の

規定による検査を拒み、妨げ、  
若しくは忌避した者

第八十三条第一号中「第二十四条  
の四」の下に「第二十七条第一項」  
を加え、「第二十八条第三項」を「第  
二十八条第四項」に改め、同条第二  
号中「第十三条」の下に「第十三条  
の二」を加え、同条第四号の次に次  
の一号を加える。

四の二 第三十五条の二の規定に  
よる検査記録を作成せず、虚偽  
の検査記録を作成し、又は検査  
記録を保存しなかつた者

第八十四条中「前四条」を「第八十  
条、第八十二条、第八十二条又は前  
条」に改め、同条の次に次の二条を  
加える。

二の二 第十五条の三第一項の許  
可を受けないで販売のための施  
設の位置、構造若しくは設備の  
変更の工事をし、又は販売をする  
る高圧ガスの種類若しくは販売  
の方法を変更した者

第八十五条 次の各号の一に該当す  
る場合には、その違反行為をした  
協会の役員又は職員は、三万円以  
下の過料に処する。

第八十六条 第五十九条の七の規定  
に違反して高圧ガス保安協会とい  
う名称を用いた者は、一万円以下  
の過料に処する。

五 第五十九条の三十三の規定に  
違反して、財産目録、貸借対照  
表、損益計算書若しくは決算報  
告書を提出せず、又は不実の記  
載をしたこれらの書類を提出し  
たとき。

第六条 第五十九条の七の規定に  
違反して高圧ガス保安協会とい  
う名称を用いた者は、一万円以下  
の過料に処する。

#### 附則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から  
起算して六月をこえない範囲内に  
おいて政令で定める日から施行す  
る。ただし、第四章の次に一章を  
加える改正規定、第七十五条の改  
正規定、第八十条の次に一条を加  
える改正規定、第八十二条に一号  
を加える改正規定、第八十四条の  
次に二号を加える改正規定並びに  
附則第二条から第七条まで、附則  
第十二条から第十四条まで及び附  
則第十六条から第十九条までの規  
定は公布の日から、第二十八条の  
改正規定、第三十二条の改正規定、  
第十三条の改正規定、第三十八  
条第一項の改正規定、第三十九  
条第二項第二号の改正規定、第八  
十二条第三号の改正規定中「第二  
十一条第一項」の下に「若しくは第  
二项」を加える部分、第八十二条  
第一項の改正規定中「第二十八条  
第一項」を「第二十八条第三項」に  
改める部分及び第八十三条第一号  
の改正規定中「第二十八条第三項」  
を「第二十八条第四項」に改める部  
分並びに附則第十条の規定は公布  
の日から起算して一年をこえない

範囲内において政令で定める日か  
ら施行する。

第二条 通商産業大臣は、協会の会  
長、副会長又は監事となるべき者  
を指名する。

第三条 通商産業大臣は、設立委員  
会を命じて、協会の設立に関する事  
務を処理させる。

四 第七条 昭和十九年一月二十日に設  
立された社団法人高圧ガス協会  
(以下この条において「社団法人高  
圧ガス協会」という。)は、定款で  
定めるところにより、設立委員に  
対して、協会においてその一切の  
権利及び義務を承継すべき旨を申  
し出ることができる。

五 前項の規定により指名された会  
長、副会長又は監事となるべき会  
員は、協会の成立の時ににおいて、  
この法律の規定によりそれぞれ会  
長、副会長又は監事に任命された  
ものとする。

六 前項の規定により指名された会  
長、副会長又は監事となるべき会  
員は、設立委員は、定款を作成して、  
通商産業大臣の認可を受けなけれ  
ばならない。

七 設立委員は、前項の認可を申請  
しようとするときは、会員になろ  
うとする者三十人以上の同意を得  
なければならぬ。

八 設立委員は、設立の準備を完了  
したときは、遅滞なく、その事務  
を前条第一項の規定により指名さ  
れた会長となるべき者に引き継が  
なければならない。

九 設立委員は、設立の準備を完了  
したときは、遅滞なく、その事務  
を前条第一項の規定により指名さ  
れた会長となるべき者に引き継が  
なければならない。

十 第四条 附則第二条第一項の規定に  
より指名された会長となるべき者  
は、前条第一項の規定による事務  
の引継ぎを受けたときは、政令で  
定めるところにより、設立の登記  
をしなければならない。

十一 第五条 協会は、前条の規定による  
設立の登記をすることによって成  
立する。

第六条 附則第三条第三項の同意を  
した者は、協会の成立の時におい  
て会員となつたものとする。

第七条 昭和十九年一月二十日に設  
立された社団法人高圧ガス協会  
(以下この条において「社団法人高  
圧ガス協会」という。)は、定款で  
定めるところにより、設立委員に  
対して、協会においてその一切の  
権利及び義務を承継すべき旨を申  
し出ることができる。

第八条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第九条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第十条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第十一条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第十二条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第十三条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第十四条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第十五 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第十六 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第十七 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第十八 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第十九 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第二十 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第二十一 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第二十二 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第二十三 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第二十四 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第二十五 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第二十六 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第二十七 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第二十八 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第二十九 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第三十 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第三十一 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第三十二 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第三十三 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第三十四 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第三十五 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第三十六 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第三十七 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第三十八 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第三十九 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第四十 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第四十一 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第四十二 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第四十三 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第四十四 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第四十五 条 この法律(附則第一条规定  
し書に規定する部分を除く。以下  
同じ。)の施行の際現に販売業者が  
解散の登記については、政令で定  
める。

第九条 この法律の施行の際現に高圧ガスの製造を開始している第一種製造者に関する改正後の第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「高圧ガスの製造を開始したときは」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第号)によるこの条の改正規定の施行後」とする。

第十条 第二十八条の改正規定の施行の際現に改正前の同条第三項の規定により販売業者が都道府県知事に届け出ている取扱主任者は、同条の改正規定の施行の日から一年六月間は、改正後の同条第二項の規定による販売主任者として選任されたものとみなす。

第十二条 改正前の第二十九条第一項の乙種化学主任者免状のうち通常産業省令で定める者が交付を受けているものは、改正後の同項の丙種化学主任者免状とみなす。

2 この法律の施行の際現に改正前の第二十九条第一項の乙種化学主任者免状に係る作業主任者試験に合格している者であつてまだ同項の乙種化學主任者免状の交付を受けないもののうち通常産業省令で定めるものは、改正後の同項の丙種化學主任者免状に係る作業主任者試験に合格している者とみなす。

第十二条 第四章の次に一章を加える改正規定の施行の際現に高圧ガス保安協会といふ名前を用いる者については、第五十九条の七の規定は、同条の規定の施行後六ヶ月間は、適用しない。

第十三条 協会の最初の事業年度のは、第五十九条の三十一の規定にかかるらず、その成立の日に始まり、昭和三十九年三月三十一日に終るものとする。

第十四条 協会の最初の事業年度の事業計画及び収支予算については、第五十九条の三十一中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお前項の例による。

(登録税法の一部改正)

第十六条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本観光協会」の下に「高圧ガス保安協会」を、「日本観光協会法」の下に「高圧ガス取締法」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十七条 所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「日本観光協会」の下に「高圧ガス保安協会」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十八条 法人税法(昭和二十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「日本観光協会」の下に「高圧ガス保安協会」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

〔第七十二条の五第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「高圧ガス保安協会」を加える。〕

を示し、その順守を義務つけ、また定の資格を有する販売主任者に保安の責任を負わしめること、第三に、既行法制定以来十年以上を経過した間に、おいて生じてきた新しい事態に対処するため、関係規定の整備を行なうこと、以上であります。

本案は、去る三月二十七日參議院とり送付され、同日当委員会に付託され、七月四日、質疑を終了し、直ちに採決に付しましたところ、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対する質疑の中で、東京ガス保安協会に対する指導監督行政の適正化、プロパンタクシーに対する監督、取り締まりの強化、都市ガスの施設に対する規制の強化、LPGガス事業に対する監督の適正化、以上四点について、特に要望がありましたことを申添えます。

以上で、御報告を終わります。(拍手)

この際、内閣提出、参議院送付、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○副議長（原健三郎君） 草野一郎平君の動議に御異議はございませんか。

「[異議なし]と呼ぶ者あり」

○副議長（原健三郎君） 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

2 第三条第二項を次のように改める。  
前項の規定により金融債又は電力債に運用する積立金の額は、それぞれ、次に掲げる額をとてはならない。  
一 金融債にあつては、積立金の総額の百分の十に相当する額  
二 電力債にあつては、積立金の総額の百分の五に相当する額

第三条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。  
6 第三項及び前項の規定は、積立金を電力債に運用する場合に準用する。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告

〔報告書は本号(その一)末尾に掲載〕

## 〔本名武君登壇〕

○本名武君 ただいま議題となりました簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案に関し、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の趣旨は、簡易生命保険及び郵便年金契約者の福祉を増進し、かつ両事業の発展をかるため、その積み立て金の運用範囲等を改正しようとするものでありまして、その内容は、一般の需用に応ずる電気供給事業会社の発行する一定の電力債を積み立て金の運用範囲に加えるとともに、積み立て金を

力債に運用する場合は、その積み立て金の額は、積み立て金額の百分の五に相当する額をとてはならない。

一 金融債にあつては、積立金の総額の百分の十に相当する額  
二 電力債にあつては、積立金の総額の百分の五に相当する額

第三条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。  
6 第三項及び前項の規定は、積立金を電力債に運用する場合に準用する。

付託され、七月四日、質疑を終了。直ちに採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決されました。が、採決の附帯決議を付した次第であります。

以上をもって、御報告を終わります。(拍手)

この法律は、公布の日から施行する。

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本会は委員長報告のことより決するに

御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔報告書は本号(その一)末尾に掲載〕

## 午後五時十三分散会

○副議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

（政府委員退任）

基づく昭和三十七年の人事院の業務

（政府委員退任）

一、去る二日、油田内閣総理大臣から清瀬議長宛、一日付をもつて高等海難審判庁長官増田一衛は退職し、また二日付をもつて自治省財政局長奥野誠光は事務次官に任命されたのである。

一、去る二日、油田内閣総理大臣から

足鹿 覚君 稲富 稲人君

（議員提出）

一、昨三日、議長において、次の通り災害対策特別委員

島本 虎三君 稲富 稲人君

（特別委員補欠選任）

一、昨三日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

中島 茂喜君 稲富 稲人君

（議員提出）

一、昨三日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

足鹿 覚君 玉置 一徳君

（議員提出）

一、昨三日、議員から提出した議案は、

次の通りである。

電源開発促進法の一部を改正する法律案(砂原格君外六名提出)

一、今四日、委員長から提出した議案は次の通りである。

電源開発促進法の一部を改正する法律案(砂原格君外六名提出)

（議案提出）

一、去る二日、参議院に送付した内閣提出案を參議院に送付した。

電源開発促進法の一部を改正する法律案(砂原格君外六名提出)

（議案提出）</p

戦傷病者特別援護法案（小沢辰男君  
外四十名提出）  
開拓者資金融通法の一部を改正する  
法律案に対する修正案（安井吉典君  
提出）  
河川法案に対する修正案（石川次夫  
君外六名提出）

日本国とビルマ連邦との間の經  
済及び技術協力に関する協定及  
び千九百五十四年十一月五日に  
ラングーンで署名された日本国  
とビルマ連邦との間の平和条約  
第五条1(a)(iii)の規定に基づくビ  
ルマ連邦の要求に関する議定書  
の締結について承認を求めるの  
件に関する報告書

一本件の趣旨及び目的

わが国は、昭和三十年四月十六  
日に発効したビルマ連邦との間の  
平和条約及び、賠償及び經濟協力  
に関する協定により、賠償として  
二億合衆国ドルに等しい七百二十  
億円を十二年間にわたってビルマ  
連邦に供与することを約し、その  
支払を実施してきたが、ビルマ側  
は、前記の平和条約第五条1(a)(iii)  
の規定に基づき、昭和三十四年四  
月にわが国に賠償の再検討を要求  
してきた。結果、意見の一一致をみ  
じ来、賠償に再検討に関する問  
題は、両国間における重要な懸案  
となり、両国政府間で交渉を行  
なつてきた結果、意見の一一致をみ  
るに至り、本年三月二十九日ラン  
グーンにおいて本協定及び議定書  
が署名された。

この協定は、両国がビルマ連邦  
の經濟及び社会の發展のため協力  
すること、ビルマ連邦との間の長年

すること、並びに両国間の友好関  
係を強化することを希望して締結  
されたもので、わが国は現在にお  
いて五百四億円に換算される一億  
四千万合衆国ドルに等しい円の額  
の価値を有する、日本国の生産物  
及び日本人の役務からなる無償の  
援助を、現行の賠償及び經濟協力  
に関する協定の終了する昭和四十  
年四月十六日から十二年の期間内  
に、ビルマ連邦に供与することを  
約し、その供与は、最初の十一年の  
期間に、毎年平均して四十二億一  
千二百万円に換算される一千百七  
十万合衆国ドルに等しい円の額と  
なるように行ない、十二年目の年  
に残余について行なうこと。及び  
両国間における実施細目等につい  
て規定しており、また、ビルマ  
連邦は、本議定書により、本協定  
の効力発生の日の後は、日本国と  
ビルマ連邦との間の平和条約第五  
条1(a)(iii)の規定に基づくいかなる  
要求をも提起しないことを定めて  
いる。

なお、本協定は、批准書の交換  
の日に効力を生じ、また、本議定  
書は、批准書が交換された後、本  
協定の効力発生の日に効力を生ず  
ることになつてゐる。

よつて政府は、本協定及び議定  
書の締結について、日本国憲法第  
七十三条第三号ただし書の規定に基  
づき、国会の承認を求めるといふ  
ことである。

二 本件の議決理由

本協定及び本議定書を締結する  
ことは、ビルマ連邦との間の長年

の懸案を最終的に解決し、かつ、  
両国間の友好關係を一層強化する  
ものと期待されるので、妥当な措  
置であると認め、本件は承認すべ  
きものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年六月二十六日

外務委員長 野田 武夫  
衆議院議長清瀬一郎殿

通商に関する一方日本国と他方  
オランダ王国及びベルギー・リル  
クセンブルグ経済同盟との間の  
協定を改正する議定書及び一方  
日本国と他方オランダ王国及び  
ベルギー・リルクセンブルグ経済  
同盟との間の貿易關係に関する  
議定書の締結について承認を求  
める件に関する報告書

一本件の要旨及び目的

わが国が昭和三十年に關稅及び  
貿易に関する一般協定(ガット)に  
加入した際、オランダ王国及びベ  
ルギー・リルクセンブルグ経済同盟  
のベネルックス三国は、わが国に  
対しガット第三十五条を援用し、  
昭和三十五年にはその援用を続け  
たまま、わが国とこれら三国との間  
に通商に関する協定の署名を行な  
われ、双方の間の貿易關係は著し  
く改善されたが、なおガット第三  
十五条の援用撤回を実現するに至  
らなかつたところ、昭和三十七年  
十一月池田首相訪歐の際にわられ  
たベネルックス三国との間の首脳  
会談において、ガット第三十五条  
の援用撤回について原則的な了解  
に達し、その後引き続いて交渉を

二 本件の議決理由

本協定及び本議定書を締結する  
ことは、ビルマ連邦との間の長年

の上に発展する」とが期待される  
ので、適切な措置であると認め、  
本件は承認すべきものと議決した  
次第である。

右報告する。

昭和三十八年六月二十六日

外務委員長 野田 武夫  
衆議院議長清瀬一郎殿

行なつた結果、本年四月三十日東  
京で本件二議定書が署名され、同  
時にガット第三十五条の対日援用  
撤回に関する公文が交換された。  
通商に関する協定を改正する議  
定書は、日本国政府並びにベネ  
ルックス三国政府が、ガット第三  
十五条の規定の対日援用を撤回す  
ることに関連して、一九六〇年十  
月八日に署名された協定を改正す  
るため締結するもので、協定第三  
条1及び2を削り、それに代わつ  
て、協定のいかなる規定も、ガッ  
トの締約国として有し又は有する  
ことがある権利及び義務について  
影響を及ぼすものではない旨の規  
定を置くこと。また、貿易關係に  
関する議定書は、通商に関する協  
定を改正する議定書の効力発生と  
ともにガットが日本国とベネル  
ックス諸国との間に適用されること  
を確認し、一方の締約国の產品の  
輸入が他方の締約国内の生産者に  
重大な損害を与えるおそれがあるとき  
は、締約国は協議を行ない、協議がま  
とまらない場合は、輸入国は、必要な範  
囲を限度として、当該產品に数量  
的輸入制限を課すことができ、そ  
の場合輸出國は、輸入国とのつ  
た措置の効果と等しい限度で輸入  
國の產品に対して、數量的輸入制  
限を課すことができる。及び既存の輸入制  
限で、これを突然撤廃すれば国内生産者に重大な損  
害を与えるおそれのある場合に  
は、締約國政府間の合意に基づき、  
過渡的に輸入制限を繼續すること  
ができるなどと規定している。

なお、通商に関する協定を改正  
する議定書は、三番目の批准書が  
日本国政府に寄託された日に効力  
を生じ、また、貿易關係に関する  
議定書は、三番目の批准書が寄託  
されていることを条件として通商  
に関する協定を改正する議定書の  
期間の満了の日に終了するが、  
それにかかわりなく、わが国と欧  
州經濟共同体諸国との間の共同の  
貿易協定が効力を生ずる時、又は  
ガットのわく内において市場擾乱  
問題について双方の締約国にとり  
受諾可能な一般的な多數国間の解  
決に到達した時に終了することに  
なつてゐる。

よつて政府は、本二議定書の締  
結について、日本国憲法第七十三  
条第三号ただし書の規定に基づ  
き、国会の承認を求めるといふ  
である。

二 本件の議決理由

本件二議定書を締結することに  
より、ベネルックス三国による対  
日ガット第三十五条の援用撤回  
が実現することは、ベネルックス  
三国との間の通商關係がますます  
緊密となり、かつ、安定した基礎  
である。

右報告する。

昭和三十八年六月二十六日

外務委員長 野田 武夫  
衆議院議長清瀬一郎殿



## 二 本件の認決理由

本約定を締結することは、わが国とニーア・ジーランドとの間の小包郵便の交換業務が直接行なわれることになり、公衆の受ける利便が増大するため妥当適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和三十八年七月四日  
外務委員長 野田 武夫

衆議院議長 清瀬一郎殿

日本国と南アフリカ共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

日本国と南アフリカ共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

## 一 本件の要旨及び目的

わが国と南アフリカ共和国との間の小包郵便業務は、現在南アフリカ共和国が、万国郵便連合の小包郵便物に關する約定に参加してある。

日本国と南アフリカ共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

## 一 本件の要旨及び目的

日本国と南アフリカ共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

本約定は、各締約国により、その国内法上の手続に従つて承認されるものとし、その後、その承認を通じる公文の交換の日の後二箇月で効力を生じ、その後、いずれか一方の締約国が他方の締約国に対し、本約定を終了させる意思を通告した後六箇月を経過するまで効力を有することになつていい。

よつて政府は、本約定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の認決理由

本約定を締結することは、わが国と南アフリカ共和国との間の小包郵便の交換業務が直接行なわれることになり、公衆の受ける利便が増大するため妥当適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

二 本件の認決理由

本約定を締結することは、わが国と南アフリカ共和国との間の小包郵便の交換業務が直接行なわれることになり、公衆の受ける利便が増大するため妥当適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

二 本件の認決理由

本約定を締結することは、わが国と南アフリカ共和国との間の小包郵便の交換業務が直接行なわれることになり、公衆の受ける利便が増大するため妥当適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

## 右報告する。

昭和三十八年七月四日

外務委員長 野田 武夫

衆議院議長 清瀬一郎殿

日本国と南アフリカ共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

日本国と南アフリカ共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

## 一 本件の要旨及び目的

日本国と南アフリカ共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

1 建設大臣が道路交通確保五箇年計画に基づいて実施する指定区間に一級国道についての除雪、防雪又は凍雪害の防止に係る事業に要する費用に関する国

の負担率を三分の一とす。

2 本法は、公布の日から施行し、昭和三十八年度の予算に係る國の負担金から適用する。

二 議案の可決理由

本案は、積雪寒冷特別地域における冬期間の道路交通の確保を図ることにおいて、妥当な措置と認め可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和三十八年度は約一千六百七十万円の見込みである。

右報告する。

昭和三十八年六月二十六日

災害対策特 別委員長 稲葉 修

衆議院議長 清瀬一郎殿

日本国と南アフリカ共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

## 一 本件の要旨及び目的

日本国と南アフリカ共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

1 天災による果樹、茶樹又は桑樹の損傷等による損失額がその栽培する果樹、茶樹又は桑樹の被害時における価額の百分の三十以上である農業者を、天災融資法に基づく国の助成に係る經營資金を借り入れることができるものとする。

2 天災による果樹、茶樹又は桑樹の損傷等による損失額がその栽培する果樹、茶樹又は桑樹の被害時における価額の百分の五十以上である農業者を、天災融資法による経営資金のうち利息三分五厘以内と定められるものを借り入れることができるものとする。

3 本法は、公布の日から施行し、昭和三十八年一月一日以後の天災につき適用する。

二 議案の可決理由

本案は、果樹等の樹木被害を受けた被害農業者に対する資金の融通を円滑にし、経営の安定を図ることにおいて妥当なものと認め可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としてある。

右報告する。

昭和三十八年六月二十六日

災害対策特 别委員長 稲葉 修

衆議院議長 清瀬一郎殿

日本国と南アフリカ共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

## 一 本件の要旨及び目的

日本国と南アフリカ共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

豪雨に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

本案は、豪雪に際して公共の施設の除雪事業に係り、地方公共団体の事業費負担の軽減に資するため、国庫補助についての特別の措

置を講じようとするものである。すなわち、豪雪に際して、地方公共団体が行なう学校その他の公共施設の除雪事業に要する費用が著しく多額である場合において特に必要があると認められるため、国が予算の範囲内で、その二分の一以内を補助することができる。

二 議案の可決理由

本案は、公共の施設の除雪事業に係り、地方公共団体の事業費負担の軽減を図る上において妥当なものと認め可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としてある。

右報告する。

昭和三十八年六月二十六日

災害対策特 别委員長 稲葉 修

衆議院議長 清瀬一郎殿

日本国と南アフリカ共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

## 一 本件の要旨及び目的

日本国と南アフリカ共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

が広範かつ大規模であることにかんがみ、当該長雨につき「天災融資法」の適用の対象となる特別被害農業者の範囲等につき同法の適用の特例措置を講じようとするものである。

1 昭和三十八年四月から六月までの長雨による麦その他の政令で定める農作物の減収による損失額の合計が、平年におけるこれららの農作物(四月から六月までの期間に栽培されるものに限る)による収入額の合計の百分の八十(開拓者の場合は百分の七十)以上である農業者を「天災融資法」による経営資金のうち利率が年三分五厘以内と定められた農業者に限り、特別被害地域内において農業を営むものに貸付けられる。

2 昭和三十八年四月から六月までの長雨による特別被害農業者で特別被害地域内において農業を営むものに、貸付けられることとし、償行水利権者等権原に基づいて河川を使用する者は、河川管理者に届け出なければならないものとすること。

1 河川管理の適正を期するため、河川を水系別に一級河川及び二級河川に区分し、一級河川は、政令で指定し、二級河川は、都道府県知事が指定することとし、一級河川は、建設大臣が、二級河川は、都道府県知事が指定することとすること。

2 河川の管理に要する費用については、原則として一級河川は国、二級河川は都道府県が負担することとし、流水占用料その他河川から生ずる収入については、すべて従来どおり、都道府県の収入とすること。

3 河川区域については、河川の現状に即して、一定の要件に該当する区域は、法律上当然に河川区域となること。元の意見を十分に尊重するよう規定を整備し、水利使用の許可に際しては、水利使用関係の調整を図ること。

4 特別委員は、非常勤とする。(建設大臣の認可)

第五十九条 都道府県知事は、第九条第二項の規定により行なうものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行なうとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。

5 一定規模以上のダムについて

は、防災上の見地から、必要な規定を設けること。

2 工事実施基本事項は、○水害発生の状況並びに水資源の利用の現状及び開発を考慮し、かつ、国土総合開発計画との調整とに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。

二 河川工事で政令で定めるものを行なおうとする場合

三 政令で定める水利使用に関する処分又はこれらの処分に係る第七十五条の処分をしようとする場合

は第三十四条第一項の規定によ

る。河川に関する重要事項を調査審議するため、建設省に河川審議会を設置することができることとする。

3 建設大臣は、工事実施基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、河川審議会の意見をきかなければならない。

4 河川現況台帳及び水利台帳を整備することとし、慣行水利権者等権原に基づいて河川を使用する者は、河川管理者に届け出なければならないものとすること。

5 特別委員

は、防災上の見地から、必要な規定を設けること。

6 河川に関する重要事項を調査審議するため、建設省に河川審議会を設置するとともに、都道府県に都道府県河川審議会を設置することができることとする。

7 河川現況台帳及び水利台帳を整備することとし、慣行水利権者等権原に基づいて河川を使用する者は、河川管理者に届け出なければならないものとすること。

8 建設大臣は、工事実施基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、河川審議会の意見をきかなければならない。

9 河川工事で政令で定めるものを行なおうとする場合

10 政令で定める水利使用に関する処分又はこれらの処分に係る第七十五条の処分をしようとする場合

は、防災上の見地から、必要な規定を設けること。

11 河川法案(内閣提出)に関する報告書

12 河川法案(内閣提出)に関する報告書

13 河川法案(内閣提出)に関する報告書

14 河川法案(内閣提出)に関する報告書

15 河川法案(内閣提出)に関する報告書

16 河川法案(内閣提出)に関する報告書

17 河川法案(内閣提出)に関する報告書

18 河川法案(内閣提出)に関する報告書

19 河川法案(内閣提出)に関する報告書

20 河川法案(内閣提出)に関する報告書

21 河川法案(内閣提出)に関する報告書

22 河川法案(内閣提出)に関する報告書

23 河川法案(内閣提出)に関する報告書

24 河川法案(内閣提出)に関する報告書

25 河川法案(内閣提出)に関する報告書

26 河川法案(内閣提出)に関する報告書

27 河川法案(内閣提出)に関する報告書

28 河川法案(内閣提出)に関する報告書

29 河川法案(内閣提出)に関する報告書

30 河川法案(内閣提出)に関する報告書

31 河川法案(内閣提出)に関する報告書

32 河川法案(内閣提出)に関する報告書

33 河川法案(内閣提出)に関する報告書

34 河川法案(内閣提出)に関する報告書

35 河川法案(内閣提出)に関する報告書

36 河川法案(内閣提出)に関する報告書

37 河川法案(内閣提出)に関する報告書

38 河川法案(内閣提出)に関する報告書

39 河川法案(内閣提出)に関する報告書

40 河川法案(内閣提出)に関する報告書

41 河川法案(内閣提出)に関する報告書

42 河川法案(内閣提出)に関する報告書

43 河川法案(内閣提出)に関する報告書

44 河川法案(内閣提出)に関する報告書

45 河川法案(内閣提出)に関する報告書

46 河川法案(内閣提出)に関する報告書

47 河川法案(内閣提出)に関する報告書

48 河川法案(内閣提出)に関する報告書

49 河川法案(内閣提出)に関する報告書

50 河川法案(内閣提出)に関する報告書

51 河川法案(内閣提出)に関する報告書

52 河川法案(内閣提出)に関する報告書

53 河川法案(内閣提出)に関する報告書

54 河川法案(内閣提出)に関する報告書

55 河川法案(内閣提出)に関する報告書

56 河川法案(内閣提出)に関する報告書

57 河川法案(内閣提出)に関する報告書

58 河川法案(内閣提出)に関する報告書

59 河川法案(内閣提出)に関する報告書

60 河川法案(内閣提出)に関する報告書

61 河川法案(内閣提出)に関する報告書

62 河川法案(内閣提出)に関する報告書

63 河川法案(内閣提出)に関する報告書

64 河川法案(内閣提出)に関する報告書

65 河川法案(内閣提出)に関する報告書

66 河川法案(内閣提出)に関する報告書

67 河川法案(内閣提出)に関する報告書

68 河川法案(内閣提出)に関する報告書

69 河川法案(内閣提出)に関する報告書

70 河川法案(内閣提出)に関する報告書

71 河川法案(内閣提出)に関する報告書

72 河川法案(内閣提出)に関する報告書

73 河川法案(内閣提出)に関する報告書

74 河川法案(内閣提出)に関する報告書

75 河川法案(内閣提出)に関する報告書

76 河川法案(内閣提出)に関する報告書

77 河川法案(内閣提出)に関する報告書

78 河川法案(内閣提出)に関する報告書

79 河川法案(内閣提出)に関する報告書

80 河川法案(内閣提出)に関する報告書

81 河川法案(内閣提出)に関する報告書

82 河川法案(内閣提出)に関する報告書

83 河川法案(内閣提出)に関する報告書

84 河川法案(内閣提出)に関する報告書

85 河川法案(内閣提出)に関する報告書

86 河川法案(内閣提出)に関する報告書

87 河川法案(内閣提出)に関する報告書

88 河川法案(内閣提出)に関する報告書

89 河川法案(内閣提出)に関する報告書

90 河川法案(内閣提出)に関する報告書

91 河川法案(内閣提出)に関する報告書

92 河川法案(内閣提出)に関する報告書

93 河川法案(内閣提出)に関する報告書

94 河川法案(内閣提出)に関する報告書

95 河川法案(内閣提出)に関する報告書

96 河川法案(内閣提出)に関する報告書

97 河川法案(内閣提出)に関する報告書

98 河川法案(内閣提出)に関する報告書

99 河川法案(内閣提出)に関する報告書

100 河川法案(内閣提出)に関する報告書

101 河川法案(内閣提出)に関する報告書

102 河川法案(内閣提出)に関する報告書

103 河川法案(内閣提出)に関する報告書

104 河川法案(内閣提出)に関する報告書

105 河川法案(内閣提出)に関する報告書

106 河川法案(内閣提出)に関する報告書

107 河川法案(内閣提出)に関する報告書

108 河川法案(内閣提出)に関する報告書

109 河川法案(内閣提出)に関する報告書

110 河川法案(内閣提出)に関する報告書

111 河川法案(内閣提出)に関する報告書

112 河川法案(内閣提出)に関する報告書

113 河川法案(内閣提出)に関する報告書

114 河川法案(内閣提出)に関する報告書

115 河川法案(内閣提出)に関する報告書

116 河川法案(内閣提出)に関する報告書

117 河川法案(内閣提出)に関する報告書

118 河川法案(内閣提出)に関する報告書

119 河川法案(内閣提出)に関する報告書

120 河川法案(内閣提出)に関する報告書

121 河川法案(内閣提出)に関する報告書

122 河川法案(内閣提出)に関する報告書

123 河川法案(内閣提出)に関する報告書

124 河川法案(内閣提出)に関する報告書

125 河川法案(内閣提出)に関する報告書

126 河川法案(内閣提出)に関する報告書

127 河川法案(内閣提出)に関する報告書

128 河川法案(内閣提出)に関する報告書

129 河川法案(内閣提出)に関する報告書

130 河川法案(内閣提出)に関する報告書

131 河川法案(内閣提出)に関する報告書

132 河川法案(内閣提出)に関する報告書

133 河川法案(内閣提出)に関する報告書

134 河川法案(内閣提出)に関する報告書

135 河川法案(内閣提出)に関する報告書

136 河川法案(内閣提出)に関する報告書

137 河川法案(内閣提出)に関する報告書

138 河川法案(内閣提出)に関する報告書

139 河川法案(内閣提出)に関する報告書

140 河川法案(内閣提出)に関する報告書

141 河川法案(内閣提出)に関する報告書

142 河川法案(内閣提出)に関する報告書

143 河川法案(内閣提出)に関する報告書

144 河川法案(内閣提出)に関する報告書

145 河川法案(内閣提出)に関する報告書

146 河川法案(内閣提出)に関する報告書

147 河川法案(内閣提出)に関する報告書

148 河川法案(内閣提出)に関する報告書

149 河川法案(内閣提出)に関する報告書

150 河川法案(内閣提出)に関する報告書

151 河川法案(内閣提出)に関する報告書

152 河川法案(内閣提出)に関する報告書

153 河川法案(内閣提出)に関する報告書

154 河川法案(内閣提出)に関する報告書

155 河川法案(内閣提出)に関する報告書

156 河川法案(内閣提出)に関する報告書

157 河川法案(内閣提出)に関する報告書

158 河川法案(内閣提出)に関する報告書

159 河川法案(内閣提出)に関する報告書

160 河川法案(内閣提出)に関する報告書

161 河川法案(内閣提出)に関する報告書

162 河川法案(内閣提出)に関する報告書

163 河川法案(内閣提出)に関する報告書

164 河川法案(内閣提出)に関する報告書

165 河川法案(内閣提出)に関する報告書

166 河川法案(内閣提出)に関する報告書

167 河川法案(内閣提出)に関する報告書

168 河川法案(内閣提出)に関する報告書

169 河川法案(内閣提出)に関する報告書

170 河川法案(内閣提出)に関する報告書

171 河川法案(内閣提出)に関する報告書

172 河川法案(内閣提出)に関する報告書

173 河川法案(内閣提出)に関する報告書

174 河川法案(内閣提出)に関する報告書

175 河川法案(内閣提出)に関する報告書

176 河川法案(内閣提出)に関する報告書

177 河川法案(内閣提出)に関する報告書

178 河川法案(内閣提出)に関する報告書

179 河川法案(内閣提出)に関する報告書

180 河川法案(内閣提出)に関する報告書

181 河川法案(内閣提出)に関する報告書

182 河川法案(内閣提出)に関する報告書

183 河川法案(内閣提出)に関する報告書

184 河川法案(内閣提出)に関する報告書

185 河川法案(内閣提出)に関する報告書

186 河川法案(内閣提出)に関する報告書

187 河川法案(内閣提出)に関する報告書

188 河川法案(内閣提出)に関する報告書

189 河川法案(内閣提出)に関する報告書

19

置法等の整備を図り、実効ある措置を講ずるものとする。

三 河川保全区域における行為の制限の適用をうける地域について、十分のは、免税措置等について、十分の考慮をはらうものとすること。

四 流水の占用に対する建設大臣の許可是、一定基準以上(河川行政監督令第二条にかかるもの)に限定し、その他は都道府県知事の権限とするとともに、河川区域内の土地の占用、土石等の採取の許可、その他の河川の管理に関する従来の知事の権限についても十分考慮するものとする。

五 本法の罰則規定については、均衡を失しないよう、速やかに是正措置を講ずるものとすること。

#### 雄君外十四名提出)に関する報告書

右報告する。

昭和三十八年七月四日  
建設委員長 福永 一臣  
衆議院議長清瀬一郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

別途、今国会に提出されたわが国とタイとの間の租税条約に伴い、とくに法律の規定を要するものについて、所要の措置を講ずるものとするものである。

(一) わが国の税法によれば、外国人(非居住者)または外国の法人で日本国内に事業を有していない者が、日本から配当所得を取扱するときは、原則として二〇%の税率で源泉徴収税が課せられることとなつていて、マラヤ連邦の居住者または法人がわが国から受けた配当所得については、その税率を一五%(特定の子会社から支払を受けた配当については一〇%)に軽減することとしている。

(二) 日本国内に事業を有している者からタイの金融機関に支払われる利子

一一 議案の要旨及び目的

本案は、東京都を起点とし、主たる経過地を川越市附近、前橋市附近として、終点新潟市に達する自動車道を建設することにより、首都圏と日本海沿岸との交通の迅速化、産業経済の緊密化を図り、あわせて沿線地域の開発を強力に推進するため、「予定路線」「基本計画」「基礎調査」に関する規定を設けるとともに、附則において、高速自動車国道等における関連規定の整備を行なおうとするものである。

一二 議案の可決理由

本案は、わが国における横断道路整備の一環として、妥当なるものと認め、全会一致をもつて可決

すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年七月四日  
大蔵委員長 白井 莊一  
衆議院議長清瀬一郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の公債に関する特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

明治三十二年発行の英貨公債を償還するため発行する外貨公債の借り換えに伴い、発行する外貨公債について、その利子等を非課税とする等所要の措置を講ずることとする。

二 議案の可決理由

わが国とマラヤ連邦との間の二重課税を防止し、文化、経済の交流の円滑を図るための措置として適切妥当なるものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年六月二十七日  
大蔵委員長 白井 莊一  
衆議院議長清瀬一郎殿

右報告する。

昭和三十八年六月二十七日  
大蔵委員長 白井 莊一  
衆議院議長清瀬一郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の公債の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本公債の借り換えは、日英親善及び両国経済交流の見地からきわめて有意義なものであり、借り換えに伴い発行する外貨公債について、さきに成立した外貨公債の発行に関する法律の一部を準用することとは、適切妥当な措置であることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年六月二十七日  
大蔵委員長 白井 莊一  
衆議院議長清瀬一郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の公債暫定措置法及び砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本公債の借り換えは、日英親善及び両国経済交流の見地からきわめて有意義なものであり、借り換えに伴い発行する外貨公債について、さきに成立した外貨公債の発行に関する法律の一部を準用することとは、適切妥当な措置であることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十八年六月二十七日  
大蔵委員長 白井 莊一  
衆議院議長清瀬一郎殿

最近における砂糖価格の推移等にかんがみ、砂糖関税及び砂糖消費税について大要次のようない改正を行なうとするものである。

### 1 粗糖関税の減免

(1) 粗糖の国際価格の上昇に伴い、輸入粗糖から製造される精製糖の卸売価格が著しく上昇し、その卸売価格が、国産てん菜糖の適当と認められる卸売価格を相当期間継続してかるときは、当分の間、そのこえる額を限度として、かこととしている。

(2) 右の減免措置をとつた後におりて、輸入粗糖から製造される精製糖の卸売価格を修正し、国産てん菜糖の適当と認められる卸売価格を相当期間継続して下回るときは、すみやかに、当該減免措置を修正又は廃止することとしている。

なお、以上の措置をとつたとされ、粗製糖の卸売価格が低下して、国内甘味資源及び砂糖界の混乱を防止する見地より、当分の間、輸入粗糖について関税割当制度を採用することとし、一次税率を五一円五〇銭とすることとしている。

3 砂糖消費税の引下げ  
砂糖消費税の税率を軽減し、次の通り定めることとしている。

(1) 精製糖	一キログラムにつき	一円(ニ)	三円(ニ)	七円(ニ)
(2) 再製糖	一六円(現行一一円)	一円(ニ)	五円(ニ)	
(3) 黒糖	一円(ニ)	五円(ニ)		
(4) その他の砂糖類についても、右に準じて、それぞれ税率を軽減する。				

4 この法律は、公布の日から施行することとしている。ただし、関税割当制度は、公布の日から六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

なお、以上の改正により、昭和三十八年度において約四十九億円の歳収が見込まれている。

### 二 議案の可決理由

最近における砂糖価格の状況等にかんがみ、時宜に適する措置と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

昭和三十八年六月二十八日  
大蔵委員長 白井 莊一

〔別紙〕

関税暫定措置法及び砂糖消費税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は次の諸点につき遺憾なきを期すべきである。

一 今回の粗糖関税並びに砂糖消費税の引下げ額が砂糖の卸売価格の引下げはもちろん、末端小売価格の次通り定めることとしている。

の引下げに有効かつ速やかに反映するよう特段の措置を講ずること。

二 粗糖関税の減免税にあたつて基準となる国内産糖の適当と認められる卸売価格については、国内甘味資源の保護育成の方針に沿つても、右に準じて、それぞれ税率を軽減すること。

三 関税割当制度の運用について

は、糖価安定及び国内甘味資源の保護育成に資するよう十分に配慮すること。

四 砂糖消費税体系の整備によつて大幅な減税が可能となるよう十分検討すること。

五 国内産糖の自給度の向上をはかるための対策を一段と強化すること。

一 議案の要旨及び目的

開拓者資金通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

本案は、開拓者農振興審議会の答申に基づき、自立の精神と相当の経営的能力を有しながら、立地条件の劣悪、資本設備の不足等により今なお営農の基礎が確立していない開拓者に対し、その振興に

資するため、昭和三十八年度から新たに利率年四分、償還期間(据置期間六年以内を含む)二十一年十億円がこれに充てられる。

二 議案の要旨及び目的

地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

本案は、恩給法の改正とともに地方公務員の退職年金制度についても同様の措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

三 議案の要旨及び目的

開拓者資金通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、既に入植者の営農振興を

にもかかわらず立地条件の劣悪、資本設備の不足等により今なお多くの者が經營不振に陥っている現状にかんがみ、これらの者のうち、自立の精神と経営能力を有する者に対し、新たに低利長期の政府資金を貸し付けようとする本案は、適切なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に對しては、日本社会党安吉典君より、利率年四分を三分六厘五毛とすることの修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。この修正案に對しては、国会法第五十七條の三の規定に基づき内閣を代表して津島農林政務次官から「利率を三分六厘五毛に引き下げる修正案には賛成しがたい」との意見が述べられた。

また、本案に對しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和三十八年度開拓者資金通特別会計予算に、営農資金貸付として、三十四億五千二百七十四万七千円が計上され、そのうち三十二億円がこれに充てられる。

四 振興対策の円滑な推進を期するため、開拓金融制度の整備、開拓農業指導体制の強化等を図ること。

三 第三類農家については、離農奨励金を増額して離農を円滑にするとともに、離農できないものについてはその生活が保護されるよう措置すること。

四 振興対策の円滑な推進を期するため、開拓金融制度の整備、開拓農業指導体制の強化等を図ること。

三 第三類農家については、離農奨励金を増額して離農を円滑にするとともに、離農できないものについてはその生活が保護されるよう措置すること。

四 振興対策の円滑な推進を期するため、開拓金融制度の整備、開拓農業指導体制の強化等を図ること。

三 本案施行に要する経費

昭和三十八年度開拓者資金通特別会計予算に、営農資金貸付として、三十四億五千二百七十四万七千円が計上され、そのうち三十二億円がこれに充てられる。

四 振興対策の円滑な推進を期するため、開拓金融制度の整備、開拓農業指導体制の強化等を図ること。

三 本案施行に要する経費

昭和三十八年度開拓者資金通特別会計予算に、営農資金貸付として、三十四億五千二百七十四万七千円が計上され、そのうち三十二億円がこれに充てられる。

四 振興対策の円滑な推進を期するため、開拓金融制度の整備、開拓農業指導体制の強化等を図ること。

三 本案施行に要する経費

昭和三十八年度開拓者資金通特別会計予算に、営農資金貸付として、三十四億五千二百七十四万七千円が計上され、そのうち三十二億円がこれに充てられる。

四 振興対策の円滑な推進を期するため、開拓金融制度の整備、開拓農業指導体制の強化等を図ること。

を尊重して、抜本的な対策を確立するとともに、特に左記各項の措置を図るべきである。

一 振興対策の実施にあたつては、開拓農家の経営の確立が圖られるよう合理的な標準設計を設定するとともに、計画どおり完了されるよう予算の確保に努めること。

二 開拓農家の當農の現状にかんがみ、各種旧債については、その経営段階に応じ、償還期限の延長、制度金融への借替え等の措置に努めること。

三 第三類農家については、離農奨励金を増額して離農を円滑にするとともに、離農できないものについてはその生活が保護されるよう措置すること。

四 振興対策の円滑な推進を期するため、開拓金融制度の整備、開拓農業指導体制の強化等を図ること。



昭和三十八年七月四日 衆議院会議録第四十八号(その一) 議案に関する報告書

いては二十歳未満に延長すること。

なお、準母子福祉年金における孫又は弟妹についても同様とすること。

児童扶養手当法の一部改正に関する事項

1 手当額は、現在、月額児童一人の場合は八百円、二人の場合は千四百円、三人以上の場合は千四百円に三人以上のことになつてゐるのを、

場合は千四百円に三人以上のことになつてゐるのを、

昭和三十八年七月四日  
右報告する。

昭和三十八年七月四日

社会労働委員長  
秋田 大助

[別紙]

衆議院議長清瀬一郎殿

国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は国民年金制度の重要性にかんがみ左記事項につき、すみやかに検討すべきである。

一、左の大綱に従つて改善を行なうこと。

2 受給資格者本人の所得による支給制限の基準額を十五万円から十八万円に引き上げること。

3 受給資格者の扶養義務者の所得による支給制限の基準額を五十五万円から六十万円に引き上げること。

4 手当の支給対象となる児童は義務教育終了前の児童に限りられているのを、重度の廃疾の状態にある児童については二十歳未満に延長すること。

二 議案の可決理由  
最近の国民生活の動向等にかかるものが、福祉年金及び児童扶養手当の給付内容等の改善をはかることは、きわめて時宜に適するものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと譲り合った次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和三十八年度一般会計予算(厚生省所管)に福祉年金給付改善費として二十億三千三百二十三万円、児童扶養手当給付改善費として二億七千三百四十三万円が計上されている。

1 各種福祉年金額を大幅に増額すること。

2 老齢福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金、障害福祉年金等の本人所得制限額をさら

に引き上げること。

3 夫婦とも福祉年金をうける場合の減額制度を廃止すること。

4 老齢福祉年金及び障害福祉年金における配偶者所得制限を緩和又は廃止すること。

5 母子福祉年金、準母子福祉年金について、精神薄弱者を扶養する場合は、二十歳に達するまでこれを加算対象とするよう努力すること。

6 障害福祉年金、障害年金の受給者子について、母子年金同様の加算制度を設けるよう努力すること。

7 内科疾患に基づく障害に対しても障害年金、障害福祉年金を支給すること。

8 福祉年金と他の公的年金との併給の限度額の不均衡を是正すること。

9 保険料の免除を受けた者の年金給付については、さらに優遇措置を講ずるよう検討すること。

10 投出年金について物価変動に応じて年金額のスライド規定を設けるよう検討すること。

11 年金加入前の身体障害について、広く社会福祉施策の全体系のうちでその保障を確保するための効率化を図ること。

12 年金受給要件に達しない者の実納保険料がその被保険者のも

のとして確保されるようにすること。

船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、船員における失業保険の内容を改正するとともに行方不明手当金を新設しようとするものである。

1 失業保険金に関する事項

(1) 失業保険金の日額の最高限度を七百二十円から八百九十九円に引き上げるとともに、最低日額を百三十八円から百八十円に引き上げること。

(2) 扶養加算金制度を設け、受給資格者が扶養する配偶者及び子(満十八歳未満又は身体に障害があるため労働能力のない子)の数に応じて扶養加算金(配偶者及び第一子は日額二十円、第二子以下は日額十円)を支給すること。

(3) 受給資格者が、傷病のため十五日以上職業に就くことができない場合でも、失業保険金に相当する金額を支給すること。

(4) 失業の認定を原則として毎週一回(現在二回)とするこ

(5) 失業保険金の受給資格者が、失業の認定を受けた期間中に自己の労働による収入を得た場合には、その収入日額から百円(現在十円)を控除し

(6) 技能習得手当及び寄宿手当を新設し、職業指導を受ける失業船員に支給することができること。

(7) 失業保険金の支給日数は、現在百八十日が限度となつているが、失業保険金の受給資格者が海運局長の指示に従い、社会保険庁長官の指定する入所期間が一年以下の職業補導所に入所したときは、入所終了日まで給付日数を延長することができる。

2 行方不明手当金に関する事項

(1) 被保険者が一月以上職務上行方不明となつたときは、その被扶養者に対する行方不明手当金を支給すること。

(2) 行方不明手当金は、三月の範囲内において、行方不明であつた期間一日につき行方不明となつた当時の標準報酬日額に相当する額を支給すること。

(3) 行方不明手当金の支給を受ける期間と遺族年金の支給を受ける期間が重複する場合は、遺族年金はその期間支給しないこと。

(4) 行方不明期間中報酬を受けた場合は、その限度においては、その限度において行方不明手当金を支給しないこと。

(5) 失業保険金の受給資格者が、失業の認定を受けた期間中に自己の労働による収入を得た場合には、その収入日額から百円(現在十円)を控除し

(6) 行方不明手当金の支給を受けた場合は、その限度において行方不明手当金を支給しないこと。

(7) 行方不明手当金の支給を受けた場合は、その限度において行方不明手当金を支給しないこと。

最近の社会経済情勢の推移にかんがみ、失業保険金の給付内容を改善することともに海上労働に従事している船員の特殊事情にかんがみ、行方不明手当金を新設することは、その趣旨適切妥当なものと認め、修正を加えることを適当と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

船員保険特別会計繰入として、昭和三十八年度一般会計予算(厚生省所管)に六億二千五百九十七万一千円が計上されており、この中に失業保険給付費財源繰入として一億二千七百六十万五千円(改正による影響額二千二十五万一千円を含む。)が含まれている。

右報告する。

昭和三十八年七月四日

衆議院議長清瀬一郎殿  
〔別紙〕

社会労働  
委員長 秋田 大助

(施行期日)  
附 則

第一条 この法律は、公報の日 昭和三十八年  
四月一日から施行する。

政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般職種別賃金の算定基礎となる民間建設労働者の賃金が大幅に変動する実勢にあること

三

最近の社会経済情勢の推移にかんがみ、失業保険金の給付内容を改善するとともに海上労働に従事している船員の特殊事情にかんがみ、行方不明手当金を新設することは、その趣旨適切妥当なものと認めると、施行期日につき修正を加えることを適当と認め、

等の情勢にかんがみ、政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の本則たゞし書を削除し、國の直轄直営の公共事業の労働者の賃金について適用される一般職種別賃金の制度を廢止するものである。

二 議案の可決理由

本案は、ばい煙の排出等による  
公害対策上時宜に適するものと認め  
め、これを可決すべきものと認決  
した次第である。  
右報告する。

二 議案の可決理由

本案は、薬務行政上時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。  
なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

2

(1)

本改正案は、以上のような理由に基づき、高圧ガスの保安に関する自発的な活動を促進するため、高圧ガス保安協会を新設するとともに、液化石油ガスの販売について取締まりを強化する等によつて、保安体制の充実を図ろうとするので、その主な内容は次の通りである。

記事項につき留意すること。

一 対象が特定されかつ営利を目的とせざる法人・団体等については、適正配置につき彈力的な運用をはかること。

二 中央・地方の薬事審議会に消費者代表をいれること。

二 中央・地方の薬事審議会に消費  
者代表をいれること。  
一 対象が特定されかつ営利を目的  
とせざる法人・団体等については、  
適正配置につき争力的な運用をは  
かること。

## 高圧ガス取締法の一部を改正す

記事項につき留意すること。

一 対象が特定されかつ営利を目的とせざる法人・団体等については、適正配置につき弾力的な運用をはかること。

二 中央・地方の乗事審議会に消費者代表をいれること。

一  
る法律案(内閣提出、參議院送付)に関する報告書  
議案の要旨及び目的

記事項につき留意すること。

一 対象が特定されかつ営利を目的とせざる法人・団体等については、適正配置につき彈力的な運用をはかること。

二 中央・地方の乗事審議会に消費者代表をいれること。

高压ガス取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

議案の要旨及び目次

現行法は、高圧ガスの保安について、一定の技術基準を示し、こ

記事項につき留意すること。

一 対象が特定されかつ営利を目的とせざる法人・団体等については、適正配置につき彈力的な運用をはかること。

二 中央・地方の薬事審議会に消費  
者代表をいれること。

一 高圧ガス取締法の一部を改正す  
る法律案（内閣提出、参議院送  
付）に関する報告書

議案の要旨及び目的

現行法は、高圧ガスの保安につ  
いて、一定の技術基準を示し、こ

れを守るべき」とを事業者に強制するところに、官公庁が許認可、

記事項につき留意すること。

一 対象が特定されかつ営利を目的とせざる法人・団体等については、適正配置につき弾力的な運用をはかること。

二 中央・地方の乗事審議会に消費者代表をいれること。

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、參議院送付）に関する報告書

議案の要旨及び目的

現行法は、高圧ガスの保安について、一定の技術基準を示し、これを守るべきことを事業者に強制するとともに、官公庁が許認可、

検査等によつて取締まりを行なうことを基本としている。

記事項につき留意すること。

一 対象が特定されかつ営利を目的とせざる法人・団体等については、適正配置につき弾力的な運用をはかること。

二 中央・地方の乗事審議会に消費者代表をいれること。

---

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

現行法は、高圧ガスの保安について、一定の技術基準を示し、これを守るべきことを事業者に強制するとともに、官公庁が許認可、検査等によつて取締まりを行なうことを中心としている。

従つて、法令に基づく取締行政

を円滑に遂行するためには、高圧ガス関係工業の実体を常に政府が

記事項につき留意すること。

一 対象が特定されかつ営利を目的とせざる法人・団体等については、適正配置につき彈力的な運用をはかること。

二 中央・地方の乗事審議会に消費者代表をいれること。

---

高压ガス取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

議案の要旨及び目的

現行法は、高压ガスの保安について、一定の技術基準を示し、これを守るべきことを事業者に強制するとともに、官公庁が許認可、検査等によつて取締まりを行なうことを中心としている。

従つて、法令に基づく取締行政を円滑に遂行するためには、高压ガス関係工業の実体を常に政府が

把握し、適確な規制を進める必要があるが最近における石油化学工業を中心とする高圧ガス工業の急

記事項につき留意すること。

一 対象が特定されかつ営利を目的とせざる法人・団体等については、適正配置につき弾力的な運用をはかること。

二 中央・地方の乗事審議会に消費者代表をいれること。

---

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

現行法は、高圧ガスの保安について、一定の技術基準を示し、これを守るべきことを事業者に強制するとともに、官公庁が許認可、検査等によつて取締まりを行なうことを中心としている。

従つて、法令に基づく取締行政を円滑に遂行するためには、高圧ガス関係工業の実体を常に政府が把握し、適確な規制を進める必要があるが最近における石油化學工業を中心とする高圧ガス工業の急

{3}

(1) 目的  
　高圧ガス保安協会は、高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの保安に関する技術的な事項についての調査、研究及び指導、検査の実施等の業務を行なうことを目的一とする。

(2) 会員及び会費  
　協会は、高圧ガスの製造者、販売業者、液化酸素消費業者、容器製造業者、高圧ガス製造設備製造業者、以上の団体及び保安技術の専門的知識を有する者その他を会員とす る。

(3) 役員及び評議員  
　なお、会員は、定款の定めにより会費を納入しなければならない。

(3) 協会に役員として、会長、副会長、理事長及び監事を置くとともに、評議員会を設

役員及び評議員  
協会に役員として、会長、  
副会長、理事長及び監事を置  
くとともに、評議員会を設

(1) 目的 高圧ガス保安協会の新設  
高圧ガス保安協会は、高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの保安に関する技術的な事項についての調査、研究及び指導、検査の実施等の業務を行なうこととする目的とする。

(2) 会員及び会費 協会は、高圧ガスの製造者、販売業者、液化酸素消費業者、容器製造業者、高圧ガス製造設備製造業者、以上の団体及び保安技術の専門的知識を有する者その他を会員とする。  
なお、会員は、定款の定めにより会費を納入しなければならない。

(3) 役員及び評議員 協会に役員として、会長、副会長、理事長及び監事を置くとともに、評議員会を設

け、協会の定款の変更その他  
重要事項を審議せしめる。

(4) 業務の範囲

協会は、高圧ガスの保安に  
関する技術的な事項について  
の調査、研究及び指導、通商  
産業大臣に対する保安上の意  
見具申、保安検査その他の検  
査、保安教育等を行なう。

(5) 保安検査の義務及び検査員  
協会は、保安検査等を行な  
うべきことを求められたとき  
は、正当な事由がある場合を  
除き、遅滞なく行なわなければ  
ならない。この場合には、  
省令で定める条件に適合させ  
た知識経験者に検査を実施させ  
なければならない。

(6) 業務方法書の認可等

協会は、業務方法書(業務  
開始の際)、事業計画及び取  
支予算(毎事業年度)につい  
て、通商産業大臣の認可を受  
けなければならない。

2 目的の改正

協会による高圧ガスの保安  
に関する自主的な活動の促進  
を法の目的に加える。

(2) 保安教育

第一種製造者(事業許可を  
要する業者)は、保安教育計  
画を作成し、これを届け出  
て、從業者に保安教育を施さ  
なければならない。

(3) 定期自査検査

第一種製造者は、省令の定  
めにより、定期に、自査検査

(4) 行なわなければならない。  
協会による容器検査等

は、通商産業大臣又は協会の  
いずれかが行なうこととす  
る。

(5) 技術基準についての協会の  
意見聴取

通商産業大臣は、技術上の  
基準に係る省令を制定改廃し  
ようとするときは、協会に意  
見を聞くものとする。

3 液化石油ガスによる災害の防  
止のための規制の強化

(1) 販売事業の許可基準の整備  
等

許可の基準として、販売施  
設及び販売方法が省令で定め  
る技術基準に適合することを  
加え、販売施設については完  
成検査を要することとする。

(2) 家庭用設備の設置等

容器に充てんされた液化石  
油ガスの一般家庭用設備の設  
置、変更の工事は、省令で定  
める技術基準に従つてしまけ  
ばなければならない。

(3) 販売主任者制度

高圧ガス保安協会の設立に関  
連する改正

協会による高圧ガスの保安  
に関する自主的な活動の促進  
を法の目的に加える。

(1) 実用除外規定の整備

第一種製造者は、保安教育計  
画を作成し、これを届け出  
て、從業者に保安教育を施さ  
なければならない。

第一種製造者は、省令の定  
めにより、定期に、自査検査

法の適用を除外される高圧  
ガスに、航空機内、特定の電  
気工作物内、原子炉及びその  
附属施設内の高圧ガスを加え  
るとともに、規定を整備す  
る。

(2) 第二種製造者の範囲の変更  
上二〇トン未満の設備の冷凍  
能力が三トン以下とするとき  
は、第一種製造者(現行は  
二〇トン未満のもの全部)と  
同様に規定を整備することと  
する。

(3) 廉價及び導管による輸送  
第一種製造者及び販売業者  
について、貯蔵及び導管によ  
る輸送に関する規定を強化す  
る。

(4) 完成検査についての事前検  
査

第一種製造業者又は製造設  
備製造者は、省令で定める設  
備については、工事の完成前  
であつても都道府県知事の檢  
査を受けることができるこ  
ととする。

(5) 作業主任者免状の種類の追  
加

本件は、簡易生命保険契約者及  
び郵便年金契約者の負担を軽減  
し、その福祉を増進するととも  
に、簡易生命保険事業及び郵便年  
金事業の発展を図るために、簡易生  
命保険及び郵便年金の積立金の運  
用範囲等を改定しよろととするもの  
で、その要旨は次のとおりである。

1 一般の需用に応じ電気を供給  
する事業を営む会社の発行する  
一定の社債(以下「電力債」とい  
う)を積立金の運用範囲に加え  
ること。

2 電力債に運用する積立金の額  
は、積立金の総額の百分の五に  
相当する額をこえてはならない

て、有効適切なものと認め、これ  
を可決すべきものと議決した次第  
である。

三 本案施行に要する経費  
昭和三十八年度一般会計予算に  
高压ガス取締行政費として、九百  
十六万一千円(取締費百五十二万  
八千円、試験費百五十二万四千円、  
地方通商産業局費七十七万九千  
円、技術基準作製費二百六十万円  
及び技術基準作製委託費二百七十  
万円)が計上されている。

4 積立金をもつて貿入等を行な  
う電力債は、利率、その他の条  
件において、他の貿入等に係る  
ものとそな種類を同じくするも  
のでなければならないこと。

5 施行期日は、公布の日からと  
すること。

右報告する。

昭和三十八年七月四日  
衆議院議長清瀬一郎殿  
商工委員長逢澤 寛

右報告する。

昭和三十八年七月四日  
衆議院議長清瀬一郎殿  
通信委員長本名 武

右報告する。

昭和三十八年七月四日  
衆議院議長清瀬一郎殿  
〔別紙〕

簡易生命保険及び郵便年金の積  
立金の運用に関する法律の一部  
を改正する法律案(内閣提出、  
参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本件は、簡易生命保険契約者及  
び郵便年金契約者の負担を軽減  
し、その福祉を増進するととも  
に、簡易生命保険事業及び郵便年  
金事業の発展を図るために、簡易生  
命保険及び郵便年金の積立金の運  
用範囲等を改定しよろととするもの  
で、その要旨は次のとおりである。

1 一般の需用に応じ電気を供給  
する事業を営む会社の発行する  
一定の社債(以下「電力債」とい  
う)を積立金の運用範囲に加え  
ること。

2 電力債に運用する積立金の額  
は、積立金の総額の百分の五に  
相当する額をこえてはならない

3 積立金を電力債に運用する場  
合には、一の電力会社の発行す  
る電力債の十分の五又は一の電  
力会社の一回に発行する電力債  
の十分の六をこえる割合の電力  
債の買入等を行なつてはならな  
いこと。

4 積立金をもつて貿入等を行な  
う電力債は、利率、その他の条  
件において、他の貿入等に係る  
ものとそな種類を同じくするも  
のでなければならないこと。

5 施行期日は、公布の日からと  
すること。

右報告する。

昭和三十八年七月四日  
衆議院議長清瀬一郎殿  
〔別紙〕

簡易生命保険及び郵便年金の積  
立金の運用に関する法律の一部  
を改正する法律案(内閣提出、  
参議院送付)に対する附帯  
決議

本件は、簡易生命保険金の最高制限額を  
の体質改善に資するところありと認  
められるが、いまだ不十分であるの  
で、政府は左記の点につき検討し、  
実現に努力すべきである。

1 大幅に引き上げること。  
2 加入者の負担軽減をかるため  
運用範囲の拡張、余裕金運用の改  
善等をはかること。

右報告する。

昭和三十八年七月四日  
衆議院議長清瀬一郎殿  
〔別紙〕

簡易生命保険金の最高制限額を  
の体質改善に資するところありと認  
められるが、いまだ不十分であるの  
で、政府は左記の点につき検討し、  
実現に努力すべきである。

1 大幅に引き上げること。  
2 加入者の負担軽減をかるため  
運用範囲の拡張、余裕金運用の改  
善等をはかること。

右報告する。

本件は、高圧ガスの保安に  
よつて、産業・技術の急速な  
進展下における高圧ガス保安体制  
の確立に寄与するための措置とし

る。

本案は、高圧ガスの保安に  
よつて、産業・技術の急速な  
進展下における高圧ガス保安体制  
の確立に寄与するための措置とし

る。

右報告する。









## 第四条

前諸条の規定は、次の利益には適用されない。

(a) 附屬書1に定めるフランス関税地域と同附屬書2に掲げるフランス共和国の海外領域との間で与えられるおり若しくは与えられることがある利益又は関税及び貿易に

関する一般協定の附屬書Bに掲げる地域に成立して現に独立してい

る国の関税地域に対し、アルジエリア共和国の関税地域に対し、若しくはフランス国籍を有する自然人若しくは法人が所有し若しくは

経営する商業上若しくは農業上の企業に関してニュー・ヘブリディス

フランス共和国の海外領域において与えられており若しくは与えられることがある利益

(b) フランス関税地域又は前記の附屬書2に掲げるフランス共和国の海外領域において、千九百五十六年十月二十七日にルクセンブル

グで署名されたザール問題の解決に関する条約の範囲内でドイツ連邦共和国に与えられており又は与えられることがある利益

(c) 千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条に掲げる地域に対する行政、立法及び司

法に關して同条後段に定める状態が存続する間ににおいて日本国が当該地域に与えており又は与えることがある利益

(d) 内國漁業の產品に与えており又は与えることがある利益

(e) 一方の締約国が隣接国との国境貿易を容易にするため与えており又は与えることがある利益

(f) 一方の締約国が構成国であり若しくは構成国となる関税同盟若しくは自由貿易地域の他の構成国に對し当該締約国が与えており若しくは与えることがある利益又は、

関税同盟の形成若しくは自由貿易地域の設定を予定している協定の適用として、一方の締約国が他の諸国に与えており若しくは与える

この協定は、効力発生の日から六年間効力を有する。その後も、

この協定は、いずれか一方の締約国により少なくとも三箇月前にする予告をもつて明示的に廃棄されるまで引き続き効力を有する。

(2) 各締約国は、この協定の効力發生のために自國の憲法上必要とする手続の完了を他方の締約国に通告するものとする。この協定は、この条に規定する通告で二番目目に当たるものとのうち最もおぞい日付の日に効力を生ずる。

この協定のいかなる規定も、各締約国が関税及び貿易に関する一般協定若しくは国際通貨基金協定又はこれららの協定を修正し若しくは補足する取極に基づいて有り又は有することがある権利及び義務を及ぼすものではない。

(1) いづれの一方の締約国も、他方の締約国がこの協定の実施に關して行なうことがある申入れを好意的に検討しなければならず、また、必要な場合には、協議に応じなければならぬ。

## 第六条

千九百六十三年五月十四日にパリで、ひとしく正文である日本語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

萩原徵  
フランス共和国のために

(2) この協定の実施については、いかなる場合にも、毎年協議が行なわれなければならない。

(3) 歐州經濟共同体を設立する條約上の義務で共通通商政策の漸進的な採用に関するものに基づいて、必要が生ずる場合には、この協定にすべての所要の修正を加えるため、できる限りすみやかに交渉が開始されるものとする。

モーリス・クーヴ・ド・ミュルヴァイ爾  
フランス関税地域及びフランス共和国の海外領域は、次の地域とする。  
1 フランス本島、コルシカ島及び沿岸の諸島  
2 フランス関税地域  
ガドループ、ギアナ、マルティニック及びレユニオン  
モナコ公國  
コモロ諸島  
フランス領ソマリ  
ニュー・カレドニア及び属領  
サン・ピエール及びミクロ  
ン  
フランス領の極南諸島及び  
南極地域  
ウアリス及びフトゥナ諸島

1 フランス関税地域  
ガドループ、ギアナ、マルティニック及びレユニオン  
モナコ公國  
コモロ諸島  
フランス領ソマリ  
ニュー・カレドニア及び属領  
サン・ピエール及びミクロ  
ン  
フランス領の極南諸島及び  
南極地域  
ウアリス及びフトゥナ諸島

2 前記の協議が相当な期間内に相互に満足する解決をもたらさなかつたときは、輸入締約国は、前記の損害を防止し又は救済するため必

要な範囲及び期間を限度として、当該產品について數量的輸入制限を課することができる。

3 遅延すれば回復し難い損害を生ずるような急迫した事態においては、2に規定する措置は、1の通告を行なつた後に、又は1の協議が完了する前に、暫定的に執ることができる。ただし、締約国は、

協議を繼續して、相互に満足する解決を見いたすよう努めるものとする。

4 (a) 輸出締約国は、2又は3の規定に基づいて輸入締約国執つた措置がその利益を著しく阻害するほど多くの数の產品又は多くの量の貿易に影響を及ぼすと認めるときは、生じた事態について協議を行なうことを輸入締

見されなかつた事態の發展の結果、同様の產品又は直接的競争産品の国内の生産者に重大な損害を

及ぼす及びその損害を防止し又は救済するためなんらかの措置を必要とすることについて、合理的な証拠があると認めるときは、他方の締約国に對し、理由を附した書面によるそのような通告を行なわなければならない。締約国は、この通告が行なわれたときは、相互に満足する解決を見いだすため、直ちに協議に入らなければならぬ。

モーリス・クーヴ・ド・ミュルヴァイ爾  
フランス関税地域及びフランス共和国の海外領域は、次の地域とする。  
1 フランス本島、コルシカ島及び沿岸の諸島  
2 フランス関税地域  
ガドループ、ギアナ、マルティニック及びレユニオン  
モナコ公國  
コモロ諸島  
フランス領ソマリ  
ニュー・カレドニア及び属領  
サン・ピエール及びミクロ  
ン  
フランス領の極南諸島及び  
南極地域  
ウアリス及びフトゥナ諸島

1 フランス関税地域  
ガドループ、ギアナ、マルティニック及びレユニオン  
モナコ公國  
コモロ諸島  
フランス領ソマリ  
ニュー・カレドニア及び属領  
サン・ピエール及びミクロ  
ン  
フランス領の極南諸島及び  
南極地域  
ウアリス及びフトゥナ諸島

2 前記の協議が相当な期間内に相互に満足する解決をもたらさなかつたときは、輸入締約国は、前記の損害を防止し又は救済するため必

要な範囲及び期間を限度として、当該產品について數量的輸入制限を課することができる。

3 遅延すれば回復し難い損害を生ずるような急迫した事態においては、2に規定する措置は、1の通告

を行なつた後に、又は1の協議

が完了する前に、暫定的に執ることができる。ただし、締約国は、

協議を繼續して、相互に満足する解決を見いたすよう努めるものと

する。

4 (a) 輸出締約国は、2又は3の規定に基づいて輸入締約国執つた措置がその利益を著しく阻害

するほど多くの数の產品又は多

くの量の貿易に影響を及ぼすと認めるときは、生じた事態について協議を行なうことを輸入締

通商に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定及び関連議定書の締結について 承認を求めるの件 日 一三三三一  
本國とフランス共和国との間の小包郵便約定の締約について 承認を求めるの件

約國に書面により要請することができる。

(b) 相当な期間内に満足する合意に到達することができなかつたときは、輸出締約国は、輸入締約国が執つた措置の効果と実質的に等しい効果を得るよう、数量的輸入制限を課することができる。

(c) 輸入締約国がこの議定書に基づく措置を終了させたときは、輸出締約国は、(b)の規定に基づいて執つた自國の措置を、遅滞なく、終了させなければならぬ。

(d) 輸入締約国は、執られた措置をできる限りすみやかに終了させるため、それぞれ独自に、及び相互に共同して、すべての努力をしなければならない。

(e) 輸入締約国がこの議定書に基づく措置を終了させたときは、

輸出締約国は、(b)の規定に基づいて執つた自國の措置を、遅滞なく、終了させなければならぬ。

(f) 輸入締約国は、(c)の規定に基づく措置を終了させたときは、

輸出締約国は、(d)の規定に基づいて執つた自國の措置を、遅滞なく、終了させなければならぬ。

(g) 輸入締約国は、(e)の規定に基づく措置を終了させたときは、

輸出締約国は、(f)の規定に基づいて執つた自國の措置を、遅滞なく、終了させなければならぬ。

(h) 輸入締約国は、(g)の規定に基づく措置を終了させたときは、

輸出締約国は、(h)の規定に基づいて執つた自國の措置を、遅滞なく、終了させなければならぬ。

(i) 輸入締約国は、(h)の規定に基づく措置を終了させたときは、

輸出締約国は、(i)の規定に基づいて執つた自國の措置を、遅滞なく、終了させなければならぬ。

(j) 輸入締約国は、(i)の規定に基づく措置を終了させたときは、

輸出締約国は、(j)の規定に基づいて執つた自國の措置を、遅滞なく、終了させなければならぬ。

(k) 輸入締約国は、(j)の規定に基づく措置を終了させたときは、

輸出締約国は、(k)の規定に基づいて執つた自國の措置を、遅滞なく、終了させなければならぬ。

(l) 輸入締約国は、(k)の規定に基づく措置を終了させたときは、

輸出締約国は、(l)の規定に基づいて執つた自國の措置を、遅滞なく、終了させなければならぬ。

(m) 輸入締約国は、(l)の規定に基づく措置を終了させたときは、

輸出締約国は、(m)の規定に基づいて執つた自國の措置を、遅滞なく、終了させなければならぬ。

(n) 輸入締約国は、(m)の規定に基づく措置を終了させたときは、

輸出締約国は、(n)の規定に基づいて執つた自國の措置を、遅滞なく、終了させなければならぬ。

い時期に緩和し又は撤廃するための政策を実施すること。  
(e) 締約国は、(a)の規定に従つて執られた措置をできる限りすみやかに撤廃するため、その措置の運用を定期的に検討するものとする。

7 (a) この議定書は、六年を期間として締結され、両締約国の相互の合意によつて終了する。両締約国は、このため、いずれか一方の締約国の要請により、定期的に協議するものとする。

(b) 前記の六年的期間が満了する場合には、この議定書は、両締約国が別段の合意を行なうまで引き続き効力を有する。

(c) もつとも、この議定書は、日本国と欧州経済共同体との間に貿易協定が締結された時に、又は関税及び貿易に関する一般協定のわく内において市場擾乱問題について両締約国にとり受諾廃すれば同様の產品又は直接的

ついての輸入制限が從来から継続して実施されており、かつ、當該產品に対する制限を突然撤廃すれば同様の產品又は直接的

競争產品の國內の生産者に重大な損害を与えることとなる場合には、輸入締約国は、両締約国

の政府が合意により認める輸入制限を過渡的に課すことがで

きる。

(d) 前記の制限を適用する締約国は、次のことを約束する。

(e) 他方の締約国の貿易に対し、市場の公平なかつ合理的な割合を与えること。

(f) 前記の制限を適用する締約国は、この項に規定する通告で二番目に当たるものの日付と本日署名された通商に関する協定第七条に規定する通告で二番目に当たるものとの日付とのうち最もおそい日付の日に効力を生ずる。

千九百六十三年五月十四日にパリで、ひとしく正文である日本語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために  
裁原徵

モーリス・クーヴ・ド・ミュ

ルヴィル

フランス共和国政府のために  
モーリス・クーヴ・ド・ミュ

ルヴィル

日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件

下名は、このためそれぞれの政府から正當に委任を受け、次の諸条を協定した。

第一条 小包郵便物の交換

両締約国間の郵政局間に、重量十キログラムまでの普通小包郵便物を平面路及び航空路により常時交換することができます。

第二条 小包の料金

1 各締約国の郵政庁は、自國において差し出される小包の料金を第三条に掲げる割当料金及び両国間の海路又は航空路による運送の費用その他送達に關し自己が必要とする費用の合計に基づいて定めることとする。

2 前項に掲げる小包の料金の前納は、義務的とする。

3 差出国の郵政庁は、名あての郵政庁に対し、同府にて差し立てる各小包につき、「キログラム又はその端数ごとに四十サンチームの料金を割り当てる。

4 差出国外又は他国に返送し又は転送する小包に關し、前三項に掲げた料金は、差出国外に還付しない。

第五条 禁制

1 次の物品は、この約定に規定する小包郵便業務によつて送達することを禁止する。

2 いずれか一方の國の内國郵便

3 他のに關する法令により輸入を許されていない物品

4 差出人の小包に添付するか、封入するか、又は記載するかを問わず、書状又は現実的かつ對人的な通知の性質を有する通信文(ただし開封の送り状は、前記の書状及び通信文とみなさない)を許されない物品

5 小包に入れられた包装物で小包の名あて面に記載された人以外の者にあてたもの

6 性質上又は包装上、取扱者に危害を及ぼし、又は他の小包を汚染し若しくは損傷することがある物品

7 いずれか一方の國が他方の國の事前の同意を得て到着小包を自國の領域内において航空路により運送する場合は、当該一方の国は、その運送について特別の航空料金を限度として引き上げ、又はこの料金を引き下げる権能を有する。

8 禁制品を包有する小包が名あての國において受領されたときは、当該小包は、その國の内國法令に従つて取り扱う。ただし、爆発性又は発火性の物品及び風俗を害するおそれがある文書、絵画その他の物品は、いかなる場合にも、名あて地への送達、名あて人への配達

郵政庁は、すべての到着航空小包に對し、これらの小包が国内航空路により運送されるかどうかを問うこととする。前記の特別の航空料金を適用することができる。

わざ、前記の特別の航空料金を適用することができる。

送する小包に關し、前三項に掲げた料金は、差出国外に還付しない。

4 差出国外又は他国に返送し又は転送する小包に關し、前三項に掲げた料金は、差出国外に還付しない。

5 次の物品は、この約定に規定する小包郵便業務によつて送達することを禁止する。

6 いずれか一方の國の内國郵便

7 他のに關する法令により輸入を許されない物品

8 性質上又は包装上、取扱者に危害を及ぼし、又は他の小包を汚染し若しくは損傷することがある物品

9 いずれか一方の國が他方の國の事前の同意を得て到着小包を自國の領域内において航空路により運送する場合は、当該一方の国は、その運送について特別の航空料金を限度として引き上げ、又はこの料金を引き下げる権能を有する。

10 禁制品を包有する小包が名あての國において受領されたときは、当該小包は、その國の内國法令に従つて取り扱う。ただし、爆発性又は発火性の物品及び風俗を害するおそれがある文書、絵画その他の物品は、いかなる場合にも、名あて地への送達、名あて人への配達

い。又は差出元への返送を行なわな

## 第五条 關稅その他に関する

## 法令の適用、関税その他の課金

1  
小包は、名あて日本における現金のすべての関税その他に關する法令に従うものとする。このため支払われるべき関税その他輸便料金以外の課金は、名あて人から徵取する。

差出元に返送し、差出人が放棄し、  
し、包有品の全部の損壊により喪失  
却し、又は第三国に転送する小包  
に課せられた関税その他の郵便料金  
以外の課金は、取り消すものとす  
る。

1 名あての郵政庁は、税闇への  
交付及び通関のため又は単に税闇への  
への交付のため、小包一個につき五  
八十サンチームをこえない料金を  
名あて人から徴収することができる。  
2 名あての郵政庁は、小包を郵  
便局又は名あて人の住所において  
交付するため、小包一個につき五  
十サンチームをこえない料金を名  
あて人から徴収することができ  
る。この料金は、名あて人の住所

3 名あての郵政庁は、同郵政庁  
が定めた期間内に引き取られない  
小包につき相当の保管料を名あて  
人から徴収することができる。た  
だし、この料金は、日本国におい  
ては小包一個につき五フランを、  
また、フィリピンにおいては小包  
一個につき一日十サンチームをこ  
えることができない。

4 前三項に規定する料金は、小包  
が国外に転送され、又は返送され  
る場合にも、取り消さない。

4 差出人は、小包及び税關告知書に適當な記載をして転送を禁止する権利を有する。

5 両国の一方から他方に小包を転送する場合には、運送料及び再発送郵政厅が取り消しを認めない諸種の料金(もしもあれば)は、前納されていない限り、名あて人から徴収する。

1 差出人は、小包が正当に配達されない場合は、これを取りもどす。

4 差出人は、小包及び税關告知書に適當な記載をして転送を禁止する権利を有する。

5 両国の一方から他方に小包を転送する場合には、運送料及び再発送郵政厅が取り消しを認めない諸種の料金(もしもあれば)は、前納されていない限り、名あて人から徴収する。

第八条 取りもどし、名あて

変更

1 差出人は、小包が正当に配達されていらない間は、これを取りもどしき、又はその名あてを変更することができます。

2 このための請求は、郵便又は電

る小包については、第七条1及び2の規定を準用する。

第九条 配達不能

2 小包の差出人は、名あてのとおり配達することができない場合における小包の処置を差出しの時に請求することができる。

2 差出人が前項の規定による請求を行わないとき、又は差出人の請求に従つても配達することができなかつたときは、配達不能の小包は、名あて 국내規則で定める期間を経過した時に差出人に返送する。ただし、名あて人が受取を拒絶した小包又は差出人が直ちに返送することを請求した小包は、直ちに返送する。

2 取調請求は、当然に、利用する  
条件として、受理され、かつ、これ  
について適当な手續が執られる  
ものとする。

3 同一差出人から同一名あてにね  
ける同一名あて人あて同一郵便局  
に同時に差し出された二個以内  
の小包に関する取調請求については、  
1及び2に定める料金は、  
一個分のみを徴収する。

3 第七条1 (ただし書を含む。)  
 2 及び5の規定は、配達不能によつて  
 4 国内において又は国外に再発送  
 される小包に準用する。

4 配達不能の小包で差出人が放棄す  
 るよう請求したものは、返送す  
 ることなく、名あての国内法令によ  
 て従つて処置する。

第十条 諸料金の請求  
 両国的一方から他方に小包を輸送

1 各締約国の郵政庁は、小包の匂  
有品が自己の業務内において損壊  
し、又は腐敗するおそれがあるとき  
は、予告なしに又は司法上の手  
続を経ないで、権利者のために棄  
却することができる。

し、又は返送するときは、再発送郵政厅は、次の料金を他方の郵政厅に請求する。

第十三條 誤つて引き受けられた小包及び誤送

(b) 再発送郵政庁に帰属する運送料  
が前納されていないときは、その  
運送料

1 誤つて引き受けられ、かつ、發送された小包については、禁制の規定により没収されたものを除き、名めて國の郵政庁は、これを

い 諸種の料金  
第十一條 取調請求

**2 番出元に返送することができる。**  
誤送小包は、誤送を受けた郵政庁が利用することができる最も直接の路線により正当な名あて地に転送する。ただし、正当な名あて



に關する約定に規定する基本料率及び算出方法に従つて算出する。

**第八条 郵格表記小包の最高限額**

1 小包の郵格表記金額は、三千五百フランとする。ただし、両郵政局は、合意により、郵格表記金額の限度を三千五百フランをとれる額に定めることができ。

2 郵格表記小包については、差出郵政局は、名あて郵政局に対し、郵格表記料の割当を定めることができる。

3 郵格表記小包については、差出郵政局は、名あて郵政局に対し、郵格表記料の割当を定めることができる。

4 郵格表記小包については、差出郵政局は、名あて郵政局に対し、郵格表記料の割当を定めることができる。

5 郵格表記料の割当料金は、小包の郵格表記料の割当料金を割り当てる。この割当料金は、小包の郵格表記金額二百フラン又は二百フランの端数ごとに、次のとおり定められる。

陸路運送につき 五サンチーム  
海路運送につき 十サンチーム  
通関料 第九条 諸料金

1 各郵政局は、必要があるときは、第六条の小包の料金のほか、次の料金を徴収することができる。

通関料 (a) 通関料  
配達料 (b) 配達料  
再装料 (c) 再装料  
保管料 (d) 保管料  
到達証料 (e) 到達証料  
取調請求料 (f) 取調請求料  
転送料 (g) 転送料  
返送料 (h) 返送料  
郵格表記料 (i) 郵格表記料  
別配達料 (j) 別配達料  
課金別納料 (k) 課金別納料  
代金引換料 (l) 代金引換料

1.1 の業務に関する料金は、現行する約定においてこれらの業務に

日本国と南アフリカ共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

以上上の証拠として、下名は、それが、第六条の小包の料金のほか、次の料金を徴収することができる。

千九百六十三年三月十五日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

大平正芳 小沢久太郎  
ニュー・ジーランド政府のために E・B・E・ティラー

1 第一条 交換の条件

1.1 小包郵便物の名称を附された小包は、直接の海路業務により、又は一若しくは二以上の他の郵政局の仲介により、両締約国間で交換することができる。

2 第二条 陸路料及び海路料

1 各国の陸路料は、その業務における取扱い及び陸路運送の費用を基礎として、両郵政局の長の合意により随時定めるものとする。

2 海路料は、両国の間の海路運送の費用その他その運送に関して差出郵政局が必要とする費用の総額とする。

3 一方の締約国から又は二以上の第三国の開袋継越しにより他方の締約国に送達される小包については、前二項に掲げる海路料及び名あて國に帰属すべき陸路料に替えて、差出國と継越國との間、継越國と継越國との間及び継越國と名あて國との間で適用される海路料、継越料及び陸路料を適用するものとする。

4 差出郵政局は、名あて國にあって差し立てる小包の海路運送について支払を行なうことを約束する。

5 両郵政局は、通関料、保管料及び第五条 通関料、保管料等の規定に基づき、国会の承認を求める。

6 第二条 重量及び大きさ

小包の重量は、十キログラムをこえてはならず、その大きさは、長さにおいて一・〇五メートルを、また、長さと横周との合計において一・八メートルをとてはならない。

7 第三条 小包の料金

小包の料金は、差出國、継越國及び名あて國の陸路料及び海路料のみの合計からなる。

8 第四条 陸路料及び海路料

下名は、このためそれぞれの政府から正當に委任を受け、次の諸条を協定した。

日本国政府及び南アフリカ共和国の間の小包郵便約定

日本国政府は、両国間の小包郵便業務を改善することを希望するので、下名は、このためそれぞれの政府から正當に委任を受け、次の諸条を協定した。

9 第五条 通関料、保管料等

両郵政局は、通関料、保管料及び第五条 通關料、保管料等の規定に基づき、国会の承認を求める。

10 第六条 取調請求

小包の差出人は、差出し日の翌日から起算して一年の期間内に、小包のゆくえについて取調べを請求することができる。

11 第七条 責任

両郵政局は、小包の亡失又はその包有品の盗取若しくは損傷について原則として責任を負わない。ただし、いずれの郵政局も、自己の業務において生ずることがある。

12 第八条 禁制

小包の亡失又はその包有品の盗取若しくは損傷について、他方の郵政局に対する求償権を生ずることなく差出人に賠償することができる。

13 第九条 禁制

小包は、包有品の損傷を防止するように、かつ、侵害の明瞭な形跡を残さなければ包有品に手を触れることができないようく小包を確實に包装することについて、責任を負う。

14 第十条 禁制

小包は、危険性、破壊性、爆発性若しくは加害性のある物質、輸入禁止の物品若しくは物質又は

液体(適当な容器に確實に納めた場合を除く。)を包有することができず、また、書状又は名あて国が小包郵便による移動を禁止しているいかななる物品をも包有することができない。

## 2 両郵政庁は、万国郵便連合国際事務局が発行する「禁制品表」によつて、相互に禁制品の表を知らせるものとする。

3 前二項の規定により包有品が禁制品であることが判明した小包は、関係国の内国規則に従つて処置する。

4 料金の未納又は不足の書状が小包内に発見されたときは、その書状に対し、書状の料金率による不納額の二倍の料金を課し、その料金は、名あて国が取得する。

5 一方の締約国から開袋離越しをしている物品を包有することができない。

## 第九条 関税その他郵便料金以外の課金の取消し

1 両郵政庁は、差出人に返送される小包、差出人が放棄した小包、全部損壊した小包又は第三国に転送される小包について関税その他郵便料金以外の課金を取り消されるようだ、それぞれ自國の権限のある当局と協議することに同意する。

2 自己の業務において生じた小包の亡失又はその包有品の盗取若しの通報には、小包を納入した郵便

くは損傷についても、同様の措置を執るものとする。

## 第十一条 小包の名あて

1 小包には、配達することができるように完全にその小包の名あて人の住所氏名を記載しなければならない。

2 住所氏名を鉛筆で記載することは、許されない。ただし、あらかじめ湿らせた地に墨写用鉛筆で住所氏名を記載した小包は、引き受けられる。

3 小包の差出人には、その住所氏名を附記した名あて人の住所氏名の写し一通を小包に入れるようすすめるものとする。

## 第十二条 税關告知書

### 1 小包には、正當に記載した税關告知書をつけなければならない。

2 両郵政庁は、税關告知書の内容の正否についてなんらの責任も負わない。

## 第十三条 小包目録

1 両郵政庁間で交換する小包は、両郵政庁が合意する方法で差立交換局が小包目録に記入する。小包目録は、小包とともに名あて国の交換局に送付する。

2 各差立交換局は、各名あて交換局ごとに毎年新たに始まる連続番号を小包目録につける。

## 第十四条 誤送小包

1 誤送小包は、再発送郵政庁が利用する最も直接の線路により名あて地に送達する。この再発送が小包を送付した郵政庁への返送である場合には、その郵政庁からの小包目録における割当料金は、消除するものとし、再発送郵政庁は、返送小包目録に単にその小包を記入し、かつ、点検状によりその誤りを通知する。

2 その他の場合には、割当料金は、そのままとし、その割当額が再発送の費用として十分でないときは、再発送郵政庁は、差立郵政庁の小包目録に貸方として記入されたり最初の金額を消除し、かつ、その後の送達のための適当な費用を請求するものとし、その旨を点検状により差立郵政庁に通知する。

3 國外に転送される小包には、配達郵政庁が名あて人によつて支払われるべき料金を課する。この料金は、配達郵政庁、転送郵政庁及び、仲介郵政庁があるときは、各仲介郵政庁に歸属すべき割当料金からなる。転送郵政庁は、最初の仲介郵政庁又は新名あて國の郵政庁に課することにより自己の割当額を回収する。ただし、転送小包のその後の送達について課すべき金額が転送の際に支払われたとときは、その小包は、転送国から直接に名あて国にあてられたものとして取り扱い、かつ、小包の料金としてなんらの費用も名あて人に課すことなく配達する。

4 差出人は、小包及び税關告知書に適當な記載をして転送を禁止する権利を有する。

## 第十五条 転送

1 小包は、名あて人の住所変更に伴い、名あて人の請求がある場合に、及び名あて人の明確な請求がない場合にも名あて国の規則により転送が許されるときは、名あての他の請求は、許されない。

2 差出人が前記の便法を利用するときは、その請求は、税關告知書の相当の箇所に指示し、かつ、次に示す形式のいずれかによるものとする。からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

3 放棄に關する明確な請求がないときは、最初の名あてに配達することができる。

## 第十六条 配達不能小包

1 小包の差出人は、その差出し時に、小包を名あてのとおり配達することができないときはその小包を(a)放棄したものとして取り扱うこと又は(b)名あて国における第二の名あてに配達することのいずれかを請求することができる。

2 その他の請求は、許されない。

3 小包の包有品で損壊し、又は腐敗しようとするおそれがあるものは、予告なしに若しくは司法上の手続を経ないで権利者のために直ちに充却し、又は関係国規則で定める他の方法で処置することができる。

## 第十七条 包有品の損壊

1 小包の包有品で損壊し、又は腐敗しようとするおそれがあるものは、予告なしに若しくは司法上の手続を経ないで権利者のために直ちに充却し、又は関係国規則で定める他の方法で処置することができる。

2 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

## 第十八条 からの納器の返送

1 小包は、名あて人の請求がある場合においてのみ、かつ、その後の送達につき必要な条件を満足している場合に限り、国外に転送することができる。

2 小包は、名あて人の請求がある場合は、名あての他の請求は、許されない。

3 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

4 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

5 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

6 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

7 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

8 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

9 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

10 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

11 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

12 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

13 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

14 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

15 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

16 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

17 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

18 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

19 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

20 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

21 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

22 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

23 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

24 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

25 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

26 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

27 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

28 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

29 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

30 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

31 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

32 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

33 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

34 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

35 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

36 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

37 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

38 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

39 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

40 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

41 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

42 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

43 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

44 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

45 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

46 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

47 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

48 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

49 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

50 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

51 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

52 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

53 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

54 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

55 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

56 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

57 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

58 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

59 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

60 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

61 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

62 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

63 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

64 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

65 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

66 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

67 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

68 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

69 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

70 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

71 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

72 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

73 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

74 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

75 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

76 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

77 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

78 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

79 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

80 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

81 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

82 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

83 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

84 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

85 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

86 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

87 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

88 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

89 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

90 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

91 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

92 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

93 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

94 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

95 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

96 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

97 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

98 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

99 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

100 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

101 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

102 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

103 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

104 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

105 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

106 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

107 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

108 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

109 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

110 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

111 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

112 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

113 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

114 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

115 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

116 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

117 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

118 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

119 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

120 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

121 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

122 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

123 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。

124 からの納器は、相互使用に関する特別の取扱がある場合を除き、利用方法で処置することができる。



る河川で都道府県知事が指定したものをいう。

2 都道府県知事は、前項の規定により河川を指定しようとする場合において、当該河川が他の都道府県との境界に係るものであるときは、当該他の都道府県知事に協議しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により河川を指定するときは、建設省令で定めるところにより河川を指定するときは、建

系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定により河川を指定しようとするとき、あらかじめ、関係市町村長が意見を述べようとするときは、当該市町村の議会の議決を経なければならぬ。

5 前項の規定により関係市町村長が意見を述べようとするときは、あらかじめ、河川を指定するときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様

6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による指定の手続に準じて行なわれなければならない。

7 二級河川について、前条第一項の一級河川の指定があつたときは、当該二級河川についての第一項の指定は、その効力を失う。(河川区域) 第六条 この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

一 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する

況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する

状況を呈している土地(河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。)の

区域

## 二 河川管理施設の敷地である土地の区域

### 三 埠外の土地(政令で定めるこ

れに類する土地を含む。)の区域のうち、第一号に掲げる区域と

一体として管理を行なう必要があるものとして河川管理者が指

定した区域

2 河川管理者は、前項第三号の区域を指定するときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様

3 建設大臣は、指定区間を指定し

定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様

4 建設大臣は、指定区間を指定す

る都道府県知事に、政令で定めるところにより、その管理の一部を

行なわせるものとする。

5 建設大臣は、指定区間を指定す

る都道府県知事は、政令で定めるところにより、その区域内に存する部分について管

理を行なう場合においては、その

第六条 この法律において「河川工事」とは、河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減するために河川について行なう工事をいう。

## 第二章 河川の管理

### 第一節 通則

(河川工事)

第九条 一級河川の管理は、建設大臣が行なう。

(一級河川の管理)

### 第一節 通則

2 建設大臣は、その指定する区間

(以下「指定区間」といふ。)内の二級河川については、当該二級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該他の都道府県知事に代わつてその権限を行なうものとする。

3 第一項の規定による協議に基づき、一の都道府県知事が他の都道府県の区域内に存する部分について管理を行なう場合においては、その都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該他の都道府県知事に代わつてその権限を行なうものとする。

4 建設大臣は、指定区間を定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様

5 建設大臣は、指定区間を指定す

るところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様

6 建設大臣は、指定区間を指定す

るときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様

7 建設大臣は、指定区間を指定す

るときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様

8 河川の台帳は、河川現況台帳及び水利台帳とする。

管埋の方法を定めることができる。

2 前項の規定による協議が成立した場合においては、関係都道府県知事は、建設省令で定めるところにより、その成立した協議の内容を公示しなければならない。

3 第一項の規定による協議に基づき、一の都道府県知事が他の都道府県の区域内に存する部分について管

理を行なう場合においては、その都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該他の都道府県知事に代わつてその権限を行なうものとする。

4 建設大臣は、指定区間を定める

ところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様

5 建設大臣は、指定区間を指定す

るときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様

6 建設大臣は、指定区間を指定す

るときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様

7 建設大臣は、指定区間を指定す

るときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様

8 河川の台帳は、河川現況台帳及び水利台帳とする。

9 河川の台帳は、河川の台帳の閲覧を認められた場合においては、正當な理由がなければ、これを拒むことができない。

(河川管理施設等の構造の基準)

第十一条 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

11 条 二級河川の二以上の都府

うち、ダム、堤防その他の主要な構造について河川管理上必要な技術的基準は、政令で定める。

(河川管理施設の操作規則)

河川管理者は、その管理する河川の管理施設のうち、ダム、堰、水門その他の操作を伴う施設で政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、操作規則を定めなければならない。

(河川管理施設の操作規則)

河川管理者は、前項の操作規則を定め、又は変更しようとするとときは、あらかじめ、二級河川の河川管理者に係るものにあつては関係都道府県知事、二級河川の河川管理者に係るものにあつては関係市町村長の意見をきかなければならぬ。

(他の河川管理者に対する協議)

第十五条 二級河川について、河川管理者が、前条第一項の河川管理施設の操作規則を定め、若しくは変更しようとするとする場合又は河川工事を施行し、若しくは第二十三条规定による処分(当該処分に係る第七十五条から第二十九条までの規定による)をしよ

うとする場合において、当該操作規則に基づく操作又は当該河川工事若しくは当該処分に係る工事その他の行為が他の河川管理者の管

理する河川に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、河川管理者は、あらかじめ、

当該他の河川管理者に協議しなけ

## 第二節 河川工事等

### 〔工事実施基本事項〕

第十六条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事の実施についての基本となるべき事項（以下「工事実施基本事項」といふ。）を定めておかなければならぬ。

### 2 工事実施基本事項は、政令で定める準則に従い、かつ、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。

#### 〔兼用工作物の工事等の協議〕

第十七条 河川管理施設と河川管理施設以外の施設又は工作物（以下「他の工作物」という。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、河川管理者及び他の工作物の管理者は、協議して別に管理の方法を定め、当該河川管理施設及び他の工作物の工事、維持又は操作を行なうことができる。

2 河川管理者は、前項の規定による協議に基づき、他の工作物の管理者が河川管理施設の工事、維持又は操作を行なう場合においては、河川工事を行なうことができる。

は当該他の行為の行為者に施行させることができる。  
 第十九条 河川管理者は、河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施工するために必要な他の工事を当該河川工事とあわせて施工することができる。（河川管理者以外の者の施工する工事）

### 〔附帯工事の施工〕

第二十条 河川管理者以外の者は、第十一條、第十七條第一項及び第十八条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受け、河川工事又は河川の維持を行なうことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。

（工事の施行に伴う損失の補償）

第二十一条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十三條第一項の規定による場合を除き、河川工事の施行により、当該河川に面する土地について、道路、みぞ、かき、さくその他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、河川管理者（当該河川工事が河川管理者以外の者が行なうものであるときは、その者。以下この条において同じ。）又は河川を損傷した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）によつて必要を生じた河川工事を当該他の工事の施行者又

は一部を補償しなければならない。

この場合において、河川管理者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて河川管理者が当該工事を施工することを要することができる。

### 2 前項の規定による損失の補償は、河川工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求す

### 3 第一項の規定による損失の補償について、河川管理者と損失を受けた者が協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合には、河川管理者と損失を受けた者が協議しなければならない。

5 前項の規定による協議が成立しない場合には、河川管理者は、自己の見積りの金額を損失を受けた者に支払わなければならぬ。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

（洪水時等における緊急措置）

第二十二条 洪水、高潮等による危険が切迫した場合において、水災

を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとるため緊急の必要があるときは、河川管理者は、その現場において、必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使

用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

### 2 河川管理者は、前項に規定する措置をとるため緊急の必要があるときは、その附近に居住する者又

（工事原因者の工事の施行）

第十九条 河川管理者は、河川工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は河川を損傷した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）によつて必要を生じた河川工事を当該他の工事の施行者又

失を受けた者があるときは、その者に對して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

前項の規定による損失の補償については、河川管理者と損失を受けた者が協議しなければならない。

### 2 前項の規定による損失の補償は、河川区城内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、建設省

を採取しようとする者も、同様とする。

### 3 土石等の採取の許可

4 前項の規定による損失の補償は、河川区城内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

### 4 土石等の採取の許可

5 前項の規定による協議が成立しない場合には、河川管理者は、自己の見積りの金額を損失を受けた者に支払わなければならぬ。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

6 第二項の規定による業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病氣にかかり、又は当該業務に従事したことによる負傷若しくは病氣により死亡し、若しくは廢疾となつたときは、河川管理者は、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれら的原因によつて受けた損害を補償しなければならない。

### 5 土作物の新築等の許可

第二十六条 河川区城内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、建設省

令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならぬ。

（土地の掘さく等の許可）

第二十七条 河川区城内の土地において土地の掘さく、盛土若しくは

切土その他の土地の形状を変更する行為（前条の許可に係る行為のための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

### 6 土地の掘さく等の許可

第二十八条 河川の流水を占用しようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（土地の占用の許可）

第二十九条 河川の流水を占用しようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

### （土地の占用の許可）

河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次

条において同じ。）を占用しようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

### 2 土地の占用の許可

3 土地の占用の許可

4 土地の占用の許可

5 土地の占用の許可

6 土地の占用の許可

7 土地の占用の許可

8 土地の占用の許可

9 土地の占用の許可

10 土地の占用の許可

11 土地の占用の許可

12 土地の占用の許可

13 土地の占用の許可

14 土地の占用の許可

15 土地の占用の許可

16 土地の占用の許可

17 土地の占用の許可

18 土地の占用の許可

19 土地の占用の許可

20 土地の占用の許可

21 土地の占用の許可

22 土地の占用の許可

23 土地の占用の許可

24 土地の占用の許可

25 土地の占用の許可

26 土地の占用の許可

27 土地の占用の許可

28 土地の占用の許可

29 土地の占用の許可

30 土地の占用の許可

31 土地の占用の許可

32 土地の占用の許可

33 土地の占用の許可

34 土地の占用の許可

35 土地の占用の許可

36 土地の占用の許可



令で定める事項を第二十三条から第二十九条までの規定による許可を受けた者及び政令で定める河川に關し権利を有する者(以下「関係河川使用者」と総称する。)に通知しなければならない。ただし、当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者及び当該水利使用を行なうことについて同意をした者については、この限りでない。

(関係河川使用者の意見の申出)  
第三十九条 前条の通知があつたときは、関係河川使用者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者に対し、当該水利使用によりその者が受ける損失を明らかにして、当該水利使用について意見を申し出ることができる。  
(申出をした関係河川使用者がある場合の水利使用の許可の要件)  
第四十条 河川管理者は、水利使用に関し第二十三条又は第二十六条の許可をしようとする場合において、前条の申出をした関係河川使用者で当該申請に係る水利使用により損失を受けるものがあるときは、当該水利使用を行なうことについて当該関係河川使用者のすべての同意がある場合を除き、次の各号の一に当該する場合でなければ、その許可をしてはならない。

一 当該水利使用に係る事業が開設(以下「損失防止施設」といふ。)を設置すれば関係河川使用

賈

2 者の当該河川の使用に係る事業者の実施に支障がないと認められる場合

建設大臣は、前項第一号に該当するものとして水利使用に関する第二十三条又は第二十六条の許可をしようとする場合においては、あらかじめ、河川審議会の意見をきかなければならぬ。

(水利使用の許可に係る損失の補償)

前項の訴えにおいては、当事者

河川管理者は、第二項の裁定をしよろとする場合においては、あらかじめ、関係河川使用者が当該河川の使用を行なう土地の所在する都道府県の収用委員会の意見をきかなければならぬ。

## 2 前項の河川管理者の指示の基準

2 五メートル以上のものをいう。(川下同じ。)で政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの設置により河川の状態が変化し、洪水時ににおける従前の当該河川の機能が喪失されることとなる場合においては、河川管理者の指示に従い、当該機能を維持するために必要な施設を設け、又はこれに代わるべき措置をとらなければならない。

前項の河川管理者の指示の基準

受けた操作規程に従つて行なわた

り、当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 河川管理者は、ダムで政令で定めるものについて前項の承認をしてようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

3 ダムの操作は、第一項の承認を受けた操作規程に従つて行なわねばならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合には、当事者は、政令で定めるところにより、河川管理者の裁定を求めることができる。

4 河川管理者は、前項の裁定をする場合において、損失の補償として、損失防止施設を設置すべき旨の関係河川使用者の要求があり、かつ、水利使用の許可を受けた者

損失であつて河川管理者が当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でなければその程度を確定することができない旨の決定をしたもの又は当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水につき同意をした関係河川使用者の受ける損失については、この限りでない。

歎  
死  
に  
關  
す  
る  
特

河川管理者が当該水に係る流水の貯留若後でなければその程  
ことができない旨の  
の又は当該水利使用  
流水の貯留若しくは  
意をした関係河川使  
損失については、こ

れるために必要な通報施設を設け

おそれがある場合においては、政令で定めるところにより、同条の規定による観測の結果及び当該ダムの操作の状況を河川管理者及び関係都道府県知事に通報しなければならない。

ない。

の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知することともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならぬ。

河川管理者は、前項の規定を以てする場合において、損失の補償として、損失防止施設を設置すべき旨の関係河川使用者の要求があり、かつ、水利使用の許可を受けた者の意見をきいてその要求を相当と認めるときは、損失防止施設の機能、規模、構造、設置場所等を定めて、当該水利使用の許可を受けた者が損失防止施設を設置すべき旨の裁定をすることができる。

（河川の従前の機能の維持）

第四十四条 ダム（河川の流水を貯留し、又は取水するため第二十六条の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが十

第三款 ダムに関する特則

取水につき同意をした関係河川使用者の受けける損失については、この限りでない。

とともに、河川管理者からその提

しめ 關係者連絡専員 關係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならぬ。

(記録の作成等)

第四十九条 ダムを設置する者は、建設省令で定めるところにより、洪水時におけるダムの操作に関する記録を作成し、これを保管するとともに、河川管理者からその提







2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(特別委員)

第八十三条 特定の河川に関する事項を調査審議するため必要がある場合においては、審議会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、当該事項に関し学識経験を有する者及び当該河川に關係のある地方公共団体の長のうちから、建設大臣が任命する。

3 特別委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 特別委員は、非常勤とする。

(部会)

第八十四条 審議会に水利調整部会

その他必要な部会を置く。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

3 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができます。

第五十条 河川区域、河川保全区域又は河川予定地の指定による河川の管理

の実施に係る政令若しくは第

五十九条第一項の規定による許可を受けたものとみなす。第二

十五条第一項、第五

十五条规定若しくは第五十七条第一項の政令又はこれを改廃する政令の施行の際現に権原に基づき、当該

政令の施行に伴い新たに許可を要することとなる行為を行ない、又は工作物を設置している者につい

ても、同様とする。

(許可を受けたものとみなされる者の届出)

第八十八条 前条に規定する指定が

あつた場合においては、同条の規

定により、第二十三条から第二十

七条までの許可を受けたものとみ

なされる者で政令で定めるもの

は、河川管理者に対し、政令で定めるところにより、必要な事項を届け出なければならない。

(政令への委任)

第八十五条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關係する事項は、政令で定める。

(都道府県河川審議会)

第八十六条 都道府県知事の諮問に応じて、二級河川に関する重要な事項を調査審議するため、都道府県に条例で、都道府県河川審議会を置くことができる。

2 都道府県河川審議会に關し必要な事項は、条例で定める。

## 第六章 雜則

### (過渡措置)

第八十七条 一級河川、二級河川、河川区域、河川保全区域又は河川予定地の指定の際現に権原に基づき、この法律の規定により許可を要する行為を行なつている者又は

してゐる者は、従前と同様の条件により、当該行為又は工作物の設置について許可を要する工作物を設置する行為を行なつてゐる者は、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入りとする場合においては、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。

3 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

(許可の条件)

第九十条 河川管理者は、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定による許可又は承認には、必要な条件を附

すことと/orなる行為を行ない、又は工作物を設置している者につい

ても、同様とする。

(許可を受けたものとみなされる者の届出)

第八十九条 前条に規定する指定が

あつた場合においては、同条の規

定により、第二十三条から第二十

七条までの許可を受けたものとみ

なされる者で政令で定めるもの

は、河川管理者に対し、政令で定めるところにより、必要な事項を届け出なければならない。

(廃川敷地等の管理)

第九十一条 河川区域の変更又は廢止があつた場合においては、従前

の河川区域内の土地又は当該区域

内の河川管理施設であつて河川管

理施設として管理する必要がなく

なつたもの(国有であるものに限

る。以下「廃川敷地等」という。)

第一項の規定により特別の用途

のない他の人の土地を材料置場又は

作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ、

当該土地の占有者及び所有者に通

知して、その意見をきかなければ

ならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正

當な理由がない限り、第一項の規

定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

ためやむを得ない必要がある場合においては、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りではない。

3 第一項の規定により宅地又はか

き、さく等で囲まれた土地に立ち入

りろうとする場合においては、立

入りの際、あらかじめ、その旨を

当該土地の占有者に告げなければ

ならない。

4 日出前及び日没後においては、立

入りの際、あらかじめ、その旨を

当該土地の占有者に告げなければ

ならない。

5 第一項の規定により土地に立ち

入りうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

2 前項の規定により特別の用途

のない他の人の土地を材料置場又は

作業場として一時使用しようする

場合においては、あらかじめ、

当該土地の占有者及び所有者に通

知して、その意見をきかなければ

ならない。

(廃川敷地等の交換)

8 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による処分により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償について準用する。

(許可の条件)

第九十一条 河川敷地等が、二級河川に係る廃川敷地等で前条の規定による交換が行なわれなかつたものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

3 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

(二級河川に係る廃川敷地等の譲り受け)

第九十三条 建設大臣は、二級河川に係る廃川敷地等で前条の規定による交換が行なわれなかつたものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

4 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

5 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

6 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

7 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

8 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

9 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

10 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

11 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

12 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

13 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

14 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

15 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

16 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

17 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

18 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

19 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

20 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

21 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

22 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

23 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

24 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

25 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

26 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

27 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

28 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

29 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

30 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

31 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による譲り受けするものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

(廃川敷地等の交換)

第九十二条 前条第一項の規定によ

り廃川敷地等を管理する者は、同

項の期間内において、政令で定め

るとところにより、当該廃川敷地等

と新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

2 前項の規定による譲り受けする

ものは、大蔵大臣と協議の

による交換が行なわれなかつたものと

あるものを除き、第九十二条第一

項の期間満了後、その区域内に

当該廃川敷地等が存する都道府県

にこれを譲り受けすることができる。

3 前項の場合において、土地収用

法第六百六条又は民法(明治二十九

年法律第八十九号)第五百七十九

条の規定による買受け又は買戻し

の相手方は、譲り受けた都道府

県とする。

(廃川敷地等の管理)

第九十三条 建設大臣は、二級河川に係る廃川敷地等で前条の規定による交換が行なわれなかつたものと新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

2 前項の規定による譲り受けする

ものは、大蔵大臣と協議の

による交換が行なわれなかつたものと

あるものを除き、第九十二条第一

項の期間満了後、その区域内に

当該廃川敷地等が存する都道府県

にこれを譲り受けすることができる。

3 前項の場合において、土地収用

法第六百六条又は民法(明治二十九

年法律第八十九号)第五百七十九

条の規定による買受け又は買戻し

の相手方は、譲り受けた都道府

県とする。

(廃川敷地等の費用)

第九十四条 第九十二条第一項の規

定による譲り受けするものは、廃川敷地等の管理に伴う収益は、その管理の費用を負担する者の取

入とする。

第九十五条 国が行なう事業につい



則にあつては三月以下の懲役、三万円以下の罰金、拘留又は料料とする。

(施行期日)  
**附 則**

第一条 この法律は、別に法律で定める日から施行する。  
 (旧法の廃止)

**第二条 河川法(明治二十九年法律第七十一号。以下「旧法」という。)**  
 は、廃止する。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に存する旧法第一条の河川、同法第四条第一項の支川若しくは派川又は同法第五条の規定により同法を準用する河川、水流若しくは水面は、一級河川に指定されるものを除き、二級河川となる。

第四条 昭和四十五年三月三十一日までに施行される一級河川の改良工事に要する費用についての第六十条の規定の適用については、同

第三項中「三分の一」とあるのは「四分の一」と、同条第二項後段中「三分の一」とあるのは「四分の三」とする。昭和四十四年度分の予算に係る一級河川の改良工事で、その工事又はその工事に係る負担金に係る経費の金額が翌年度以降に繰り越されたものに要する費用についても、同様とする。

第五条 この法律の施行の際建設大臣が旧法第八条第一項(河川法準用令(明治三十二年勅令第四百四号)第四条において準用する場合を含む。)の規定により施行中の河川に関する工事がある場合においては、当該河川が二級河川となつては、

た場合においても、昭和四十四年度までの間(昭和四十四年度分の予算に係る工事で当該工事に係る経費の金額が翌年度以降に繰り越された年度までの間)は、第十一条の規定にかかわらず、建設大臣がみずからその工事を行なうことができるものとし、その工事に係る費用の負担については、なお従前の例による。

2 前項に規定する河川に関する工事に係る第六十七条、第六十八条第二項及び第七十条第一項の規定の適用については、これらの規定における河川管理者は、建設大臣とする。

第六条 この法律の施行前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分(河川法施行規程(明治二十九年勅令第二百三十六号)第十一条第一項の規定により、旧法又はこれに基づく命令の規定による許可を受けたものとみなされるものを含む。)手続その他の行為は、この法律の適用については、この法律中これらの規定に相当する規定がある場合においては、この法律の規定によつてしたものとみなす。ただし、旧法の規定による許可を受けた条件で第九十条第二項に附した条件で第九十条第二項の規定に違反するものは、違反する限度において、効力を失うものとする。

第七条 この法律の施行前に旧法又はこれに基づく命令の規定に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この附則に規定するものを除くほか、この法律の施行に関し必要な事項は、別に法律で定めることとする。

第八条 この附則に規定するものを除くほか、この法律の施行に関し必要な事項は、別に法律で定めることとする。

### 理 由

社会経済の進展に即応して、国土の保全を確保し、かつ、水の高度利用を図るため、水系を一貫じた河川の管理体系を確立し、水利調整その他水利使用に関する制度を整備し、洪水時に対応する防災上の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2 第二条 前条に規定する自動車道(以下「関越自動車道」という。)の予定路線は、別に法律で定める。政府は、すみやかに、前項の規定により法律で定めるべき予定路線に係る法律案を、起点を東京都、終点を新潟市とし、主たる経過地を川越市附近及び前橋市附近とする路線を基準として作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により国会に提出すべき法律案の内容となるべき関越自動車道の予定路線を、国土開発総幹線自動車道建設審議会(以下「審議会」という。)の議を経て、決定しなければならない。

4 この法律において「関越自動車道」とは、関越自動車道建設法(昭和三十八年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

2 高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)の一部を次の年法律第七十九号の一部を次に規定する。

2 第二条第一項に規定する関越自動車道をいう。

第三条第一項中「及び東海道幹線自動車道建設法(昭和三十五年法律第二百三十九号)第二条に規定する東海道幹線自動車道」を「、東海道幹線自動車道建設法(昭和三十五年法律第二百三十九号)第二条に規定する東海道幹線自動車道」に改めるとし、第二号の次に次の一号を加える。

三 関越自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

第三項中「第六十七条、第六十八条第二項及び第七十条第一項の規定の適用については、これらの規定における河川管理者は、建設大臣とする。」  
 第二条 前条に規定する自動車道(以下「関越自動車道」という。)の予定路線は、別に法律で定める。政府は、すみやかに、前項の規定により法律で定めるべき予定路線に係る法律案を、起点を東京都、終点を新潟市とし、主たる経過地を川越市附近及び前橋市附近とする路線を基準として作成し、これを国会に提出しなければならない。

2 第二条第一項に規定する関越自動車道をいう。

第三条 内閣総理大臣は、前項の規定により国会に提出すべき法律案の内容となるべき関越自動車道の予定路線を、国土開発総幹線自動車道建設審議会(以下「審議会」という。)の議を経て、決定しなければならない。

4 この法律において「関越自動車道」とは、関越自動車道建設法(昭和三十八年法律第二百三十九号)の一部を次に規定する。

2 第二条第一項に規定する関越自動車道をいう。

第三条 内閣総理大臣は、関越自動車道の予定路線のうち建設を開始すべき路線の建設に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を立案し、審議会の議を経て、これを決定しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により基本計画を決定したときは、

3 関越自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指

第七条 この法律の施行前に旧法又はこれに基づく命令の規定に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この附則に規定するものを除くほか、この法律の施行に関し必要な事項は、別に法律で定めることとする。

第八条 この附則に規定するものを除くほか、この法律の施行に関し必要な事項は、別に法律で定めることとする。

第九条 この法律の施行前に旧法又はこれに基づく命令の規定に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 第二条第一項に規定する関越自動車道をいう。

第三条 内閣総理大臣は、前項の規定により第二十三條から第二十七条までの規定を受けたものとみなされるものについて準用する。

2 第二条第一項に規定する関越自動車道をいう。

第三条 内閣総理大臣は、前項の規定により第二十三條から第二十七条までの規定を受けたものとみなされるものについて準用する。

2 第二条第一項に規定する関越自動車道をいう。

第三条 内閣総理大臣は、前項の規定により第二十三條から第二十七条までの規定を受けたものとみなされるものについて準用する。

第四条第二項及び第三項中「又は第三号」を「第三号又は第四号」に改める。

第五条第一項中「又は第三号」を「第三号又は第四号」に改め、同

条第二項中「国土開発総合自動車道に係るものは」を「国土開発総合自動車道に係るものについて

総合自動車道に係るものについて

は「に改め、「基本計画に」の下に「関越自動車道に係るものにつ

いては、「関越自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画に」を加え、同条第三項

中「又は第三号」を「第三号又は第四号」に改める。

総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十五条第一項の表の国土開発総合自動車道建設審議会の項中

「及び高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)及び関越自動車道建設法(昭和三十八年法律第一号)」に改める。

### 理由

首都圏とこれに近接する日本海沿岸地域との交通の迅速化を図り、相互の産業経済等の關係を一層緊密にし、かつ、関係地域の開発を強力に推進するため、これらの地域を通ずる幹線自動車道として関越自動車道を建設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商業登記法案  
右の内閣提出案は本院において可決した。

### 附則 第一章 登記所及び登記官

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年五月二十九日

衆議院議長 重宗 雄二

衆議院議長清瀬一郎殿

局若しくは出張所が、管轄登記所としてつかざる。

商業登記法

### 目次

第一章 登記所及び登記官(第一  
条 第五条)

第二章 登記簿等(第六条 第十  
三条)

第三章 登記手続(第二十  
二条)

第二節 通則(第十四条 第二  
十六条)

第二節 商号の登記(第二十七  
条 第四十二条)

第三節 未成年者及び後見人の  
登記(第四十三条 第  
五十一条)

第四節 支配人の登記(第五十  
一条 第五十三条)

第五節 合名会社の登記(第五  
十四条 第七十三条)

第六節 合資会社の登記(第七  
十四条 第七十八条)

第七節 株式会社の登記(第七  
十九条 第九十三条)

第八節 有限会社の登記(第九  
十条 第一百二十三条)

第九節 外国会社の登記(第一百  
三十三条 第一百六十二条)

第十節 登記の更正及び抹消  
(第一百七一条 第一百十三  
条)

第十一節 雜則(第一百十四条 第百  
二十一条)

第十二節 第二章 登記簿等

第三章 登記手続

第四章 通則

第五章 手数料

第六章 印鑑証明

第七章 登記簿の滅失と回復

第八章 登記簿の全部又は一部が滅失したときは、法務大臣は、一定の期間を定めて、登記の回復に必要な処分を命ずることができる。

(登記簿等の滅失防止)

第九条 登記簿又はその附属書類が滅失するおそれがあるときは、法務大臣は、必要な処分を命ずることができる。

(登記簿等の閲覧)

第十条 何人でも、登記簿の閲覧を請求することができる。登記簿の附属書類についても、利害関係がある部分に限り、同様とする。

(登記簿等の交付等)

第十一條 何人でも、手数料を納付して、登記簿の原本又は抄本の文

### (管轄登記所)

第一条 商業登記の事務は、当事者の営業所の所在地を管轄する法務

の管轄に属する事務を他の登記所に委任することができる。

第二条 法務大臣は、一の登記所の管轄に属する事務を他の登記所に委任することができる。

(事務の停止)

第三条 登記所においてその事務を停止しなければならない事故が生じたときは、法務大臣は、期間を定めて、その停止を命ずることができることを、登記所に持ち出してはならない。ただし、登記簿の附属書類については、裁判所の命令又は嘱託があつたときは、この限りでない。

(登記簿等の持出禁止)

第七条 登記簿及びその附属書類は、事変を避けるためにする場合を除き、登記所外に持ち出してはならない。ただし、登記簿の附属書類については、裁判所の命令又は嘱託があつたときは、この限りでない。

(登記簿等の持出禁止)

第十二条 第二十条の規定により印鑑を登記所に提出した者は又は支配人若しくは会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二条)による管

財人その印鑑を登記所に提出した者は、手数料を納付して、その印鑑の証明書の交付を請求することができる。

(印鑑証明)

第十三条 前二条の手数料の額は、物価の状況、登記簿の原本の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

(手数料)

第十四条 登記は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、当事者の申請又は官庁の嘱託がなければ、することができない。

(嘱託による登記)

第十五条 官庁の嘱託による登記の手続については、法令に別段の定めがある場合を除くほか、申請に

よる登記に関する規定を準用する。

(当事者出頭主義)

第十六条 登記の申請は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、当事者又はその代理人が登記所に出頭してしなければならない。

2 官庁による登記の嘱託については、嘱託者又はその代理人は、登記所に出頭することを要しない。

(登記申請の方式)

第十七条 登記の申請は、書面でしなければならない。

2 申請書には、次の事項を記載し、申請人が記名押印しなければならない。

1 申請人の氏名及び住所、申請人又はその代表者若しくは代理人が会社であるときは、その商号及び本店並びに代表者の氏名及び住所

2 代理人によつて申請するときは、その氏名及び住所

(登記の添附書面)

第十八条 代理人によつて登記を申請するには、申請書にその権限を証する書面を添附しなければならない。

(登記の申頭)

第十九条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添附しなければならない。

(印鑑の提出)

第二十条 登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。

(登記の順序)

第二十一条 登記官は、受附番号の登記を申請するには、申請書にその権限を証する書面を添附しなければならない。

(登記の順序)

第二十二条 登記官は、受附番号の登記を受け取つたときは、受附帳に登記の種類、申請人の氏名、会社が申請人であるときはその商号、受附の年月日及び受附番号を記載し、申請書に受附の年月日及び受附番号を記載しなければならない。

(登記の順序)

第二十三条 登記官は、受附番号の登記を受け取つたときは、受附帳に登記の種類、申請人の氏名、会社が申請人であるときはその商号、受附の年月日及び受附番号を記載し、申請書に受附の年月日及び受附番号を記載しなければならない。

(登記の順序)

第二十四条 登記官は、次の場合に理由を附した決定で、申請を却下しなければならない。ただし、申請の不備が補正することができるものである場合において、申請人が即時にこれを補正したときは、この限りでない。

(登記の順序)

第二十五条 登記官は、登記の申請書を受け取つたときは、受附帳に登記の種類、申請人の氏名、会社が申請人であるときはその商号、受附の年月日及び受附番号を記載し、申請書に受附の年月日及び受附番号を記載しなければならない。

(登記の順序)

第二十六条 登記官は、受附番号の登記を受け取つたときは、受附帳に登記の種類、申請人の氏名、会社が申請人であるときはその商号、受附の年月日及び受附番号を記載し、申請書に受附の年月日及び受附番号を記載しなければならない。

(登記の順序)

第二十七条 登記官は、受附番号の登記を受け取つたときは、受附帳に登記の種類、申請人の氏名、会社が申請人であるときはその商号、受附の年月日及び受附番号を記載し、申請書に受附の年月日及び受附番号を記載しなければならない。

(登記の順序)

第二十八条 登記官は、受附番号の登記を受け取つたときは、受附帳に登記の種類、申請人の氏名、会社が申請人であるときはその商号、受附の年月日及び受附番号を記載し、申請書に受附の年月日及び受附番号を記載しなければならない。

(登記の順序)

第二十九条 登記官は、受附番号の登記を受け取つたときは、受附帳に登記の種類、申請人の氏名、会社が申請人であるときはその商号、受附の年月日及び受附番号を記載し、申請書に受附の年月日及び受附番号を記載しなければならない。

(登記の順序)

第三十条 登記官は、受附番号の登記を受け取つたときは、受附帳に登記の種類、申請人の氏名、会社が申請人であるときはその商号、受附の年月日及び受附番号を記載し、申請書に受附の年月日及び受附番号を記載しなければならない。

(登記の順序)

第三十一条 登記官は、受附番号の登記を受け取つたときは、受附帳に登記の種類、申請人の氏名、会社が申請人であるときはその商号、受附の年月日及び受附番号を記載し、申請書に受附の年月日及び受附番号を記載しなければならない。

(登記の順序)

第三十二条 登記官は、受附番号の登記を受け取つたときは、受附帳に登記の種類、申請人の氏名、会社が申請人であるときはその商号、受附の年月日及び受附番号を記載し、申請書に受附の年月日及び受附番号を記載しなければならない。

(登記の順序)

第三十三条 登記官は、受附番号の登記を受け取つたときは、受附帳に登記の種類、申請人の氏名、会社が申請人であるときはその商号、受附の年月日及び受附番号を記載し、申請書に受附の年月日及び受附番号を記載しなければならない。

(登記の順序)

第三十四条 登記官は、受附番号の登記を受け取つたときは、受附帳に登記の種類、申請人の氏名、会社が申請人であるときはその商号、受附の年月日及び受附番号を記載し、申請書に受附の年月日及び受附番号を記載しなければならない。

(登記の順序)

第三十五条 登記官は、受附番号の登記を受け取つたときは、受附帳に登記の種類、申請人の氏名、会社が申請人であるときはその商号、受附の年月日及び受附番号を記載し、申請書に受附の年月日及び受附番号を記載しなければならない。

(登記の順序)

第三十六条 登記官は、受附番号の登記を受け取つたときは、受附帳に登記の種類、申請人の氏名、会社が申請人であるときはその商号、受附の年月日及び受附番号を記載し、申請書に受附の年月日及び受附番号を記載しなければならない。

(登記の順序)

第三十七条 登記官は、受附番号の登記を受け取つたときは、受附帳に登記の種類、申請人の氏名、会社が申請人であるときはその商号、受附の年月日及び受附番号を記載し、申請書に受附の年月日及び受附番号を記載しなければならない。

(登記の順序)

第三十八条 登記官は、受附番号の登記を受け取つたときは、受附帳に登記の種類、申請人の氏名、会社が申請人であるときはその商号、受附の年月日及び受附番号を記載し、申請書に受附の年月日及び受附番号を記載しなければならない。

(登記の順序)



添附しなければならない。 (後見人登記の登記事項等)
第四十八条 商法第七条第一項の規定による登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。
一 後見人の氏名及び住所
二 無能力者の氏名及び住所
三 営業の種類
四 営業所
2 第二十九条の規定は、後見人の登記に準用する。
(申請人)
第四十九条 後見人の登記は、後見人の申請によつてする。
2 無能力者が能力者となつたことによる消滅の登記は、その者も申請することができる。
3 後見人の退任による消滅の登記は、新後見人も申請することができる。
(添附書面)
第五十条 前条第二項又は第三項の登記の申請書には、無能力者が能力者となつたこと又は後見人が退任したことと証する書面を添附しなければならない。
2 第四十五条第二項及び第三項並びに第四十六条の規定は、後見人の登記に準用する。
第四节 支配人の登記
(登記事項等)
第五十一条 支配人の登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

添附しなければならない。
二 営業主の氏名及び住所
三 営業主が数個の商号を使用して數種の営業をするときは、支配人が代理すべき営業及びその使用すべき商号
四 支配人を選いた営業所
五 数人の支配人が共同して代理権を行なうべきことを定めたときは、その規定
2 第二十九条の規定は、支配人の登記に準用する。
(会社の支配人の特則)
第五十二条 会社の支配人の登記は、会社の登記に準用する。

(設立の登記)
第五十五条 設立の登記は、会社を代表すべき者の申請によつてする。
2 前項の登記の申請書には、定款を添附しなければならない。
(支店所在地における登記)
第五十六条 第十六条第一項の規定は、本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地においてする登記の申請については、適用しない。

(入退社の登記)
第五十九条 第五十六条第三項の規定は、新所在地における登記の申請に準用する。
2 旧所在地を管轄する登記所においては、前項の場合を除き、遅延なく、前条第一項の登記の申請書及びその添附書類並びに同項の印鑑を新所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。
3 新所在地を管轄する登記所においては、前項の申請書の送付を受けた場合において、前条第一項の登記をしたとき又はその登記の却下したときは、遅滞なく、その旨を旧所在地を管轄する

(解散の登記)
第六十条 社員の入社又は退社による変更の登記の申請書には、その事実を証する書面を添附しなければならない。
2 定款に定めた事由の発生による登記すべき事項は、解散の旨、その事由及び年月日とする。
3 会社を代表すべき清算人の申請書には、その資格を証する書面を添附しなければならない。
4 旧所在地を管轄する登記所においては、前項の申請書の送付を受けた旨及びその年月日を登記しなければならない。

(本店移転の登記)
第五十七条 本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請書には、
2 登記所に通知しなければならない。
3 旧所在地を管轄する登記所においては、前項の規定により登記を受けるまでの間は、本店の所在地の登記所に申請する旨及びその年月日を登記しなければならない。
4 旧所在地を管轄する登記所においては、前項の規定により登記を受けるまでの間は、本店の所在地の登記所に申請する旨及びその年月日を登記しなければならない。

ければならない。ただし、商法第二百二十九条第二項の規定により会社を代表する清算人については、この限りでない。

## (清算人の登記)

第六十二条 業務執行社員が清算人となつた場合の清算人の登記の申

請書には、定款を添附しなければならない。

2 社員が選任した清算人の選任の登記の申請書にはその者が就任を承諾したことと証する書面を、裁判所が選任した清算人の選任の登記の申請書にはその選任並びに商法第二百二十三条第一項第二号及び第三号に掲げる事項を証する書面を添附しなければならない。

第六十三条 清算人の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添附しなければならない。

2 裁判所が選任した清算人に關する商法第二百二十三条第一項第二号又は第三号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、変更の事由を証する書面を添附しなければならない。

（清算結了の登記）

第六十四条 商法第二百十九条ノ二の規定による登記の申請書には、会

社財産の処分が完了したことを証する書面を添附しなければならない。

（清算結了の登記）

第六十四条 商法第二百十九条ノ二の規定による登記の申請書には、会社財産の登記簿の謄本。ただし、当該登記所の管轄区域内

する総社員が作成した書面を添附しなければならない。

## 2 商法第二百三十四条の規定による登記の申請書には、清算人がその計算の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

（継続の登記）

第六十五条 会社の設立の無効又は取消しの判決が確定した場合において、会社を継続したときは、継続の登記の申請書には、その判決の勝訴を添附しなければならない。

2 第五十五条第一項の規定は、前項の登記に準用する。

## 3 設立委員の資格を証する書面

第六十九条 合併による解散の登記の申請については、合併後存続する会社（以下「存続会社」という。）の登記に準用する。

2 第五十五条第一項の規定は、前項の登記に準用する。

## 4 申請書の添附書面に関する規定

第六十七条 合併による変更の登記の申請書には、次の書類を添附しない。

第六十八条 合併による変更又は設立の登記においては、合併により消滅する会社（以下「消滅会社」という。）の商号及び本店並びに合併した旨をも登記しなければならない。

第六十六条 合併による変更又は設立の登記においては、合併により消滅する会社（以下「存続会社」という。）の商号及び本店並びに合併した旨をも登記しなければならない。

第六十九条 合併による解散の登記の申請については、合併後存続する会社（以下「新設会社」という。）を代表すべき者が新設会社を代表する。

2 本店の所在地における前項の登記の申請は、当該登記所の管轄区域に存続会社又は新設会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してし

めに登記する場合は、会社の組織を変更した場合の合資会社についてする登記においては、会社の組織を変更した旨及びその年月日を登記しなければならない。

（組織変更の登記）

第七十条 存続会社又は新設会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第三項の登記の申請書には、合名会社についての前項の登記の申請については適用しない。

2 申請書の添附書面に関する規定は、合併による変更又は設立の登記に準用する。

## 3 第七十四条に規定する書面

第六十七条 第五十四条から第七十一条までの規定は、合資会社の登記に準用する。

2 有限責任社員を加入させたときは、その加入を証する書面

（準用規定）

第六十八条 第五十四条から第七十一条までの規定は、合資会社の登記に準用する。

3 第七十四条に規定する書面

第七十三条 合名会社が合資会社についての登記の申請と合資会社に

に消滅会社の本店又は支店がある場合を除く。

第六十八条 合併による設立の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

2 第五十五条第一項の規定は、前項の登記に準用する。

2 存続会社又は新設会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の場合において、合併による変更又は設立の登記をしたときは、運営なく、その登記の日を同項の登記の申請書に記載し、これを消滅会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

（設立の登記）

第六節 合資会社の登記

第七十二条 前条の登記の申請書には、次の書類を添附しなければならない。

2 申請書の添附書面に関する規定は、合資会社の登記に準用する。

3 登記官は、第一項の登記の申請のいすれかにつき第二十四条各号に掲げる事由があるときは、これらの申請と共に却下しなければならない。

ついての登記の申請とは、同時にしなければならない。

2 申請書の添附書面に関する規定は、合資会社についての前項の登記の申請については適用しない。

3 登記官は、第一項の登記の申請のいすれかにつき第二十四条各号に掲げる事由があるときは、これらの申請と共に却下しなければならない。

2 申請書の添附書面に関する規定は、合資会社の登記に準用する。

3 登記官は、第一項の登記の申請のいすれかにつき第二十四条各号に掲げる事由があるときは、これらの申請と共に却下しなければならない。





2 登記官は、登記をした者の住所又は居所が知れないときは、前項の通知に代え官報で公告しなければならない。

3 登記官は、官報のほか相当と認める新聞紙に同一の公告を掲載することができる。

第百十一条 登記官は、異議を述べた者があるときは、その異議につき決定をしなければならない。

第百十二条 登記官は、異議を述べた者がないとき、又は異議を却下したときは、登記を抹消しなければならない。

第百十三条 前三条の規定は、本店及び支店の所在地において登記すべき事項の登記については、本店の所在地においてした登記のみに適用する。ただし、支店の所在地における登記のみにつき抹消の事由があるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、登記を抹消したときは、登記官は、遅滞なく、その旨を支店の所在地の登記所に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けたときは、登記官は、遅滞なく、登記を抹消しなければならない。

## 第四章 雜則

(審査請求事由)

第百十四条 登記官の処分を不当とする者は、監督法務局又は地方法務局の長に審査請求をすることができる。

## 2 登記官は、登記をした者の住所

又は居所が知れないときは、前項の通知に代え官報で公告しなければならない。

3 登記官は、官報のほか相当と認める新聞紙に同一の公告を掲載することができる。

第百十五条 審査請求をするには、登記官に審査請求書を提出しなければならない。

(審査請求書)  
第百十六条 登記官は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。

第百十七条 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、三日内に、意見を附して事件を監督法務局又は地方法務局の長に送付しなければならない。

第百十八条 法務局又は地方法務局の長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか利害関係人に通知しなければならない。

第百十九条 行政不服審査法の規定の適用除外

第百二十条 第二項第一項中「旧所在地

二於テハ二週間内ニ」を「二週間内ニ旧所在地ニ於テハ」に、「新所在

地ニ於テハ三週間内ニ」を「新所在

地ニ於テハ」に改める。

(非訟事件手続法の一部改正)

第四条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

(行政不服審査法の規定の適用除外)

第百二十一条 第二項中「申請書」

上に「法人設立ノ登記ノ」を加え、同条第一項を削る。

第二章 経過措置(第四十条~第四十五条)

目次  
第一章 関係法令の一部改正等  
(第一条~第三十九条)  
第二章 経過措置(第四十条~第四十五条)

## 附則

第一章 関係法令の一部改正等

(商事非訟事件印紙法の一部改正)

(第一条~第三十九条)

(商事非訟事件印紙法の一部改正)

(明治二十三年法律第六十六号)の一部

を次のように改正する。

第一条 中「登記ニ關ル場合ヲ除

ク外」を削る。

(登録税法の一部改正)

第二条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

法務省令で定める。

昭和三十八年五月一十九日

## 附則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項は、別に法律で定める。

第六条第一項第十四号ノ四の次に次の一号を加える。  
第百三十九条 第百七十五条、第百七十六条及ビ第百七十七条を「及ビ第百三十八条」に改める。

第三条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のよろに改正する。

前項ノ規定ハ日本ニ事務所ヲ設ケタル外國法人ノ登記ニ之ヲ準用ス

第百二十条 第二項中「申請書」

上に「法人設立ノ登記ノ」を加え、同条第一項を削る。

第五章 商業登記

第一節 通則

第二節 商号ノ登記

第三節 未成年者及ビ

第四節 支配人及ビ

第五節 合名会社及ビ

第六節 削除式会社及ビ

第七節 国際会社ノ

第八節 登記

第九節 登記

第十節 登記

十一節 登記

十二節 登記

十三節 登記

十四節 登記

十五節 登記

十六節 登記

十七節 登記

## 第三十七条

「第百三十九条 第百七十五条、第百七十六条及ビ第百七十七条」

を「及ビ第百三十八条」に改め

る。

第百十七条に次の一項を加え

る。

前項ノ規定ハ日本ニ事務所ヲ設

ケタル外國法人ノ登記ニ之ヲ準

用ス

第百二十条第二項中「申請書」

上に「法人設立ノ登記ノ」を加え、

同条第一項を削る。

第百二十二条第二項中「申請書」

ニハ理事又ハ仮理事ノ資格ヲ証ス

ル書面及ビ」を「事務所ノ新設又ハ

事務所ノ移転其他登記事項ノ変更

ノ登記ノ申請書ニハ」に改め、同条

第三項及び第一項を削る。

第百二十二条第二項中「申請書」

の上に「法人ノ解散ノ登記ノ」を加

え、同条第一項を削る。

第百二十四条及び第百二十五条

を次のように改める。

第百二十四条 商業登記法第二条

乃至第五条、第七条乃至第十八

条、第二十条乃至第二十三条、第

二十四条第一号乃至第十二号及

ビ第十四条、第二十六条並ニ第

百七条乃至第二十条ノ規定ハ

法人及ビ日本ニ事務所ヲ設ケタ

ル外國法人ノ登記ニ同法第五十

五一条第一項、第五十六条乃至第

五十九条、第六十二条及ビ第六

十三条ノ規定ハ法人ノ登記ニ同

法第三百三条乃至第六百六条ノ規定





















昭和二十八年七月四日 衆議院会議録第四四十八号(その一)

## 附 則

日(昭和三十九年四月一日)から施行する。ただし、第七条中商法第二百十一条第四号、第二百八十二条ノ四第一項及び第四百九十八条第一項第九号の改正規定は、公布の日から施行する。

一級に該當する程度の廃疾の状態にあるもの」に改める。  
第六十二条中「一万二千円」を「一万五千六百円」に改める。  
第六十三条第三項各号を次のように改める。

ら第五号まで又は第八号のい  
ずれかに該当するに至つたと  
き。

右  
一部を改正する法律案  
国民年金法及び児童扶養手当法

昭和三十八年一月二十九日

国民年金法及び児童扶養手当法  
の一部を改正する法律  
(国民年金法の一部改正)  
法律第百四十一号) の一部を次の  
ように改正する。

第七条第二項第一号中「厚生年金保険法附則第十八条」規定

する共済組合の組員」を削る。  
第二十七条第三項中「一万一千円」を「一万三千一百円」に改め  
る。

第五十八条中「一万八千円」を「二万一千六百円」に改める。

第六十六条第一項及び第二項を  
着手手当法の一部を改正する法律案  
次のように改める。

第六十六条第三項中「所得につき所得税法の規定により計算した

する所得の範囲及びその額の計算方法については、前条第一項から第三項までに規定する所得の範囲及びその額の計算方法の例による」に改める。

第七十九条の二第三項中「二万  
三千円二十七万三千二百円三段

二千円」を「一万三千二百円」に改め、同条第六項中「及び第二項」を

「第二項及び第四項」に改める。

第七十九条の四第一項中「義務教育終  
教育終了前のもの」を「義務教育終

了前であるか又は二十歳未満で別  
表二室から一般に該当する程度の

表は定める。一組は認定する。種別は廃疾の状態にあるもの」に改め

る。

第十一條第三項】一審在審終了前のもの」を「義務教育終了前

であるか又は二十歳未満で別表に定める一級に該当する程度の精神疾

の状態にあるもの」に改める。

**第八十三条第二項を削る。**

九〇

第七条の二 被保険者（第七条第一項又は附則第六条第一項の規

定による被保険者を除く。)が、

第七条第一項第一号に該当する

つた後同号に該当しなくなつた

ときは、都道府県知事に申し出

て、被保険者となることができ  
る。ただし、その者が、日本國  
民でないとき、又は日本國內に

住所を有しないときは、この限りでない。

2 前項の申出は、第七条第二項第一号に該当しなくなつた日から起算して三箇月以内に行なわなければならない。

3 第一項に規定する被保険者は、第七十八条第一項に規定する老齢年金の裁定の請求をしたときは、被保険者の資格を喪失する。

4 第七十五条第三項から第五項まで及び前条第三項の規定は、第一項に規定する被保険者について準用する。この場合において、第七十五条第五項第四号中「被保険者期間」とあるのは「昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間」と読み替えるものとする。

第九条の三 第三十七条第一項又は第四十一条の二第一項に規定する母子年金又は準母子年金が、第四十一条第二項(第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定によりその額の一部につき支給を停止されるべき場合において、停止されない部分の額が一万五千六百円(第三十七条第一項に規定する要件に該当する子

又は第四十一条の二第二項に規定する要件に該当する孫若しくりでない。

は弟妹が二人以上あるときは、一万五千六百円にその子、孫又は弟妹のうち一人を除いた子、孫又は弟妹一人につき四千八百円を加算した額とする。以下同じ。)未満であるときは、第四十一条第二項の規定にかかわらず、当分の間、一万五千六百円に満たない額に相当する部分の支給の停止は、行なわない。

(児童扶養手当法の一部改正)  
第二条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「者」の下に「又は二十歳未満で別表第一号から第八号までに定める程度の廃疾の状態若しくは内科的疾患に基づかない同表第九号に定める程度の廃疾の状態にある者」を加え、同条第三項中「事実上婚姻關係と同様の事情にある者」の下に「を含み、「父」には、母が児童を懷胎した當時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻關係と同様の事情にあつた者」を加える。

第四条第二項第四号中「法律第九十六条」を「法律第百九十一号」に改め、同項第七号中「(母が当該児童を懷胎した當時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻關係と同様の事情にあつた者)」を加える。

第五条第一項中「十五万円」を「十八万円」に改め、同項第二号中「所得につき、所得税法の規定により計算した当該損

関係と同様の事情についた配偶者を含む。」を削り、同項第八号中「配偶者」の下に「別表に定める程度の廢疾の状態にある父を除く。」を加える。

第五条中「八百円」を「千円」に、「一千四百円」を「千七百円」に改め、「十九万円」を「十五万円」に改め、「十八万円」に改め、同項第二項を削る。

第十条から第十二条までを次のよう改める。

第十二条 育児者に対する手当

は、その養育者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、所得税法昭和二十二年法律第二十七号に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、同法第十二条の八、第十二条の九及び第十二条の規定を適用した場合に所得税が課せられないこととなる同法第九条第一項第五号に規定する給与所得の最高額を基準として政令で定める額によつて、その他の場合に

は、その額を基準とし控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて政令で定める額以上であるとき、その他の場合は、その額を基準とし控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び

1 (施行期日)  
附則  
この法律は、公布の日から施行されるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第二十九条第二項中「児童の父その他の者」を「当該児童又は当該児童の父」に改める。

第二十九条第二項中「児童又は児童の父」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第五十八条、第六十二条及び第七十九条の二第三項の改正規定は、昭和三十八年九月一日から施行する。

(障害福祉年金等の額の改定)  
2 昭和三十八年九月一日前に障害年金、母子福祉年金、準母子年金に規定する要件に該当する法律案

に規定する控除対象配偶者及び扶養親族が五人である場合に

は、給与所得の収入金額六十万円により計算した額以上であるとき、その他の場合には、その額を基準とし控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて政令で定める額以上であるとときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第三号中「所得につき、所得税額が、第十一條の規定により計算した当該損害を受けた年分の所得額を定める額」と改め、同条第三項の規定に基づく政令で定める金額を「当該損害を受けた年の所得額」を「当該損害を受けた年の所得額を定める額をこえる」と改め、同項

の規定により計算した当該損害を受けた年分の所得税額が、第十一

条の規定に基づく政令で定める金額を「当該損害を受けた年の所得額を定める額を改め、同条の次に次の二条を加へる。

第十三条の二 第九条から第十二条まで及び前条第二項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第十四条第二号中「当該児童の父その他の者」を「当該児童又は当該児童の父」に改める。

第二十九条第二項中「児童の父その他の者」を「児童又は児童の父」に改める。

第二十九条第二項中「児童又は児童の父」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法第五十八条、第六十二条及び第七十九条の二第三項の改正規定は、昭和三十八年九月一日から施行する。

(障害福祉年金等の額の改定)  
2 昭和三十八年九月一日前に障害年金、母子福祉年金、準母子年金に規定する要件に該当する法律案

福社年金又は老齢福祉年金の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の国民年金法第五十一条、第六十二条（同法第六十四条の四において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。  
(母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給要件に関する経過措置)  
この法律の施行の際現に母子福  
祉年金又は準母子福祉年金の受給  
権を有する妻又は祖母若しくは姉  
が、この法律による改正後の国民  
年金法第六十一条第一項に規定す  
る要件に該当する子又は同法第六  
十四条の三第二項に規定する要件  
に該当する孫若しくは弟妹であつ  
て、別表に定める一級に該当する  
程度の廃疾の状態にあるもの（義  
務教育終了前のものを除く。）と生  
計を同じくするときは、この法律の  
施行の日の属する月の翌月から、  
その子又は孫若しくは弟妹の数に  
応じて、その母子福祉年金又は準  
母子福祉年金の額を改定する。  
夫の死亡の当时夫によつて生計  
を維持した妻であつてこの法律の  
施行の日ににおいて二十歳をこえる  
もの（前項に規定する妻を除く。）  
が、この法律の施行の際現に夫又

は妻の子であつて別表に定める一級に該当する程度の廢疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後であるもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときは、この法律による改正後の国民年金法第六十一条第一項本文の規定にかかるらず、その者に同条の母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 妻が、現に婚姻をしてゐるとき。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつているとき（夫の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしているとか、又は妻以外の者の養子となつているとき（その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

夫、男子たる子、父又は祖父の死亡の当時その死亡者によつて生計を維持した祖母又は姉であつて、この法律の施行の日において二十歳をとえるもの（附則第三項に規定する祖母又は姉を除く。）が、この法律の施行の際現にこの法律による改正後の国民年金法第六十四条の三第二項に規定する準

母子状態(同項に規定する孫又は弟妹は、義務教育終了後であるものに限る。)にあるときは、同条第一項本文の規定にかかるわらず、その者に同条の準母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 祖母又は姉が、現に婚姻をしているとき。
- 二 祖母又は姉が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつてゐるとき(その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る。)。
- 三 祖母又は姉と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしているか又は祖母又は姉以外の者の養子となつてゐるとき(その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。)。

(障害福祉年金等の支給停止に関する経過措置)

この法律による改正後の国民年金法第六十五条第六項、第六十六条及び第六十七条(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和三十七年以降の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、昭和三十六年

7 前項の場合において、昭和三十九年八月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金についての廃止については、この法律による改正後の国民年金法第六十五条第一項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）中「十八万円」とあるのは「十五万円」と、同法第六十六条第二項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）中「六十万円」とあるのは「五十万円」と、それぞれ読み替えるものとする。

（高齢任意加入被保険者に関する経過措置）

9 この法律による改正後の国民年金法附則第七条の二第三項及び第四項の規定は、前項の規定によらず、申出をした者について準用する。  
(母子年金及び準母子年金の支給停止に関する経過措置)  
10 この法律による改正後の国民年金法附則第九条の三の規定は、昭和三十八年九月以降の月分の母子年金及び準母子年金について適用し、同年八月以前の月分のこれよりの年金についての当該夫、男子なる子、父又は祖父の死亡による公的年金給付を受けることができることによる支給の停止については、なお従前の例による。

(手当の額に関する経過措置)  
11 この法律による改正後の児童扶養手当法第五条の規定は、昭和三十八年九月以降の月分の児童扶養手当(以下「手当」という。)について適用し、同年八月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

(手当の支給制限に関する経過措置)  
12 この法律による改正後の児童扶養手当法第九条から第十二条まで及び第十三条第二項の規定は、昭和三十七年以降の年の所得による支給の制限について適用し、昭和三十六年の所得による支給の制限

については、なお従前の例によ  
る。

前項の場合において、昭和三十八年八月以前の月分の手当についての昭和三十七年の所得による支給の制限については、この法律による改正後の児童扶養手当法第九条中「十八万円」とあるのは「十五万円」と、同法第十二条及び第二条中「六十万円」とあるのは「五十万円」と、それぞれ読み替えるものとする。

#### (手当の支給に関する経過措置)

この法律の施行の際現にこの法律による改正前の児童扶養手当法の規定による手当の支給要件に該当していない者であつて、この法律による改正後の児童扶養手当法の規定による手当の支給要件に該当するものが、この法律の施行の日から起算して一箇月以内に児童扶養手当法第六条第一項の認定の請求をしたときは、その者に対する手当の支給は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日の属する月の翌月から始める。

この法律の施行の際現に手当の支給を受けている者が二十歳未満で児童扶養手当法別表第一号から第八号までに定める程度の廃疾の状態又は内科的疾患に基づかない同表第九号に定める程度の廃疾の

状態にある者（この法律による改正前の同法第三条第一項に規定する児童を除く。）を監護し、又は養育している場合における手当の額の改定は、その者が、この法律の施行の日から起算して一箇月以内に、改定後の額につき認定の請求をしたときは、同法第八条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日の属する月の翌月から行なう。

理由

福祉年金及び児童扶養手当について、その額を引き上げるとともに、支給要件及び支給制限を緩和する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 案 船員保険法の一部を改正する法律

右  
国会に提出する。  
昭和三十八年二月二十日  
内閣総理大臣 池田 勇人

目次中「失業保険金(第三十三条)」を「失業保険金(第三十三条ノ四)」に、  
「第八節 遺族年金及葬祭料(第五十一条ノ二)」を「第九節 保険給付ノ制限(第五十七条ノ二)」に、  
「第八節 行方不明手当金(第四十九条ノ八)」を「第十節 福祉施設(第五十七条ノ一)」に、  
「第九節 遺族年金及葬祭料(第五十一条ノ二)」を「第十一節 福祉施設(第五十七条ノ二)」に、  
「第十節 保険給付ノ制限(第五十七条ノ二)」を「第十二節 福祉施設(第五十七条ノ三)」に改める。  
第二十二条第一項中「脱退」の下に  
「行方不明」を加える。  
第五条第一項中「障害手当金」の下  
に「行方不明手当金」を加える。  
第二十二条の次に次の二条を加え  
る。

第二十二条ノ二 行方不明手当金ヲ  
受クベキ被扶養者ノ範囲ハ左ニ掲  
グル者ニシテ被保険者ガ行方不明  
ト為リタル當時至トシテ其ノ者ニ  
依リ生計ヲ維持シタルモノトス  
一 被保険者ノ配偶者、子、父  
母、孫及祖父母  
二 被保険者ノ三親等内ノ親族ニ  
シテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯  
ニ属スルモノ  
三 被保険者ノ配偶者ニシテ届出  
ヲ為サザルモ事實上婚姻關係ト  
同様ノ事情ニ在ルモノノ子及父

母ニシテ其ノ被保險者ト同一ノ  
世帯ニ屬スルモノ  
被保險者ガ行方不明ト為リタル當  
時胎兒タル子出生シタルトキハ前  
項ノ規定ノ適用ニ付テハ出生ノ日  
ヨリ被保險者ガ行方不明ト為リタル  
ル時主トシテ其ノ者ニ依リ生計  
ヲ維持シタル子ト看做ス

第二十二条ノ三 行方不明手当金ヲ  
受クベキ者ノ順位ハ前款第一項ニ  
掲グル順序ニ依ルモノトシ同項第  
一号又ハ第三号ニ該當スル者ノ間  
ニ於テハ當該各号ニ定ムル順序ニ  
依リ同項第二号ニ該當スル者ノ間  
ニ於テハ親等ノ少キ者ヲ先ニシヌ但  
シ父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ実父  
父母ヲ後ニシ祖父母ニ付テハ養父  
母ノ父母ヲ先ニシ実父母ノ父母ヲ  
後ニシ父母ノ養父母ヲ先ニシ実父  
母ヲ後ニス

第二十三条ノ二 第一項ただし書を  
次のように改める。  
此ノ場合ニ於テハ第二十二条ノ三  
但書ノ規定ヲ適用ス

第二十三条ノ四 第二項中「第二十  
二乃至」を「第二十二条ノ三、第二  
三条ノ二第一項」を「第二十二条ノ  
三」に改める。

第二十三条ノ五中「第二十三条ノ  
二乃至」を「第二十二条ノ三、第二  
十三条ノ二」に、「遺族」を「被扶  
養者又ハ遺族」に改める。

第二十三条ノ六中「遺族年金」を  
「行方不明手当金又ハ遺族年金」に、

「其ノ年金」を「其ノ手当金又ハ年金」に改める。  
第三十三条ノ五第一項中「疾病、負傷、行方不明」に改める。  
第三十三条ノ九第一項中「百分ノ六十二相当スル金額」の下に「(其ノ額百八十円ニ満タザルトキハ百八十円)」を加え、同条第三項を次のように改める。  
第三十三条ノ三ノ規定ニ該当スル者ガ第三十三条ノ四ノ規定ニ依り海運局又ハ公共職業安定所ニ於テ認定ヲ受ケタル失業ノ期間内自ノノ労働ニ依リ収入ヲ得ルニ至リタル場合ニ於テ其ノ収入ノ一日分ニ相当スル額ヨリ百円ヲ控除シタル額ト其ノ者ニ支給スベキ失業保険金ノ算定ノ基礎ト為リタル標準報酬日額ノ百分ノ八十二相当スル額ヲ超エザルトキハ失業保険金ノ全額ヲ支給シ其ノ合算額ガ其ノ標準報酬日額ノ百分ノ八十二相当スル額ヲ超エユルトキハ其ノ超過額ガ失業保険金ノ日額(前項ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額トス以下之ニ同ジ)ヲ超エザルトキニ限リ失業保険金ノ日額ヨリ其ノ超過額ヲ控除シタル残額ヲ支給ス

第三十三条ノ九第二項の次に次の  
一項を加える。

## 対シ技能習得ニ要スル費用ヲ支給

## 支止する法律案

ノ定ムル日ニ支給スルコトヲ得

於テ当該入所ノ期間ノ終ルベキ日  
ガ其ノ一年ノ期間ヲ経過シタル日  
以後ノ日ナルトキハ其ノ日迄ノ

間( )」トス

第三十六條第二項及び第四十一条

第二項中〔第二十二條第二項〕

第三章中第十節と第十一節とし、  
第一二三條第四項に改める。

第三章中第一節を第一節とする

節とし、第七節の次に次の一節を加

える。

## 第八節 行方不明手當金

#### 第四十九条ノ二 被保険者が職務上

ハ事由ニ因リ行方不明ト為リ外ル

方不明手当金ヲ支給ス但シ行方不

明ノ期間ガ一月ニ満タザルトキハ

此ノ限ニ在ラズ

第四十九条ノ三 行方不明手当金ノ

ト為リタル當時ノ標準報酬日額ニ

## 相当スル金額トス

第四十九条ノ四 行方不明手当金ノ

支給ヲ受クル期間ハ被保険者が行

算シ三月間ヲ限度トス

第四十九条／五 行方不明手当金／

支給ヲ受クベキ者ガ其ノ行方不明

職業安定所ノ長ノ認定ヲ受クルヲ  
第一項ノ規定ニ依ル給付ハ第三十九条ノ十二第一項ニ規定スル日數  
ヨリ既ニ失業保険金ヲ支給セル日數ヲ差引キタル日數ヲ超エテ支給  
セズ  
第一項ノ規定ニ依ル給付ノ支給アリタルトキハ第三十三条ノ十二第一項  
ノ規定ニ依ル給付ヲ支給セル日數ニ相当スル日數分ノ失業保険金ノ  
支給アリタルモノト看做ス  
第一項ノ規定ニ依ル給付ハ海運局、公共職業安定所又ハ都道府県  
庁ニ於テ疾病又ハ負傷ノ為職業ニ就クコトヲ得ザル事情止ミタル後  
最初ニ失業保険金ノ支給ヲ受ク日(当該疾病又ハ負傷ノ為職業  
ニ就クコトヲ得ザル事情止ミタル後  
後ニ于テ失業保険金ノ支給ヲ受ク  
ベキ日ナキ場合ニ於テハ海運局若  
ハ公共職業安定所ノ長又ハ都道府  
県知事ノ定ムル日)ニ支給ス但シ  
疾病又ハ負傷ノ為職業ニ就クコト  
ヲ得ザル期間ガ引続キ一月ヲ超ユ  
ルニ至リタル者ニ付テハ当該疾病  
又ハ負傷ノ為職業ニ就クコトヲ得  
ザル期間中ニ於テ海運局若ハ公共

ノ定期ムル日ニ支給スルコトヲ得  
傷病手当金ノ支給ヲ為スベキ場合  
ニ於テハ之ノ期間第一項ノ規定ニ  
依ル給付ハ之ヲ支給セズ他ノ法令  
(法令ノ規定ニ基ク条例又ハ規約  
ヲ含ム)ニ依リ為サルル傷病手当  
金其ノ他之ニ相当スル給付ニシテ  
政令ヲ以テ定ムルモノノ支給ヲ受  
クル場合ニ於テ亦同ジ

ガ其ノ一年ノ期間ヲ経過シタル日  
以後ノ日ナルトキハ其ノ日迄ノ  
間)トス

第三十六条第二項及び第四十一条  
ノ二第二項中「第二十三条第二項」を  
「第二十三条第四項」に改める。

第三章中第十節を第十一節とし、  
第九節を第十節とし、第八節を第九  
節とし、第七節の次に次の一節を加  
える。

第八節 行方不明手当金

第四十九条ノ二 被保険者方職務上  
ノ事由ニ因リ行方不明ト為リタル  
トキハ其ノ期間被扶養者ニ対シ行  
方不明手当金ヲ支給ス但シ行方不  
明ノ期間ガ一月ニ満タザルトキハ  
此ノ限ニ在ラズ

第四十九条ノ三 行方不明手当金ノ  
額ハ一日ニ付被保険者ガ行方不明  
ト為リタル當時ノ標準報酬日額ニ  
相当スル金額トス

第四十九条ノ四 行方不明手当金ノ  
支給ヲ受クベキ者ガ其ノ行方不明  
方不明ト為リタル日ノ翌日ヨリ起  
算シ三月間ヲ限度トス

第四十九条ノ五 行方不明手当金ノ  
支給ヲ受クベキ者ガ其ノ行方不明



帳の交付を受けているものをい  
う。

この法律において「軍人軍属等」とは、次の各号に掲げる者をいふ。「公務上の傷病」とは、次の各号に掲げる軍人軍属等につきそれぞれ当該各号に規定する負傷又は疾患をいう。

一 恩給法の一部を改正する法律  
(昭和二十一年法律第三十二号)  
による改正前の恩給法(大正十二年法律第四十八号)(以下「改正前」の恩給法」という。)第二十一条に規定する軍人又は準軍人(陸軍及び海軍の廃止後において未復員の状態にある者を含む。)公務による負傷又は疾病(恩給法の規定により公務による負傷又は疾病とみなされるもの及び軍人又は準軍人たる特別の事情に関連して生じた不慮の災難による負傷又は疾病で援護審査会において公務による負傷又は疾病と同視すべきものと議決したもの)を含む。)

二 もとの陸軍若しくは海軍部内の改正前の恩給法第十九条に規定する公務員若しくは公務員に準すべき者（前号に掲げる者に該当する者を除く。）又は戦時又は事変に際し臨時特設の部局又は陸海軍の部隊に配属せしめたる文官補闕の件（明治三十八年勅令第四十三号。以下この号において「文官補闕の件」という。）に規定する文官（陸軍及び海軍の廃止後において未復員（文官補闕の件に規定する文官にあっては、海外からの未帰還を含む。）の状態にあるこれらの者を含む。）昭和十二年七月七日以後における公務による負傷又は疾病（恩給法の規定により公務による負傷又は疾病とみなされるもの及び公務員、公務員に準すべき者又は文官補闕の件に規定する文官たる特別の事情に関連して生じた不慮の災難による負傷又は疾病で援護審査会において公務による負傷又は疾病と同視すべきものと議決したものと含む。）

三　もとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、傭人、工員等後において未復員の状態にある者を含む。)昭和十二年七月七日以後における公務による負傷又は疾病

四　旧国家総動員法(昭和十三年法律第五十五号)、旧関東州國家総動員令(昭和十四年勅令第六百九号)を含む。)に基づいて設立された船舶運営会の運航する船舶の乗組船員 戰地における勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間内及び昭和二十年九月一日以後引き続き海外にあつて帰還するまでの期間内における業務による負傷又は疾病

五　もとの陸軍若しくは海軍の指揮監督のもとに前四号に掲げる者の業務と同様の業務にもつぱら従事中の南滿洲鉄道株式会社件(明治三十九年勅令第百四十二号)に基づいて設立された会社をいう。)の職員又は政令で定

めることに準ずる者 昭和十二年七月七日以後、期間を定めないで、又は一箇月以上の期間を定めて、事変地又は戦地における当該業務に就くことを命ぜられた日から当該業務に就くことを解かれた日までの期間内における業務による負傷又は疾病六 旧国家総動員法第四条又は第五条（旧南洋群島における国家総動員に関する件（昭和十三年勅令第三百十七号）及び旧関東州国家総動員令においてこれらの規定による場合を含む。）の規定に基づく被徴用者又は総動員業務の協力者 業務による負傷又は疾病

九 昭和十四年十二月二十二日の  
閣議決定満洲開拓民に關する根  
本方策に関する件に基づいて組  
織された滿洲開拓青年義勇隊の  
隊員 昭和二十年八月九日以後  
における業務による負傷又は疾  
病

十 旧特別未帰還者給与法（昭和  
二十三年法律第二百七十九号）  
第一条に規定する特別未帰還  
者 昭和二十年九月二日以後引  
き続き海外にあつて帰還するま  
での期間内における自己の責に  
帰することができない事由によ  
る負傷又は疾病で厚生大臣が前  
各号に規定する負傷又は疾病と  
同視することを相当と認めたも  
の

十一 日本国との平和条約第十一  
条に掲げる裁判により拘禁され  
た者 当該拘禁中における自己  
の責に帰することができない事  
由による負傷又は疾病で厚生大  
臣が第一号から第九号までに規  
定する負傷又は疾病と同視する  
ことを相當と認めたもの





該職員をして質問せらるゝのがで  
ある。

### (療養手当の支給)

第十八条 厚生大臣は、引き続き一年以上病院又は診療所に収容され  
て第十一条の規定による療養の給付  
(前条第一項の規定による療養費  
の支給を含む。以下同じ。)を受け  
ている者(以下「長期入院患者」と  
いふ。)に対し、その者の請求によ  
り、療養手当を支給する。

2 療養手当の月額は、二千円と  
し、毎月、その月分を支払うもの  
とする。

おいて、療養手当は、支給しない。

(葬祭費の支給)

**第十九条** 厚生大臣は、第十条の規定による療養の給付を受けている者が当該療養の給付を受けている間に死亡した場合においては、その死亡した者の遺族で葬祭を行なう者に対し、その者の請求により、葬祭費として、五千円を支給する。

**2** 厚生大臣は、前項の規定により葬祭費の支給を受けるべき者がない場合においては、葬祭を行なつた者に対し、その者の請求により、同項に規定する金額の範囲内において、葬祭に要した費用に相当する金額を支給する。

**3** 第一項の遺族の範囲は、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

（更生医療の給  
第二十条 厚生大臣

要する費用を支給することができる。

大臣は、公務上の傷

覚障害、聴覚障害、言語機能障害  
若しくは中枢神経機能障害があ

定は、前項の費用を支給する場合

### (補) 装具の支給及び修理

第二十一条 厚生大臣は、公務上の  
事務により、政令で定める程度の

視覚障害、聽覚障害、言語機能障害若しくは中枢神経機能障害があるり、又は政令で定める程度の肢体不自由の状態にある戦傷病者につ

(国立保養所への収容)

第二十二条 厚生大臣は、公務上の傷病により重度の障害がある戦傷病者について、必要があると認めるとときは、その者の請求により、国立保養所に収容することができる。

(日本国有鉄道の鉄道及び連絡船  
への乗車及び乗船についての無賃  
取扱い)

**第二十三条 戰傷病者で公務上の傷病により政令で定める程度の障害があるもの及び政令で定めるその**

する」とがである報酬の額の基礎は、厚生大臣が定める。

介護者は、運賃を支払うことなく、日本国有鉄道の鉄道又は連絡船に乗車又は乗船することができる。

2 前項の規定により乗車又は乗船することができる回数、等級、区間その他の必要な事項は、政令で定める。

3 国は、第一項の規定による取扱いに伴う鉄道及び連絡船の運賃を負担するものとする。

4 前項の規定による負担の方法その他の必要な事項は、運輸大臣が定める。

### 第三章 雜則

#### (報告及び診断)

第二十四条 厚生大臣は、この法律による援護に關し必要があるときは、戦傷病者及びその他の関係者に対し、報告を求めることができる。

2 厚生大臣は、この法律による援護を受ける戦傷病者について負傷若しくは疾病の状態又は障害の程度を調査するため必要があるときは、その者に医師の診断を受け

るべきことを命ずることができ

る。

(時効)

第二十五条 療養費、葬祭費、第二十条第四項の規定により支給される費用及び第二十一条第四項の規定により支給される費用を受ける

権利は、二年閏行なわないときは、時効によつて消滅する。

#### (譲渡等の禁止)

第二十六条 この法律により援護を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

#### (非課税)

第二十七条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課すことができない。

#### (報告)

第二十八条 第七条の規定に違反した者は、三箇月以下の罰金に処する。

#### (附則)

第一項の規定に基づく厚生大臣の命令に違反した者は、三箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第二十九条 この法律により厚生大臣に属する権限又は権限に属する事務は、政令の定めるところにより、都道府県知事その他政令で

定める者にその一部を委任することができる。

(省令への委任)

### 第四章 訴則

第三十条 訴訟その他不正な手段により戦傷病者手帳の交付を受けた者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第五条第二項又は第六条第二項の規定に基づく厚生大臣の命令に違反した者は、三箇月以下の罰金に処する。

#### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 昭和三十九年四月一日から施行する。

#### (附則)

3 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十三条並びに附則第一項及び第十三項の規定は、昭和三十九年四月一日から施行する。

4 厚生大臣は、この法律の施行の際、現に附則第二十六項の規定による改正前の未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）（以下「旧未帰還者援護法」という。）の規定による療養の給付（療養費の支給を含む。）若しくは附則第二十三項の規定による改正前の戦傷病者戻族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）（以下「旧戦傷病者援護法」といふ。）の規定による更生医療の給付（更生医療に要する費用の支給を含む。）を受け、又は旧戦傷病者援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）は、廃止する。

録等の帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなく報告若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十七条第三項の規定による当該職員の質問に対し、正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(讀替え規定)

### 3 この法律の施行（附則第一項本

文の規定による施行をいう。以下同じ。）の日から起算して一年間

は、この法律（附則第五項を除く。）の規定中「戦傷病者手帳」とあるのは、「戦傷病者認定票」と読み替えるものとする。当該一年を経過した日前に行なわれた行為に対する罰則の適用については、その

日以後も、なお、同様とする。

3 この法律の施行（附則第一項本

文の規定による施行をいう。以下

同じ。）の日から起算して一年間

は、この法律（附則第五項を除く。）の規定中「戦傷病者手帳」とあるのは、「戦傷病者認定票」と読み替えるものとする。当該一年を経

過した日前に行なわれた行為に対する罰則の適用については、その

由がなく報告をせず、又は虚偽

の報告をした者は、

#### (戦傷病者認定票の交付)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 昭和三十九年四月一日から施行する。

#### (附則)

3 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十三条並びに附則第一項及び第十三項の規定は、昭和三十九年四月一日から施行する。

4 厚生大臣は、この法律の施行の際、現に附則第二十六項の規定による改正前の未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）（以下「旧未帰還者援護法」という。）の規定による療養の給付（療養費の支給を含む。）若しくは附則第二十三項の規定による改正前の戦傷病者戻族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）（以下「旧戦傷病者援護法」といふ。）の規定による更生医療の給付（更生医療に要する費用の支給を含む。）を受け、又は旧戦傷病者援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）は、廃止する。

護法の規定により國立保養所に取

容されている者（附則第十四項に

規定する者を除く。）に対しては、

前項の規定により読み替えられた

第四条第一項の規定にかかわら

ず、その者の請求がなくても戦傷

病者認定票を交付するものとす

る。

（戦傷病者認定票の交付を受けた

者に関する経過措置）

5 附則第三項の一年を経過する際

に現に戦傷病者認定票の交付を受けている者に対する戦傷病者手帳

の交付に關し必要な事項は、政令

（指定医療機関に關する経過措置）

6 この法律の施行の際、現に旧未帰還者援護法の規定により指定さ

れていた病院又は診療所は、第十

二条の規定により厚生大臣が指定

した病院又は診療所とみなす。

（療養手当の支給に關する経過措

置）

7 この法律の施行の際現に病院又は診療所に収容されて旧未帰還者

援護法の規定による療養の給付（療

養費の支給を含む。）を受けている

者の当該収容されていた期間（）の

法律の施行の日前の同日に引き続

く期間に限る。）は、第十八条の規定

の適用については、病院又は診療

所に収容されて第十条の規定によ

る療養の給付を受けている期間

（この法律の施行の日以後の同日

に引き続く期間に限る。）に通算す

る。

8 厚生大臣は、附則第四項の規定

により戦傷病者認定票を交付する

者で、この法律の施行の日の属す

る月の前月の月分について旧未帰

還者援護法の規定による療養手当

の支給を受けているものについて

は、第十八条第一項の規定にかか

わらず、その者の請求がなくても

療養手当を支給するものとする。

この場合において、同条第三項中

「療養手当の支給の請求をした日

の属する月の翌月」とあるのは、

「この法律の施行（附則第一項本文

の規定による施行をいう。）の日の

属する月」と読み替えるものとす

る。

（更生医療の給付等に關する経過

措置）

9 この法律の施行の際、現に旧戦

傷病者援護法の規定により更生医

療の給付（更生医療に要する費用

の支給を含む。）を受け、又は国立

保養所に収容されている者は、第

二条の規定により更生医療の給

付（更生医療に要する費用の支給

を含む。）を受け、又は第二十二条

の規定により國立保養所に収容さ

れる者とみなす。

（適用關係）

10 この法律の施行前にすでに旧未

帰還者援護法の規定による療養の

規定期により國立保養所に収容さ

れる者で、この法律の施行の日の属す

る月の前月の月分について旧未帰

還者援護法の規定による療養手当

の支給を受けているものについて

は、第十八条第一項の規定にかか

わらず、その者の請求がなくても

及び第四項の規定によりこれらの

負傷又は疾病とみなされるものを

含む。）を除き、戦傷病者の公務上

の傷病については、当分の間、第

十条から第十九条までの規定は、

適用しない。

（実績の保障）

11 この法律の施行の際現に旧未帰

還者援護法の規定により療養の給

付（療養費の支給を含む。）を受け

ている者及びこれを受けることが

できる者で、この法律の規定によ

り戦傷病者手帳の交付を受けるこ

とができるものについては、当

分の間、政令の定めるところによ

り、療養給付認定票を交付して、

該当する者で、旧特別未帰還者給

付を受ける権利を失つた者（第

二条第二項第十一号に掲げる者に

該当する者で、旧特別未帰還者給

付を受ける権利を失つた者（第

二条第二項第十一号に掲げる者に

加恩給又は傷病年金を支給されて

いる者及び旧軍人等でこれらの法

律の規定による傷病賄金を支給さ

れた者並びにこれらの者の介護者

を除き、戦傷病者及びその介護者

には、当分の間、第二十三条の規

定は、適用しない。

（療養手当の支給）

12 戰傷病者戦没者遺族等援護法第

二条に規定する軍人軍属であつた

者の同法第三条に規定する在職期

間内における公務による負傷又は疾

病（同法の規定により在職期間

内における公務による負傷又は疾

病とみなされるものを含む。）及び

同法第二条に規定する準軍属であ

つた者の公務による負傷又は疾

病（同法の規定により公務による負

傷又は疾病とみなされるものを含

む。）を除き、戦傷病者の公務上の

負傷又は疾病とみなされるものを含

む。）を除き、戦傷病者の公務上の



規定による施行を以る。以下第三項において同じ。) の日前の日で「これららの規定」を「未帰還者に受けることができる期間」に改め、同項に次の一号を加える。

三 戰傷病者特別援護法第十条の規定により療養の給付を受けることができる者については、当該療養の給付(療養費の支給を含む。)に係る療養を終わつた日

第七三条第二項第一号中「第十八条」を削り、「受けとができる者については」を「受けとことができる者については」戦傷病者特別援護法の施行の日前の日で」に、「同条の規定」を「未帰還者留守家族等援護法の規定」に、「受けとができる期間」を「受けとことができる期間」に改め、同項に次の一号を加える。

三 戰傷病者特別援護法第十条の規定により療養の給付を受けることができる者について

は、当該療養の給付（療養費の支給を含む。）に係る療養を終わつた日

第十七条から第二十二条までを次のように改める。

第十七条から第二十二条まで 削除

第四十条第一項中「行政不服審査法」の下に「（昭和三十七年法律第一百六十号）」を加える。

第四十八条第一項中「、第七十七条又は第二十一条の規定により支給を受ける金品」を削る。

第五十条第一項中「、身体障害者福祉法に規定する援護の実施機関」を削る。

（戦傷病者廻復者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

24 この法律の施行前に行なわれた旧戦傷病者援護法第十七条の規定による更生医療の給付に関する規定は、同法第十九条及び第二十条の規定は、なお、その効力を有す

25 第二十二条の規定により支給され

(未帰還者留守家族等援護法の一  
条第一項の規定は、なお、その効  
力を有する。  
部改正)  
26 未帰還者留守家族等援護法の一  
部を次のように改正する。  
第一条中「必要な療養の給付」を  
「帰郷旅費の支給」に改める。  
第十八条から第二十五条までを  
次のように改める。  
第十八条から第二十五条まで 削  
除  
第二十六条中「(療養の給付を受  
ける者については、その受けるこ  
とのできる期間)」を削り、「経過  
した場合」の下に「(戦傷病者特別  
援護法(昭和三十八年法律第  
号)の規定による療養の給付又は  
療養費の支給を受ける者について  
は、当該療養の給付又は療養費の  
支給に係る療養を終わった場合)」  
を加える。  
第二十七条の見出し中「再給付  
等」を「再支給」に改め、同条第一  
項中「以後療養の給付を行はず、

29 この法律の施行前に旧未帰還者定は、なお、その効力を有する。  
援護法第二十五条の規定に該当した者に關しては、同法同条の規定は、なお、その効力を有する。

30 この法律の施行前に旧未帰還者援護法の規定による療養の給付（療養費の支給を含む。）を受けることのできる期間内に当該療養の給付に係る負傷又は疾病がなおつた者又はなおらないで当該期間を経過した者に關しては、同法第二十六条の規定は、なお、その効力を有する。

31 旧未帰還者援護法第十八条、第二十四条、第二十四条の二及び第二十五条の規定により支給される金品については、同法第三十二条第一項の規定は、なお、その効力を有する。

32 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、從前の例による。』

昭和三十八年七月四日 来

## (租税特別措置法の一部改正)

租税特別措置法（昭和三十二年  
法律第二十六号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第二十六條第一項第一号中「未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）」を「戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百二十七号）」に改め、「戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和三十七年法律第百二十七号）」を削る。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

は更生医療の給付に關しては、前項の規定による改正前の租税特別措置法第二十六条第一項第一号の規定は、なお、その効力を有する。別々の状態にかんがみ、療養の給付等の援護措置に関する現行法制を統合

法律の一部を改正する法律  
　　ばい煙の排出の規制等に関する法  
律(昭和三十七年法律第百四十六号)  
の一部を次のように改正する。  
　　目次中「第三十二条」を「第三十二  
条の二」に改める。

はい煙の排出の規制等に関する法律の一部を改正する法律案を提出した。右の内閣提出案は本院において可決された。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年五月二十九日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長清瀬 一郎殿

業事法の一部を改正する法律案  
右の本院提出案を送付する。  
昭和三十八年三月二十九日  
参議院議長 重宗 雄三  
來議院議長清瀬一郎殿

地方公共団体が、ばい煙を発生する施設であつて第二条第三項に規定するばい煙発生施設以外のものについて、その施設において発生するばい煙の指定地域内における排出に關し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

4 第二項の配置の基準は、住民に  
對し適正な調剤の確保と医薬品の  
適正な供給を図ることができるよ  
うに、都道府県が条例で定めるも  
のとし、その制定に当たつては、  
人口、交通事情その他調剤及び医  
薬品の需給に影響を与える各般の  
事情を考慮するものとする。

厚生省令で定める員数に達しないときは、第六条に次の三項を加える。

二 前項各号に規定する場合のほか、その薬局の設置の場所が配置の適正を欠くと認められる場合は、前条第一項の許可を与えないことができる。ただし、当該許可を与えない場合には、理由を附した書面でその旨を通知しなければならない。

う。」を「薬局の管理者(第一項の規定により薬局を実地に管理する薬局開設者を含む。)」に改める。

第二十六条第二項に次のただし書きを加える。

ただし、同条第一項第一号の二及び第二項から第四項までの規定は、もっぱら薬局開設者、医薬品の製造業者若しくは販売業者又は

薬局のうちから薬局の管理者を指定して、その薬局を実地に管理させるときは、この限りでない。

第八条第二項を次のよう改める。

2 薬局開設者が薬剤師でないときは、その薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師のうちから薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させなければならぬ。

第四四十八号(その二) ばい煙の排出の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

第六章中第三十二条の次に次の二

第六条第一号の次に次の二号を加える。

第八条第一項ただし書を次のよ  
うに改める。

が、この法律案を提出する理由であ

(条例との関係)  
第三十二一条の二 この法律の規定は、

一の二 その薬局において墓事に  
関する実務に従事する薬剤師が  
厚生省令で定める員数に達しな

ただし、その薬局において薬事に關する業務に從事する他の薬剤師のうちから薬局の管理者を指定する。

病院、診療所若しくは家畜診療施設の開設者に對してのみ、業として、医薬品を販売し又は授与する一般販売業の許可については、準用しない。

第二十六条に次の二項を加える。

8 前項ただし書の規定に該当する一般販売業の許可を受けている者は、当該許可に係る店舗について、業として、医薬品を、薬局開設者、医薬品の製造業者、輸入販売業者又は販売業者及び病院、診療所又は家畜診療施設の開設者以外の者に対し、販売し、又は授与してはならない。ただし、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

4 前項ただし書の許可について  
は、第六条第一項第一号の二及び  
第二項から第四項までの規定を準用する。

第二十八条第三項第二号中「第六  
条第二号」を「第六条第一項第一  
号」に改め、同条に次の二項を加え  
る。

病院、診療所若しくは家畜診療施設の開設者に對してのみ、業として、医薬品を販売し又は授与する一般販売業の許可については、準用しない。

第二十六条に次の二項を加える。

8 前項ただし書の規定に該当する一般販売業の許可を受けている者は、当該許可に係る店舗について、業として、医薬品を、薬局開設者、医薬品の製造業者、輸入販売業者又は販売業者及び病院、診療所又は家畜診療施設の開設者以外の者に対し、販売し、又は授与してはならない。ただし、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

4 前項ただし書の許可について  
は、第六条第一項第一号の二及び  
第二項から第四項までの規定を準用する。

4 前項に定めるもののほか、薬種商販売業の許可に關しては、第六

条第二項から第四項まで並びに第  
二十六条第二項ただし書、第三項  
及び第四項（第六条第一項第一号  
の二に係る部分を除く。）の規定を  
準用する。

第三十条第二項第一号中「第六条  
第二号」を「第六条第一項第二号」に  
改める。

第七十二条中「第六条第一号」を  
「第六条第一項第一号」に改め、同条  
の次に次の二項を加える。

第七十二条の二 都道府県知事は、  
薬局開設者又は一般販売業者に対  
して、その薬局又は店舗において  
薬事に関する実務に從事する薬剤師  
が第六条第一項第一号の二（第六  
条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく厚生省令で定める員数に達しなくなつた場合においては、当該員数に達  
するよう当該薬剤師の増員を命

ずることができる。

#### 附則

この法律は、公布の日から施行す  
る。ただし、第六条第一号の次に一  
号を加える改正規定、第二十六条第  
二項の改正規定中第六条第一項第一  
号の二に係る部分及び第七十二条の  
次に一条を加える改正規定は、公布  
の日から起算して六月をとえない範  
囲内において政令で定める日から施  
行する。

二項の改正規定中第六条第一項第一  
号の二に係る部分及び第七十二条の  
次に一条を加える改正規定は、公布  
の日から起算して六月をとえない範  
囲内において政令で定める日から施  
行する。

昭和三十八年七月四日

衆議院会議録第四十九号(その二)

一一八一

明治三十五年三月二十二日第三種郵便物認可

定価一部十五円  
(ただし良質紙は二十円)  
(配送料とも)

発行所

東京都港区赤坂見附二番地  
大蔵省印刷局

電話 東京 一六一

官報  
課代代代代